

令和8年厚岸町議会第1回定例会会議録		
招 集 期 日		令和8年3月11日
招 集 場 所		厚 岸 町 議 場
開 閉 日 時	開 会	令和8年3月11日 午前10時00分
	延 会	令和8年3月11日 午後 4時31分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	竹 田 敏 夫	○	8	石 澤 由 紀 子	×
2	室 崎 正 之	○	9	桂 川 実	○
3	佐 藤 淳 一	○	10	堀 守	○
4	金 子 勇	○	11	杉 田 尚 美	○
5	音喜多 政 東	○	12	金 橋 康 裕	○
6	中 川 孝 之	○	13	大 野 利 春	○
7	南 谷 健	○			
以上の結果 出席議員 12名 欠席議員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
亀 井 泰	神 奈 緒 美	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	三 浦 克 宏	教 育 長	滝 川 敦 善
副 町 長	早 川 知 記	教委管理課長	諸 井 公
総 務 課 長	布 施 英 治	教委指導室長	藏 光 貴 弘
総合政策課長	平 下 哲 也	教 委 生 涯 学 習 課 長	車 塚 洋
危機対策室長	四 戸 岸 毅		
税 務 課 長	本 間 直 人	監 査 委 員	黒 田 庄 司
町 民 課 長	渡 部 貴 志	監査事務局長	川 越 一 寿
保健福祉課長	鈴 木 康 史	農委事務局長	石 崎 辰 也
環境林務課長	江 上 圭		
水産農政課長	石 崎 辰 也		
観光商工課長	田 崎 清 克		
建 設 課 長	堀 部 誠		
病院事務長	星 川 雅 美		
水 道 課 長	高 瀬 順 一		
会 計 管 理 者	久 保 田 湖 子		

1. 会議録署名議員

5番	音 喜 多 政 東		
6番	中 川 孝 之		

1. 会 期

3月11日から 3月18日までの8日間 (休会日2日)

令和 8 年厚岸町議会第 1 回定例会議事日程

令和 8 年 3 月 11 日

午前 10 時 開 議

日程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		諸般報告
5		例月出納検査報告
6		町政執行方針
		教育行政執行方針
7	報 告 第 1 号	専決処分事項の報告について
8	諮 問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
	諮 問 第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
9	議 案 第 11 号	令和 8 年度厚岸町一般会計予算
	議 案 第 12 号	令和 8 年度厚岸町国民健康保険特別会計予算
	議 案 第 13 号	令和 8 年度厚岸町介護保険特別会計予算
	議 案 第 14 号	令和 8 年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算
	議 案 第 15 号	令和 8 年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算
	議 案 第 16 号	令和 8 年度厚岸町水道事業会計予算
	議 案 第 17 号	令和 8 年度厚岸町下水道事業会計予算
	議 案 第 18 号	令和 8 年度厚岸町病院事業会計予算
10	議 案 第 19 号	令和 7 年度厚岸町一般会計補正予算
	議 案 第 20 号	令和 7 年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
	議 案 第 21 号	令和 7 年度厚岸町介護保険特別会計補正予算
	議 案 第 22 号	令和 7 年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算
	議 案 第 23 号	令和 7 年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算
	議 案 第 24 号	令和 7 年度厚岸町水道事業会計補正予算
	議 案 第 25 号	令和 7 年度厚岸町下水道事業会計補正予算
	議 案 第 26 号	令和 7 年度厚岸町病院事業会計補正予算
11		一般質問

厚岸町議会 第1回定例会

令和8年3月11日
午前10時00分開会

●議長（大野議員） ただいまから、令和8年厚岸町議会第1回定例会を開会いたします。

●議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、5番、音喜多議員、6番、中川議員を指名いたします。

●議長（大野議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
10番、堀委員長。

●堀委員長 おはようございます。

3月9日午前10時から第2回議会運営委員会を開催し、令和8年第1回定例会の議事運営について協議いたしましたので、その内容について報告いたします。

議会側からの報告として、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告があります。

議会からの提出案件は、会期の決定、3常任委員会及び議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書で、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。

次に、町長提出の議案等についてであります。

町長から町政執行方針と教育長から教育行政執行方針があります。

報告第1号は、専決処分事項の報告で、本会議で審議することに決定いたしました。

諮問第1号及び諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦2件で、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。

議案第11号から議案第18号は、令和8年度の各会計予算8件であります。審議方法は、議長を除く12人の委員をもって構成する令和8年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定いたしました。

議案第19号から議案第26号は、令和7年度の各会計補正予算8件であります。審議方法は、議長を除く12人の委員をもって構成する令和7年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定いたしました。

一般議案の議案第27号から議案第32号まで、一部改正条例の議案第33号から議案第39号まで及び新規条例の議案第40号については、いずれも本会議で審議することに決定い

たしました。

一般質問通告者は、4名であります。

本定例会の会期は、3月11日から18日までの8日間とし、14日と15日は休会といたします。

以上、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（大野議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

- 議長（大野議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日3月11日から18日までの8日間とし、14日と15日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日3月11日から18日までの8日間とし、14日と15日は休会とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりであります。

- 議長（大野議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりであります。

次に、令和7年12月10日開会の第4回定例会から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりであります。

また、今般、釧路東部消防組合議会及び釧路広域連合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

- 議長（大野議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員から、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

- 議長（大野議員） 日程第6、町政執行方針、教育行政執行方針、以上2件を一括議題といたします。

はじめに、町長に町政執行方針の説明を求めます。

町長。

●町長（三浦町長） おはようございます。

令和8年厚岸町議会第1回定例会の開会に当たり、町政執行に関する私の所信を申し上げます。

本年2月、本町出身の佐藤綾乃さんが、ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピックにスピードスケート日本代表として3大会連続で出場し、女子団体追い抜きで見事に銅メダルを獲得したほか、個人種目でも1,500メートルとマススタートで粘り強い走りを見せ、私たちの心に大きな感動を与えてくれました。

私も、実際に現地に出向き、佐藤選手のその勇姿と歴史的な瞬間を目の当たりにいたしました。この地、厚岸町に生まれ育ち、オリンピックという大舞台で挑戦を続ける佐藤選手の姿は、町民一人一人が自らの可能性に挑み続けることの大切さを私たちに示してくれました。私は、この誇りある姿を町政に重ね、厚岸町をだれもが夢と希望を持って暮らすことができるまちにしたいという決意を新たにいたしました。

さて、私は、昨年7月13日、町民の皆さんの温かいご支援とご支持を得て、厚岸町長に就任し、早くも7か月が経過いたしました。

これまで24年という長きにわたり、厚岸町のかじ取り役としてご尽力されてきた若狭靖前町長から引き継いだこの職責は、町民の皆さんからの「まちの未来を託す」という、非常に重いご負託であると認識しており、その負託に応えるため、私は、常に町民の皆さんの声に耳を傾け、その思いに寄り添う町民目線を何より大切にしながら、日々の職務に当たってまいりました。

本年度は、昨年11月末から進めている「町長が行く！みんなでスマイルトーク」をはじめ、私が町長に就任して以来、最も力を注いできた町民の皆さんとの対話をさらに充実させるとともに、いただいたご意見、ご要望を施策に確実に反映させることで、「町民参加のまちづくり」を町民の皆さんの目にも見える形で進め、その成果を実感していただけるよう、全身全霊で職務に邁進する所存であります。

次に、町政に臨む基本姿勢について申し上げます。

本年度は、さきに申し上げた「町長が行く！みんなでスマイルトーク」や自治会要望などを踏まえ、町民目線はもとより、常に新しい発想で、よりよいものを追求する「挑戦」の姿勢をもって、次の3点を重点施策として、町政を推進してまいります。

1点目は、「基幹産業である漁業と酪農業の振興」であります。

厚岸漁業協同組合や農業協同組合からの要望を踏まえ、道営事業による厚岸漁港湖北地区道有地のかさ上げや農業用機械の整備をはじめ、ハードとソフトの両面において必要な支援を行うことで、さらなる振興を図ってまいります。また、今後の町財政をはじめ、まちの未来を左右する重要な施策である、ふるさと納税の拡大に向けた取組についても、返礼品の魅力向上やSNSを活用した効果的な情報発信の強化など、返礼品の協力事業者はもとより、厚岸漁業協同組合や農業協同組合とも連携を図りながら推進してまいります。

2点目は、「暮らし、過ごし、働きやすい環境整備」であります。

まず、身近な関わりとして、保健師や管理栄養士が各地域において地域訪問や健康相

談を行うための体制をさらに強化してまいります。

さらに、町民サービスのさらなる利便性の向上を図るため、スマートフォンでの行政手続を可能としていく町民向け行政アプリの導入を進めるとともに、近年の猛暑に伴う熱中症対策として、町立小中学校や老人福祉施設、町立厚岸病院をはじめとする各公共施設への空調設備等の導入を進めるほか、移住・定住の促進を図るため、新たな支援制度の創設・拡充をしてまいります。

3点目は、「安全・安心に楽しく遊べる場所づくり」であります。

町内に点在する公園のうち、先行的な整備を実施する公園として、「梅香町児童公園」を位置づけ、子どもが安全で安心して楽しく遊べる遊具等の設置を進めてまいります。

以上、3点を柱とした町政運営を進めるとともに、喫緊に対応が必要な防災・減災対策については、昨年度のカムチャツカ半島付近の地震や青森県東方沖地震及びその後全国で初めて発表された北海道・三陸沖後発地震注意情報への対応などを踏まえ、浮き彫りとなった課題の早期解決のため、地域への訪問、聞き取りを早急に進め、地域の皆さんとともに実効性のある体制を速やかに構築してまいります。

また、継続課題に対する施策として、道路の舗装補修や町立学校のトイレ改修など、自治会要望をはじめ、町民の皆さんからのご意見やご要望を踏まえた施策についても、可能な限り進めていくと同時に、将来を見据えた重要課題に対する施策として、老朽化が進む心和園等の移転改築に向けて、施設整備を確実に実現させるための検討を進めるほか、厚岸町の飛躍的な発展に大きな貢献が期待される北海道横断自動車道根室線「尾幌糸魚沢道路」の早期完成と、昨年4月に新規事業化となった「別保尾幌道路」の早期着工を引き続き国へ強く要請してまいります。

さらに、こうした取組の中、本年度は、私の町政運営の柱である「町民参加によるまちづくり」を一段と加速させながら、町民の皆さんとの約束を果たすため、全力を尽くしてまいります。

次に、令和8年度において、私が取り組む主要な施策の推進について、「第6期厚岸町総合計画の五つの将来像に沿って申し上げます。

将来像の1点目は、「自然と調和し、だれもが安全・安心で快適に暮らせるまち」であります。

環境保全については、「第2期厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画」に基づき、町民、事業者との協働による厚岸町クリーン作戦などの取組を引き続き実施するとともに、海洋プラスチックごみ対策として、厚岸漁業協同組合と連携し、海岸漂着ごみや漁業者が操業中に回収した漂流・海底ごみの適正な処理を引き続き進めてまいります。

地球温暖化対策については、再生可能エネルギーの適地誘導と豊かな自然環境の保全を目的とした「厚岸町再生可能エネルギー促進区域等ゾーニングマップ」に基づき、本町が定めた「促進区域」内へ、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進してまいります。

エネルギーの有効利用については、環境負荷低減に向け、役場庁舎及び斎場において、液体燃料の完全燃焼を促す触媒を導入するとともに、各公共施設等において照明のLED化を順次進めてまいります。

また、環境意識の醸成を図り、環境への負荷の少ないまちづくりを推進するため、町民、事業者を対象として、脱炭素や気候変動をテーマにする啓発事業を実施してまいります。

水道事業及び簡易水道事業については、経営の健全化を図るため、適切な水道料金に見直すとともに、将来にわたり安定的な事業経営を行うため、経営戦略の見直しを行います。

また、水道施設の計画的な更新のため、宮園地区の耐震管整備、門静地区の尾幌糸魚沢道路建設に伴う補償工事及び各施設につなぐ遠方監視装置などの設備更新を行うとともに、片無去地区における営農用水の安定供給を図るため、引き続き道営事業と併せて、水道管の更新整備を進めてまいります。

このほか、物価高騰対策として、水道料金のうち基本料金の減免を実施いたします。

下水道事業については、奔渡地区の污水管更新を行うとともに、終末処理場における老朽化した設備更新などを引き続き進めてまいります。

高速道路については、「尾幌糸魚沢道路」の早期完成と「別保尾幌道路」の早期着工のため、引き続き関係市町村や関係団体と連携し、事業予算確保に向けた要請活動や機運醸成活動を行ってまいります。

町道については、床潭末広間道路、太田2号道路、港町2条通り、太田地区防雪柵及び実験所道路法面の整備や橋梁の長寿命化を継続して行うとともに、新たに奔渡5丁目の道路改良舗装を行うほか、港町横通り、湾月町1号線の舗装補修を行ってまいります。

地域公共交通については、JR花咲線の維持・存続のため、沿線自治体や関係機関と連携を図り、利用促進策を実施するとともに、バス路線の維持・存続のため、必要な支援を引き続き行ってまいります。

また、生活交通路線の利便性向上を図るため、デマンドバスの運行経路見直しを必要に応じて検討するとともに、町内公共交通の担い手となる運転手の確保に向けた支援を引き続き行ってまいります。

町営住宅については、有明団地1棟の解体を行います。

また、住宅の新築やリフォーム、省エネ・バリアフリー改修事業については、新たにエアコン設置工事を助成対象とするほか、助成額の引上げを行うとともに、耐震改修、解体に対する支援を引き続き行ってまいります。

空家等対策については、「厚岸町空家等対策計画」に基づき、民間住宅等の除却に対する支援、「空き家バンク」制度のさらなる周知と運営、居住を前提とした空家等の購入に伴う改修支援、空き家相談会を引き続き行ってまいります。

公園については、「厚岸町公園適正化計画」に基づき、施設機能の適正な維持管理に努めるとともに、梅香町児童公園に新たな遊具等を設置してまいります。

交通安全については、関係機関と連携して、交通事故を防止するため、引き続き交通ルールの遵守を求める活動に取り組むとともに、通学道路などの現地調査を行い、必要に応じ、危険箇所への交通安全施設の整備を関係機関に要請してまいります。

また、高齢者の自動車運転免許証の自主返納に係る支援制度を継続するとともに、自転車事故の防止と被害軽減を図るため、自転車安全運転講習会の開催とヘルメット購入

及び自転車保険加入費用に対する助成制度を継続してまいります。

防犯については、犯罪のない明るく住みよいまちづくりを推進するため、厚岸警察署や関係団体と連携し、防犯活動を行うとともに、ドライブレコーダーを活用したまちな見守り活動を継続するほか、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進してまいります。

消費生活については、消費者トラブルを未然に防ぐため、関係機関・団体と連携し、きめ細かな情報提供と啓発活動の充実を図るとともに、特殊詐欺対策電話機等の設置に対する補助制度を継続してまいります。

次に、消防・防災についてであります。

消防については、消火・救急活動を強化するため、厚岸消防署が行う消火栓整備や消防団の安全装備品整備などを支援してまいります。

防災については、自助、共助に資するための防災士育成として、自主防災組織活動活性化事業補助金の制度を拡充するとともに、防災士資格支援制度を新たに創設するほか、指定避難所の暑さ対策としての扇風機や毛布、携帯トイレ、備蓄飲食料等の計画的な整備・更新を進めてまいります。

さらに、津波避難訓練では、宮園1丁目の道道から線路を横断して国道44号の高台へと続く新たな避難路を使用した訓練を行うほか、教育委員会や自治会・自主防災組織との連携による災害図上訓練、避難所運営演習など、昨年度のカムチャツカ半島付近の地震などを踏まえ、浮き彫りとなった課題解決のため、地域防災力の一層の強化とともに、防災意識を高める取組を推進してまいります。

治山対策については、北海道が、梅香地区2か所、奔渡地区1か所、松葉地区1か所及び宮園地区1か所、厚岸町が、奔渡地区1か所の治山工事を行います。

また、危険が予想される箇所や復旧を要する箇所についても、引き続き北海道に要請してまいります。

治水対策については、国から委託を受けて行う矢臼別演習場内の河川における土砂流出対策を継続してまいります。

土地保全については、桜通りの地滑り観測を継続してまいります。

廃棄物対策については、可燃ごみと不燃ごみの広域処理により生じるごみ量に応じた負担金の削減を図るため、ごみの減量化と資源化の取組を推進するとともに、ごみ分別出前講座による啓発活動と広報あつけしによるごみの分別方法及びその徹底の周知を継続してまいります。

エゾシカ対策については、国や北海道、地方独立行政法人北海道立総合研究機構などと連携し、個体数の適正管理のため、計画的な捕獲を引き続き実施してまいります。

ヒグマ対策については、地域住民の安全確保や財産を守るため、必要に応じたパトロールの継続、監視カメラや箱わなの設置など、問題個体の的確な捕獲に引き続き努めてまいります。

また、市街地にヒグマが出没した際の対応として、人身被害のおそれのある緊急時に行うことができる「緊急銃猟」を安全かつ円滑に実施するため、地元猟友会や厚岸警察署と想定訓練を行い、備えるとともに、緊急銃猟を要する事態が生じた際には、国のガイドラインや「厚岸町緊急銃猟対応マニュアル」に基づき、関係機関と連携し、地域住

民の安全を最優先に対応してまいります。

野犬対策については、地域おこし協力隊を活用し、北海道及び関係団体などと連携を図りながら、適切な捕獲・保護に努めてまいります。

デジタル化の推進については、町民サービスの向上や業務の効率化を図るため、生成 A I の有効かつ安全な利用を進めるほか、公共施設の利用予約システム及び行政情報や防災情報の発信などができる公式 L I N E（ライン）を導入してまいります。

将来像の 2 点目は、「多彩な資源が輝き、活力と魅力にあふれるまち」であります。はじめに、水産業についてであります。

漁業については、昨年、沖合漁業の主力であるサンマが、平成30年以来、7 年ぶりに 5,000 トンを超える水揚げ量となり、今後の復活と安定へ大きな期待を寄せているところですが、水産関連産業においては、依然として燃料や資材等の価格高騰による影響を大きく受ける経営状況に変わりはありません。

このような状況の中、今後も安定的な水産物の生産を維持するため、厚岸漁業協同組合と連携し、カキ、アサリ、昆布等沿岸漁業の資源管理や増養殖への支援を継続してまいります。

筑紫恋の釧路管内水産種苗生産センターで行われている「ウニの陸上養殖実証試験」については、本町における将来の新たな漁業の創出に向け、関係機関との協議及び必要な支援に努めてまいります。

漁港整備については、厚岸漁港における高潮対策として実施されている、湖北・湖内地区の岸壁かさ上げ事業等の着実な推進、床潭漁港における泊地の静穏域確保に向けた外防波堤の早期着工及び物揚場整備等を、引き続き国と北海道に要請してまいります。

また、国が推進する、漁村の人々が海や漁村に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大等を図る取組である「海業」については、厚岸地域における実施の可能性について、関係機関と協議を行ってまいります。

海岸保全対策については、対策が必要とされる箇所を早期着工を引き続き北海道に要請してまいります。

カキ種苗センターについては、種苗生産及び藻類培養の各設備を適切に運用し、カキ種苗の質を高め、種苗生産拠点としての役割を引き続き担ってまいります。

また、カキ養殖業については、海洋環境の急激な変化に伴い、様々な問題に直面することが予想されますが、生産者の役に立つ養殖技術や水質環境などの情報を収集して、生産者が安心して生産活動に取り組める体制を構築できるよう支援してまいります。

次に、農業についてであります。

去年は、北海道の生乳生産目標が8,000 トン増で設定され、安定供給に向けた増産が維持されていますが、消費は依然として低迷しており、個体販売価格は微増で推移しているものの、飼料など資材価格の高止まりが続いています。

本年も、北海道の生乳生産目標は2,000 トン増で設定され、加工原料乳補給金も微増と明るい要素もありますが、生産コストの増を補うまでには至っていないことから、北海道酪農振興町村長会議等による中央要請のほか、農業協同組合をはじめ、関係機関との連携を強化し、必要な施策を講じてまいります。

農業生産基盤については、道営事業による太田・片無去地区営農用水施設更新事業の

継続や J A 鉏路太田、J A 浜中町への各種農業機械の導入についても支援してまいります。

飼料自給率の向上については、道営草地整備事業の継続により、良質な粗飼料の安定供給に努めてまいります。

担い手対策については、新規就農希望者誘致に向けたイベントへの出展や定住促進に向けた婚活支援の継続とともに、酪農実習生の受入れや町内小学校の酪農体験学習を通じ、酪農の魅力を発信してまいります。

また、新規就農時の経営安定を図るため、就農準備金や奨励金の支援を実施してまいります。

家畜防疫については、厚岸町家畜自衛防疫協議会との連携による予防接種や各種検査を支援するとともに、防疫対策の意識啓発に取り組んでまいります。

町営牧場については、より適正な預託牛の育成・管理を図るため、繁殖管理成績の向上と円滑な入退牧などの利用者ニーズに対応してまいります。また、ふん尿処理体制の充実に向け、処理施設の更新整備を継続してまいります。

次に、林業についてであります。

町有林の整備については、安定した事業量と林業就業者の雇用の確保を図るとともに、持続可能な森林保全を推進するため、計画的な森林施業を進めてまいります。

私有林の整備については、厚岸町森林組合と連携し、民有林振興対策事業と森林環境譲与税を活用した補助制度を継続してまいります。

担い手対策については、引き続き、森林整備担い手対策推進事業などを支援するほか、関係機関と連携し、林業就業者の育成・確保に努めてまいります。

町民の森植樹祭については、地域ぐるみの森づくり事業として、引き続き支援してまいります。

森林資源の利用については、町有林施業による林地残材を堆肥センターの水分調整材などに活用するほか、温水プールにおける木質バイオマスボイラーの燃料としてパルプ材を活用してまいります。

路網の整備については、道営事業により別寒辺牛 2 号線の整備を継続してまいります。

きのこ菌床センターについては、原油価格の上昇や資材価格の高騰により、厳しい経営環境にある生産者を支援するため、菌床料の減額を継続し、上質な菌床の安定供給に努めるとともに、種菌メーカーと連携し、生産者へ経営の安定化に向けた情報提供や製造・培養技術の収集を行ってまいります。

新規生産者誘致については、地域との連携による研修体制支援や菌床の無償提供を継続してまいります。

また、地域生産者間での意見交換の場を設け、地域一丸となり、きのこ産業での課題整理に取り組んでまいります。

次に、商工業、観光、雇用についてであります。

商工業については、依然としてエネルギーや食料品価格等の高騰が続いていることから、さきに発行した第 7 弾の「がんばろう厚岸応援券」により、商工業者の事業継続と町民の生活支援を図ってまいります。

中小企業の振興については、厚岸町商工会や金融機関と連携し、融資制度や設備投資への支援制度の活用を促進するための周知を行うなど、「厚岸町中小企業振興計画」に基づく各種取組を進めてまいります。

また、「特産品等開発支援制度」のさらなる利用促進を図り、ふるさと納税返礼品にもつながる魅力ある特産品開発を支援するとともに、各種催事において特産品のPRを強化してまいります。

観光については、「厚岸町観光振興計画」に基づき、厚岸観光協会や関係機関と連携し、自然や食を中心とした魅力ある観光事業を展開するとともに、厚岸霧多布昆布森国定公園などの地域資源を活用した魅力ある観光地づくりを進めてまいります。

また、道東自動車道の利用・誘客促進キャンペーンを、近隣市町村とともに実施してまいります。

さらに本年は、アヤメを慈しむ自治体で構成する全国市町村あやめサミットが、6月27日と6月28日の2日間、平成27年以来11年ぶりに本町で開催されることから、アヤメを生かしたまちづくりの効果的展開について討議する会議の成功に向けて取り組んでまいります。

厚岸味覚ターミナル・コンキリエについては、総合観光雑誌「北海道じゃらん」の道の駅ランキング・飲食部門において、全道128駅中、15年連続1位を獲得するなど、観光中核拠点施設としての役割を果たしてきました。

来館者数や売上は伸びているものの、依然として物価高騰の影響は大きく、経営を圧迫していることから、引き続きマスメディアによる情報発信を行うほか、地場産品を活用した食の提供や厚岸の魅力発信に取り組んでまいります。

また、施設の適切な維持管理を図るため、展示販売冷蔵ショーケースやレストランのエアコンなどを更新いたします。

このほか、観光施設については、訪れる皆さんにとって利用しやすい環境を整えるため、子野日公園内桜見本園の遊歩道整備を行うほか、原生花園あやめヶ原園内の整備を進めてまいります。

雇用については、町内就業を促進するため、ホームページやIP告知情報端末による町内求人情報の公開とハローワークとの連携による求職・求人情報提供サービス、事業者が雇用を維持するための各種制度の周知を引き続き行ってまいります。

また、厚岸町雇用対策連絡会議を通じ、町内の企業や団体、厚岸翔洋高等学校と新規採用などの雇用対策に関する情報の共有を図るほか、町内事業者への就職を促進するため、企業説明会を開催いたします。

このほか、専門技術の習得や季節労働者の通年雇用を促進するため、釧路地方職業能力開発協会などと連携し、各種研修機会の提供を行ってまいります。

労働環境の向上については、子育てや介護と仕事を両立し、安心して働くことができる職場づくりを促進するため、厚岸町商工会と連携し、働きやすい環境整備のための制度の情報提供を事業者等に行ってまいります。

将来像の3点目は、「みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち」であります。

子ども・子育て支援については、「第3期厚岸町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念に基づき、引き続き子どもを安心して産み育てることができるまちづくりを推進

するとともに、支援の充実を進めてまいります。

幼児教育・保育については、感染症対策や熱中症防止など、児童の安全確保を図るとともに、保育所における全ての子どもの保育料と食材料費の無償化及び幼稚園に対する副食費の助成を継続するほか、保護者の就労要件を問わず、保育所等に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満の子どもを対象に、新たな通園給付である「こども誰でも通電制度」をしんりゅう保育所において実施いたします。

また、妊娠前から子育て期にわたる包括的支援の取組については、相談体制の充実を図るとともに、不妊治療費用の自己負担に対する助成制度や妊娠出産等の支援の継続のほか、子育て応援アプリによる情報提供、出産祝金10万円の支給、子育て世帯の外出支援に対するハイヤー券の交付、ファミリーサポート利用料の助成、子育てお助けブックの配付、妊婦健康審査通院費の助成など、本町の独自事業を継続してまいります。

さらに本年度から、こども家庭センターを設置し、子どもとその家庭及び妊娠産婦等を対象とした切れ目のない相談支援を強化してまいります。

福祉医療制度については、子育て家庭の経済的支援として、高校生までの医療費無償化を継続してまいります。

町民の健康推進については、「第3期みんなすこやか厚岸21」で掲げた「幼児のむし歯が多い」、「成人の喫煙率が高い」、「塩分摂取率が多い」の3点の重点課題をはじめ、各分野ごとに設定した目標値の達成とさらなる健康意識の向上のため、本計画に基づく取組を推進してまいります。

また、身近な関わりとして、保健師や管理栄養士が各地域において健康相談や各種事業の紹介などを積極的に実施してまいります。

食育の推進と自殺対策については、地域特性や地域事情に合わせ、関係機関・団体等と連携した取組を引き続き推進してまいります。

保健予防については、町民一人一人の命と健康に関わる分野であり、生活習慣病の予防と疾病の早期発見のため、がん検診や特定健康審査、後期高齢者の生活習慣病健診の受診の必要性和制度の周知のほか、早期から健康意識を醸成するため、19歳から生活習慣病健診及び保健指導を行い、町民の健康維持を推進するとともに、近年の環境や社会情勢の変化に伴う新たな健康課題に対して、町民への情報提供や相談対応などに努めてまいります。

また、日常生活に支障を来すおそれのある帯状疱疹や高齢者肺炎球菌については、定期予防接種の対象年齢にかかわらず、リスクの高い高齢者へのワクチン接種費用に対する助成を進めてまいります。

感染症対策については、重症化リスクの高い子どもや高齢者への感染予防を進め、今後も流行期における迅速かつ適切な情報提供や対応に努めるとともに、流行の拡大を防ぐため、町内の医療機関や関係機関で構成する感染症情報共有連絡会議を通じ、各種感染症に対する危機意識の高揚と予防接種の勧奨を行ってまいります。

次に、病院事業についてであります。

町立厚岸病院は、町民の命と健康を守り、だれもが安心して生活できる地域社会を支える中核的な医療機関として、内科、外科及び小児科の基本診療に加え、整形外科及び脳神経外科の定期診療並びに24時間救急及び人工透析の医療提供体制を維持し、この地

域で必要とされる医療を推進してまいります。

診療体制については、常勤医師4名のほか支援医師を確保し、医療の安定提供を図るとともに、高度医療や専門治療が必要とされる患者については、釧路市内の総合病院などへの適切かつ迅速な紹介を行ってまいります。

また、薬剤師や看護師の確保についても、医師確保と同様に非常に厳しい状況にありますが、引き続き最重要課題として取り組んでまいります。

病院経営については、人口減少などにより患者数が減少し、医業収益が減少となる一方、人件費や物価の高騰により費用が増加するなど、厳しい経営状況が続いていることから、「町立厚岸病院経営強化プラン」に基づき、適切な病院運営を図ることを基本として、病院機能の最適化を検討してまいります。

小児救急やドクターヘリ運航などの広域救急医療については、管内市町村や関係機関との連携により、その体制維持に努めるとともに、引き続き浜中町との救急医療体制の協議を進め、連携して取り組んでまいります。

地域福祉については、「第5期厚岸町地域福祉計画」に基づき、複雑・複合化する地域課題に対応するため、厚岸町社会福祉協議会をはじめ、地域福祉に関わる団体と連携して、家族介護者であるケアラーや複数の課題を抱える家庭への支援を一体的に行う重層的支援体制を整備するとともに、相談から支援までの切れ目のない包括的な相談・支援体制の充実など、各種取組を推進してまいります。

高齢者福祉については、「第9期厚岸町高齢者保健福祉計画」に基づき、各種の事業や取組を推進してまいります。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体となった地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、生活支援体制整備事業の推進や地域ケア会議の充実、関係機関とのネットワーク構築を通じて、支援体制の構築を進めてまいります。

さらに、緊急通報システム事業やSOSネットワークをはじめとする地域の見守りに資する取組を推進するとともに、認知症サポーター養成、認知症や介護予防に関わる知識の普及啓発を積極的に進めるほか、福祉交通回数券及び元気いきいき高齢者応援事業を引き続き実施いたします。

特別養護老人ホーム心和園と在宅老人デイサービスセンターについては、指定管理者との情報共有を図り、安定的な管理運営と利用者の安心に資するため、引き続き施設の適切な維持管理を行うほか、感染症対策や熱中症対策、防災対策に努めるとともに、第三者評価事業を実施してまいります。

また、老朽化した特別養護老人ホーム心和園等の整備は、基本構想を踏まえ、基本計画の策定に向けた具体的検討を進めてまいります。

介護老人保健施設「ここみ」については、超高齢社会を支える重要な役割を担う施設として、入所者自らの力で日常生活を送ることができるよう、リハビリテーションを中心としたサービスの提供に努めるとともに、安定した施設運営に引き続き取り組んでまいります。

障がい福祉については、「第6期厚岸町障がい者基本計画」と「第7期厚岸町障がい福祉計画」に基づき、訪問入浴サービス事業や日中一時支援事業など、障がいのある人

の地域での生活支援や自宅で常時介護する家庭への支援などを引き続き実施するほか、経済的負担の軽減を図るため、身体障害者手帳の交付申請などの各種制度を利用する際に必要となる診断書等の取得費用や身体障害者手帳の交付対象とならない難聴者の補聴器購入費用に対する助成制度を継続してまいります。

また、障がいのある人などが安心して暮らしていけるよう、事業者や関係機関・団体と連携し、ノーマライゼーションの普及・浸透を進めてまいります。

さらに、「第7期厚岸町障がい福祉計画」の計画期間が最終年度を迎えることから、事業者や関係機関・団体等の意見を踏まえ、「第8期厚岸町障がい福祉計画」を策定いたします。

国民健康保険については、被保険者の健康の保持増進を図るため、特定健康審査の受診の必要性の周知と受診率向上に向けた受診勧奨の取組を継続するほか、医療機関と連携した、みなし健診等による未受診者対策を実施し、疾病の予防と早期発見、特定保健指導や早期治療による医療費の抑制を図るとともに、国民健康保険税の適正な課税と収納率の向上に努め、安定した事業運営を行ってまいります。

介護保険については、制度の普及啓発を継続し、低所得者の保険料軽減措置の実施など、適正な事業運営と円滑な制度運用に努めるほか、次期計画策定のため、事業の進捗状況を検証し、翌年度以降3年間の介護保険事業費を的確に見込んでまいります。

保健福祉事業については、要介護度の高い高齢者の経済的負担を軽減するため、紙おむつなどの介護用品購入給付券を交付する在宅介護用品給付事業や介護予防と筋力維持を図る貯筋健診事業を引き続き実施してまいります。

介護人材の確保については、資格取得費用の助成制度や、町内で不足している介護支援専門員確保のための奨励金制度を継続してまいります。

生活保障と自立支援については、個々の生活相談に丁寧に対応し、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などの各種制度につなげるなど、生活実態に即した支援に努めてまいります。

また、低所得の高齢者世帯などへの支援として、福祉灯油等購入助成事業を継続してまいります。

将来像の4点目は、「未来を切り拓く力を育み、豊かな人間性にあふれるまち」であります。

教育委員会と連携し、教育環境の充実を図ることは、私の重要な使命であります。

総合教育会議を通じ、教育委員会と十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進してまいります。

そこで、私に関する教育行政について申し上げます。

学校における教育環境の充実については、児童生徒の継続した学びを保障するため、安全・安心な学校生活を送ることができるよう、健康的な教育環境の充実を図るため、熱中症対策として、全小中学校の教室等への空調設備整備を進めてまいります。また、真龍中学校のトイレ改修と厚岸中学校体育館のLED照明改修、全小中学校の学習用情報端末の更新を行ってまいります。

就学支援については、保護者負担を軽減するため、学校給食費の無償化や一部教材購入費の全額公費負担、修学旅行経費の半額助成、経済的理由による就学困難な児童生徒

の保護者への援助費の一部支給を引き続き実施してまいります。

厚岸翔洋高等学校については、通学バス定期券購入と若潮寮入寮者に対する寮費の一部を助成するとともに、入学志願者確保のため、学校と連携して、町内外へ積極的に周知してまいります。

生涯学習の推進については、児童生徒による姉妹都市のオーストラリア・クラレンス市と友好都市の山形県村山市の交流事業を推進し、両市との友好の絆を深めるとともに、厚岸町の未来を担うリーダーを育ててまいります。

文化財保護については、貴重な文化財や資料の保護・継承を図るため、アイヌ民具資料の保存処理を実施してまいります。また、アッケシソウについては、町内栽培地での人工栽培を継続するとともに、自生地の保護・増殖の研究や町民を対象とした学習会、自生地でもある岡山県浅口市との情報交換や学校間交流を推進してまいります。

図書館活動の推進については、開館30周年を迎える情報館の記念事業を開催するなど、町民の読書活動の促進・充実を図ってまいります。

スポーツの推進については、健康や体力の保持、競技能力向上のため、多目的屋内スポーツ施設等の利用促進を図るとともに、スポーツ合宿のさらなる誘致に努めてまいります。また、部活動の地域移行については、中学校の一部部活動において、平日を含めた完全移行を実施してまいります。

将来像の5点目は、「多様なつながりにより、共に生き、共に創り上げる持続可能なまち」であります。

広報活動については、広報あつけしや町要覧、ホームページ、SNSなど、様々な年代が取得しやすい方法により、町民の暮らしに役立つ情報や町内の話題などを発信するとともに、広聴活動では、各自治会や各種団体等との意見交換を行い、町民の声を広く聞き取り、町民参加による協働のまちづくりを推進してまいります。

庁舎の利用については、来庁者の利便性向上と職員の働きやすい環境づくりに努めてまいります。

自治会活動については、自治会への各種補助制度と地域担当職員制度による支援を継続してまいります。

また、コミュニティー活動の拠点施設である集会施設については、適切な維持管理に努めるとともに、防災交流センターの利用促進を図ってまいります。

人権意識の啓発については、町民に人権への理解を深めてもらうため、人権擁護委員や釧路地方法務局と連携して、啓発活動や人権教室を実施するとともに、特設人権相談の実施を支援してまいります。

また、「性的マイノリティ」である方が「パートナーシップ宣誓制度」により、互いの個性や多様な生き方が尊重され、町民だれもが公平に行政サービスを受けられる共生社会の実現に向け、制度の周知等に努めてまいります。

交流活動については、友好都市の山形県村山市との様々な分野における交流を引き続き実施するほか、姉妹都市のオーストラリア・クラレンス市との交流の促進を図ってまいります。

移住・定住については、各種支援制度を継続するとともに、新たに創業する事業者等に対し、創業費用の一部を補助する支援制度及び修学時に奨学金の対応を受けていた移

住者に対し、奨学金返還の一部を補助する支援制度を創設いたします。

また、都市圏へのイベント出展など、効果的な情報発信を進めるとともに、町民の結婚支援として、支援制度の継続と新たにライフデザインセミナー及び体験型婚活イベントを開催いたします。

地域おこし協力隊については、外部からの視点を取り入れることにより、まちの活性化を図るため、募集人数と分野を拡大して取り組むとともに、定住を支援してまいります。

次に、行政運営についてであります。

行政組織機構については、これまでもその時代に合わせた見直しを行ってまいりましたが、人口減少が進む中、社会情勢の変化による様々な行政需要が増加しており、また、職員においては、退職者の増加や必要とする採用人数を確保できないなど、限られた人員での効果的な配置や専門的かつ高度な職務遂行能力を身につけた職員の育成を継続して行っていく必要があります。

このため、「厚岸町職員定員管理計画」の確実な実行と「厚岸町職員人材育成基本方針」に基づく職員研修の充実に努めるとともに、人事評価制度の継続運用のほか、再任用職員の豊富な知識、経験等を最大限に生かすために活用を継続するほか、業務の効率化やこれからの時代に合った行政運営のための行政組織機構の見直しの検討を進め、最大の効果を発揮できる組織を構築してまいります。

また、職員の働き方改革を推進するため、事務事業の見直しや効率化に取り組んでまいります。

次に、財政運営についてであります。

令和8年度予算編成に当たり、その基本となる国の地方財政計画では、物価高騰が続くとともに、社会保障関係費や人件費の増加等が見込まれる中、経済・物価動向等を適切に反映し、令和7年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保する内容となっており、令和8年度の地方交付税の総額は20兆1,848億円で、前年度比1兆2,274億円、6.5%の増となっています。

こうした状況を踏まえ、令和8年度の一般会計予算は約110億5,700万円で、前年度とほぼ同額の約500万円の増であります。

歳入予算について、町税は、主に個人町民税の増額を見込み、約12億4,100万円を計上、ふるさと納税による寄付金は、前年度と同額の12億円を計上しています。

ふるさと納税については、町の貴重な自主財源として様々な施策の実施に有効活用しており、今後も寄付者の満足度向上を図り、関係人口の創出・拡大につなげるため、より一層の返礼品の充実や積極的な町のPR活動などを行う必要があることから、組織体制の強化を図るとともに、企業版ふるさと納税の拡大にも取り組んでまいります。

普通交付税については、令和8年度の算定基礎に令和7年度の国勢調査人口が用いられることによる減額のほか、国が示した算定方法や公債費算入額を加えて試算し、前年度に比較して約9,500万円増の約36億4,100万円を計上しています。

歳出予算については、投資的経費は、前年度に比較して約1億2,700万円減の約20億8,800万円、人件費は、前年度に比較して約1,200万円増の約21億3,300万円、公債費は、約6,400万円増の約11億1,700万円を計上しています。

一般会計から特別会計と企業会計への繰出金等は、約10億4,300万円を計上し、一般会計と四つの特別会計及び三つの企業会計を合わせた当初予算の合計は、約172億7,500万円で、前年度に比較して1.8%、約3億8,000万円の増であります。

また、一般会計の収支不足額は、前年度に比較して約1億7,300万円増の約14億3,200万円で、同額を基金から取り崩し、収支の均衡を図っています。

町財政については、多様化する町民ニーズや重点課題に対応するため、これまで可能な限りの施策を講じてきた反面、今後は、人口減少が加速することに加え、近年の大型事業実施に伴う多額の町債発行により、公債費の大幅な増加が避けられず、さらには、物価の高騰、人件費の増加、金利の上昇など、避けがたい歳出の増加に直面し、難しい財政運営が迫られており、このままでは新規事業の実施はもとより、既存の町民サービスを維持することさえも危惧されます。

このような状況の中、「第6期厚岸町総合計画」に掲げた「めざすまちの姿」を実現するためには、将来を見据え、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の推進など、新たな財源確保を図ることはもとより、人件費や扶助費等を含めた経常的経費の抜本的見直し、町有施設等の最適化など、長期的な視点を持って進めなければなりません。

未来への投資は、健全な財政運営があってこそ初めて可能となります。そのためには、今後の地方財政対策に注視しつつ、財政健全化の取組を継続し、将来にわたって持続可能で安定的な財政運営を推進してまいります。

以上、令和8年度の町政を執行するに当たっての基本姿勢と主要な施策の概要について申し述べました。

「未来を切り拓く厚岸の力」、これは、昨年、私が町長選挙に出馬を決めた際、私なりに厚岸町の未来を見据えて定めたスローガンであり、私の決意表明でもあります。

私は、町長に就任以来、町民の皆さんの声をできるだけ多くお聞きすることを町政運営の柱として、これまでも多くの町民の皆さんと膝を交えながら意見交換をさせていただきました。また、実際に地域に足を運ぶことで、町民の皆さんの小さな声にも耳を傾ける努力を進めています。

一方で、私と意思を共有し、共に町政を推進する職員一人一人が持つ多様な能力を最大限に発揮できるよう、風通しがよく、働きやすい役場づくりにも努めてまいりました。まちづくりに対する職員の思いや知恵、行動の一つ一つが、町民の皆さんに幸せを実感いただける、そのようなやりがいと喜びを職員とともに分かち合える役場であることが、町政運営の拠点としてのあるべき姿と思っています。

自治体の創意工夫によるまちづくりが求められて久しい昨今、「自分たちのまちは、自分たちの手で創り上げるもの」であります。

私は、町民の皆さんをはじめ、厚岸町を愛する全ての人々とともに、町長として、このまちの未来を築くと決めた覚悟と、その揺るぎない信念の下、「第6期厚岸町総合計画」に掲げた「めざすまちの姿」の実現のため、未来へ挑戦する姿勢をもって、全力で取り組む決意であります。

町議会議員の皆さん、そして町民の皆さんの一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。令和8年度の町政執行に当たっての私の所信といたします。

- 議長（大野議員） 次に、教育長に教育行政施行方針の説明を求めます。

教育長。

- 教育長（滝川教育長） 令和8年厚岸町議会第1回定例会の開会に当たり、教育委員会が所管する行政の執行について、その方針を申し上げます。

国際情勢の不安定化や社会経済のグローバル化、高度情報化など、国際社会の情勢が大きく変化する中、我が国では、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、ライフスタイルや価値観がより一層多様化する一方で、地方の過疎化や地域コミュニティの希薄化などによる地域活力の低下が全国的な課題として挙げられています。

こうした状況を踏まえ、厚岸町では、令和7年1月、将来像に掲げる「みんなの“あつけし”新時代の創造に向かって」の実現に向け、第6期厚岸町総合計画後期行動計画を策定しました。厚岸町の新時代を切り拓き、町民だれもが心から誇りを持てるまちを目指すものです。

また、厚岸町総合計画の個別計画に位置づく厚岸町教育大綱では、「郷土を誇り、豊かな未来を切り拓く人材の育成」を基本理念に、四つの基本方針を定めました。どのような社会情勢の変化にあっても、自らの未来をしなやかにたくましく切り拓くとともに、ふるさとに誇りと愛着を持ち、魅力あるまちの創り手となる人づくりを目指すものです。

教育委員会といたしましては、本町が持つ豊かな資源を家庭教育・学校教育・社会教育それぞれの場で効果的に活用し、生涯を通して学び続けることができる環境の下、持続可能な社会づくり・地域づくりを担う人材の育成に向けて取り組んでまいります。

教育行政の執行に当たりましては、第6期厚岸町総合計画や厚岸町教育大綱を基に、関係部局や関係機関との連携を深めながら、所管する施策を推進してまいります。

次に、本年度の主要な施策について申し上げます。

第1は、管理課・指導室所管事項についてであります。

学校教育におきましては、学習指導要領の理念及び趣旨を踏まえ、学校・家庭・地域・関係機関の連携を基盤とした安全・安心な教育環境の下で、組織的かつ計画的に組み立てられた教育課程を実施するために、次の五つの重点に取り組んでまいります。

重点の1は、「確かな学力の育成」についてです。

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身につけさせるとともに、これらを活用して新たな課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むことについて申し上げます。

1点目は、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実です。

児童生徒一人一人が学習の主体となって学びを進め、全ての児童生徒が目標を達成することができるよう、状況に合わせて少人数指導やチームティーチングを行いながら、児童生徒一人一人に応じた効果的な指導・支援に努めてまいります。また、学びの過程の中で、仲間とともに問題を解決したり、考えを深め合ったりする学習を通して、互いの感性や考え方に触れ、個の学びが集団の中のよさとして生かされながら、多様なものの見方や考え方を育むとともに、互いに高め合う風土の醸成に努めてまいります。

2点目は、ICTを適切に活用した授業改善です。

タブレット端末は、情報収集や意見の共有、情報の蓄積、遠隔地と交流するための活用など、様々な場面で学習用具として使用されております。授業におけるより有効な活用法、特に児童生徒が探究的な学習の中で収集した情報を整理・分析し、そこから明らかになった自分の考えや意見をまとめ発信する場面での使用方法について研修を行いながら、教師の指導力の向上と効果的な活用方法の工夫を図ってまいります。これらの取組を通して、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めてまいります。

重点の2は、「豊かな心の育成」についてです。

夢や目標に向かって、主体的に考え、判断し、行動するたくましい心と、人や社会と協調して共に生きるしなやかな心を育むことについて申し上げます。

1点目は、道德教育の充実です。

道徳的価値について問題意識を持ち、自分との関わりで考えたり、他者の多様な考えに触れたりしながら、自己を見つめて道徳的価値を磨き、自尊心や規範意識を高め、物事を広い視野から考えて主体的に判断し、生き方について深く考える機会としての道徳科の授業改善を進めるとともに、日常的な指導を通して、道徳的実践力の向上を図ってまいります。また、保護者との連携を図り、児童生徒に基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、知・徳・体の調和の取れた発達を育成するための情報提供や啓発を行ってまいります。

2点目は、生徒指導の充実です。

いじめや不登校等、生徒指導上の諸課題に関して、学びの保障や安心して学べる環境の整備、健全育成の観点から、教職員の共通認識の下、児童生徒自身とそれを取り巻く環境の理解を基にした組織的な対応を行い、関係機関と連携しながら、未然防止と早期発見、早期解決に努めてまいります。

3点目は、読書活動の充実です。

厚岸町学校図書館ガイドラインを基に推進している学校図書館の運営体制についての検証及び改善を行うとともに、厚岸情報館と学校図書館との連携を強め、本町の図書環境を生かした読書活動を推進してまいります。

4点目は、情報モラル教育の充実です。

日常的にインターネットでSNS等を使用する児童生徒が、モラルと節度を持って行動し、トラブルに遭遇しないよう、個人情報保護や人権侵害、著作権の理解など、ルールやマナーに対する理解を深め、相手を尊重した行動ができるよう、日常での指導や外部講師を活用した指導を継続するとともに、児童生徒が学校や社会の問題について主体的に考えられる場を設定してまいります。

重点の3は、「健康な体の育成」についてです。

生涯にわたって、豊かで充実した社会生活を送るための土台となる健康な体を育むことについて申し上げます。

1点目は、健康の保持・体力の向上です。

近年、運動機会や部活動・少年団活動に参加する児童生徒の減少などから、児童生徒の体力は低い状況にありましたが、各学校の体力向上計画に基づく取組などにより、改善傾向にあります。しかし、新体力テストの結果から、依然として短距離走や持久走が全国に比べて低い傾向にあるため、体育の指導の中で俊敏性や持久力を高める基礎運動

を継続的に取り入れるなど、授業改善を図ってまいります。また、体力に関する意欲の向上を図るために、校内での環境整備や啓発を行うほか、運動週間の実施など運動機会を確保し、体力の向上に努めるとともに、自分の健康や体の成長に目を向けるための保健指導の充実を図ってまいります。

2点目は、食育の充実です。

栄養や食事についての正しい知識が身につくよう、給食指導や栄養教諭による学習等、食に関する指導の充実を図るとともに、地元食材を使った「ふるさと給食」を通して、食生活を支える環境についての理解を深めてまいります。また、児童生徒の食物アレルギーについて、保護者及び学校と情報共有しながら対応し、安全・安心な給食の提供を継続してまいります。

重点の4は、「ふるさと・キャリア教育の推進」についてです。

子どもたちが、地域への愛情や誇りを育み、自己認識を確立し、持続可能な社会の担い手となる力を育成することについて申し上げます。

1点目は、ふるさと教育の推進です。

本町の豊かな自然や産業、歴史や文化、それらを受け継いできた人々や施設を教育資源として活用し、「地域を思う心」や「地域を誇る心」を育みます。また、その中で、自分がどの地域に根差しているのかを理解し、自己認識力を高め、自分の生き方を考える基盤を養います。学習を進める際には、身の回りの学校課題や地域課題から、環境問題等の地球規模の課題までを自分事として捉え、解決のための情報を集めて整理・分析し、まとめ・表現したり、実践して振り返ったりすることで、探究的に解決していく力を育んでまいります。

2点目は、キャリア教育の推進です。

児童生徒が学習や活動の内容を記録し、自己の成長を振り返りながら将来への目標を持てるよう、キャリア・パスポートの活用を継続してまいります。また、地元企業交流会や職場体験を継続するとともに、企業による出前授業を活用しながら、児童生徒の社会的・職業的な自立や持続可能なまちの創り手として必要な能力や態度を育んでまいります。

重点の5は、「今日的教育課題への対応と教育環境の充実」についてです。

社会情勢や教育改革、地域の課題等に対応する教育の推進と、学びの機会を保障し、質を高める教育環境の整備について申し上げます。

1点目は、不登校等の児童生徒への教育支援です。

不登校または不登校傾向の児童生徒の居場所づくりや学習支援として、町内教育支援センターの取組の工夫・改善、オンライン授業による自宅での学習など、社会的自立に向けて連続した学習ができるよう、一人一人に寄り添った教育環境の充実を図ってまいります。

2点目は、ICTを活用した教育支援です。

タブレット端末を家庭学習に活用するほか、臨時休業や欠席で児童生徒が長期にわたって学校での授業を受けられない場合でも、自宅から授業に参加することなどができるよう、学びが継続できる取組を進めてまいります。

3点目は、特別支援教育の充実です。

特別な支援を要する全ての児童生徒に対して、よりよい教育支援ができるよう、道費負担職員の基準配置に加え、学級支援員の配置を継続してまいります。また、教員の特別支援教育についての理解が深まるよう、特別支援免許講習の受講促進や研修内容の情報共有を進めてまいります。

4点目は、防災教育の充実です。

児童生徒を取り巻く環境に内在する危機に適切に対応するために、各校の危機管理マニュアルの点検と見直しを行ってまいります。また、防災に関する理解を深めるとともに、避難訓練等を通して、児童生徒や教職員の防災意識の向上を図ってまいります。

5点目は、教育環境の充実です。

児童生徒の継続した学びを保障するため、安全・安心な学校生活を送ることができるよう、感染症対策などの健康的な学習環境の充実に努めるとともに、熱中症対策では、全小中学校の教室等への冷房設備整備を進めてまいります。また、真龍中学校のトイレ改修と厚岸中学校体育館のLED照明改修、学習用情報端末を更新し、教育環境の充実に努めてまいります。

6点目は、地元高校への支援です。

厚岸翔洋高等学校通学バス定期券購入費と若潮寮入寮者への寮費の一部助成を継続し、保護者負担の軽減を図るとともに、入学志願者確保のため、厚岸翔洋高等学校と連携して、学校の魅力を町内外へ積極的に周知してまいります。また、小学校・中学校・高等学校の児童生徒間、教職員間の交流・連携を図り、厚岸翔洋高等学校の教育活動を支援してまいります。

7点目は、教員の働き方改革です。

子どもの学びを支える教員は、教育の要です。学びの専門職として、働きやすさと働きがいとを両立する職場となるよう、教育委員会と学校が一体となり、働き方改革に取り組んでまいります。

8点目は、厚岸町立学校適正配置計画の見直しです。

今後の児童生徒数の推移と望ましい教育環境の在り方について、保護者や地域と情報を共有し、学校適正配置計画の更新を進めてまいります。

第2は、生涯学習課所管事業についてであります。

生涯教育においては、生涯を通じて学び続けることができる環境を整え、持続可能な社会づくり・地域づくりを担う人材の育成に向け、次の五つの重点に取り組んでまいります。

重点の1は、「生涯学習事業の充実」についてです。

青少年の健全育成をはじめ、子育て世代や高齢者の生きがいづくりを支援し、町民の皆さんの個性と教養が発揮され、幸せや生きがいを感じられるための生涯学習機会の充実について申し上げます。

1点目は、生涯学習事業の充実と情報の提供です。

関係機関や団体と連携して、各種講座を実施するとともに、生涯学習情報誌やSNS等を活用して情報発信に努めてまいります。

2点目は、体験活動の充実と青少年の健全育成です。

地域の教育資源を活用した体験活動や世代間交流の充実を図るとともに、オーストラ

リア・クラレンス市や山形県村山市との交流事業の実施により、文化などの違いを認め合い、多様な考え方を尊重できる人材の育成に努めてまいります。

3点目は、芸術文化の振興です。

幅広い年齢層を対象とした芸術鑑賞の機会の提供に努めるとともに、町内文化団体等の活動支援や指導者の育成・確保を推進してまいります。

4点目は、部活動の地域移行の推進です。

休日における部活動の地域移行を推進するとともに、一部の部活動において平日の地域移行を実施してまいります。

重点の2は、「文化資源の保護と活用」についてです。

文化財、海事及び天文に関する文化資源の有効活用を図るとともに、その保存・普及・伝承に努める海事記念館事業について申し上げます。

1点目は、アッケシソウについてです。

チカラコタン栽培地及び郷土館前栽培地での人工栽培を行うとともに、厚岸湖岸の自生地の踏査を実施するほか、町民を対象とした学習会や学校の出前授業など、アッケシソウに関する教育・研究活動を継続して取り組んでまいります。また、自生地でもある岡山県浅口市との情報交換や学校間交流についても推進してまいります。

2点目は、博物館活動の推進です。

本町の海事や郷土に関わる貴重な歴史資料の蓄積に努め、常設展示の充実を図るとともに、企画展を開催するなど、本町の歴史についての理解を深め、郷土への愛情や誇りが育まれるよう、事業展開に努めてまいります。また、プラネタリウムについては、魅力ある番組の制作に努めるとともに、事業の充実や学校における学習投影の実施など、施設の活用を推進してまいります。

3点目は、文化財活動の充実です。

国指定史跡「国泰寺跡」の説明板の作成やアイヌ民具資料の保存処理を行うなど、貴重な文化財や資料の保護・継承を図ってまいります。

重点の3は、「図書・情報サービスの充実」についてです。

町民の皆さんが個性と教養を磨くとともに交流を深め、多様な情報を取得できる拠点としての情報館事業について申し上げます。

1点目は、読書環境の充実です。

第4次厚岸町子ども読書推進計画に基づき、子どもの読書活動を積極的に推進するため、読み聞かせボランティア団体や学校司書などと連携し、幼児期からの読書習慣の確立に向けた読書環境の整備に努めてまいります。また、乳幼児から高齢者までの幅広い図書館サービスを実施するため、各種事業を推進し、町民の皆さんの生涯にわたる読書環境の充実を図ってまいります。

2点目は、図書館活動の充実です。

施設の開館30周年を記念した事業を開催するなど、町民の皆さんに親しまれる図書館を目指すとともに、幅広い年齢層を対象とした作品展等を開催し、事業の充実に努めてまいります。

3点目は、各種サービスの充実です。

町民の皆さんから寄せられた調べものや問合せにお応えするレファレンスサービスの

充実や、きめ細かなサービスとして町内を巡回する図書館バスの運行を継続してまいります。

4点目は、電子図書館活用の推進です。

電子図書館の利用拡大を図るため、町内小中学校の児童生徒、教職員と連携した電子書籍の利用促進や郷土・行政資料の蔵書の充実と周知に努め、「いつでも・どこでも・だれでも」が利用できる図書館を目指してまいります。

重点の4は、「健康や体力の保持増進」についてです。

運動に関する正しい知識や技術の普及に努めるとともに、気軽に健康づくりや体力づくりに取り組める環境を整えることについて申し上げます。

1点目は、講習会や指導者研修の充実です。

幅広い世代の方が無理なく気軽に参加できるスポーツ種目を取り入れた事業を開催するとともに、町民の皆さんがスポーツを健康的に楽しむことができるよう、スポーツ障害の防止や健康に役立つ講演会・研修会を開催し、競技者や保護者だけでなく、指導者のスキルアップについても支援してまいります。

2点目は、温水プール事業の充実です。

施設が通年開館となったことから、幅広い年代や泳力に対応した水泳教室を開催するなど、水泳指導を充実させ、町民の皆さんが年間を通して、楽しく健康や体力の保持増進、泳力の向上が図られるよう支援してまいります。

重点の5は、「スポーツの振興」についてです。

多くの町民の皆さんが、スポーツの価値や魅力を実感し、積極的にスポーツ活動に参加できる環境を整えることについて申し上げます。

1点目は、スポーツ施設の活用とスポーツ合宿の誘致です。

町民の皆さんが安心して各施設を活用いただけるよう、適切な管理運営を推進するとともに、情報発信に努めてまいります。また、スポーツ合宿の誘致については、全天候で利用可能な多目的屋内スポーツ施設をはじめ、各施設をPRし、町民の皆さんがより高い競技レベルと接し、技術の向上が図られるよう、誘致に努めてまいります。

2点目は、スポーツ事業の推進です。

多くの町民の皆さんにスポーツに親しんでいただけるよう、各スポーツ施設を活用し、魅力ある事業を開催してまいります。また、本町の恵まれた自然環境を活用した海洋スポーツの普及に努めてまいります。

3点目は、スポーツ活動の支援です。

全国大会や全道大会などに出場する際の費用負担の軽減のため、スポーツ振興助成に基づく支援を実施してまいります。また、スポーツバスを活用し、保護者負担の軽減のため、練習等に参加する少年団員の送迎についても継続して取り組んでまいります。

以上、令和8年度の教育行政執行方針について申し上げます。

第6期厚岸町総合計画が示す、まちの将来像の一つ「未来を切り拓く力を育み、豊かな人間性にあふれるまち」は、主に教育の分野が担います。教育の役割は、人の育みです。恵み豊かな自然や多彩な産業、先人が紡いできた歴史や文化を有するここ厚岸町で、多様な人たちと関わり、自分を磨き、学び、育った子どもたちが、将来、厚岸町を担う人となり、また、どこにいても厚岸町を思う人となり、それぞれの地域で、豊かに

たくましく、自分らしく生きる人を育みます。

ふるさと厚岸に誇りと愛着を持ち、魅力あるまちの担い手、豊かな地域社会の創り手となる人を育むために、「地域で子どもを育てる教育体制の構築と教育環境の整備充実」を重点課題として取り組み、各課が一体となって持続可能な生涯学習社会の実現を目指してまいります。また、これらを実現するために、世界共通の目標である持続可能な開発目標（SDGs）と関連づけ、一体的な推進を図ってまいります。

教育委員会といたしましては、総合教育会議などで町長と相互の連携を図るとともに、学校や関係機関と密接な連携を図り、本町の教育・文化・スポーツの振興に最善を尽くしてまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のなお一層のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

●議長（大野議員） 以上で、町政執行方針と教育行政執行方針の説明を終わります。

●議長（大野議員） 日程第7、報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） ただいま上提いただきました報告第1号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

令和8年1月19日付、衆議院の解散に伴う総選挙の執行について。

総務省から北海道選挙管理委員会を通じて当町に通知があり、その後、1月23日の衆議院の解散、1月27日の公示、2月8日に投開票が執行された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費について、緊急に措置を要する経費の予算が必要であり、緊急執行を要した令和7年度厚岸町一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり専決したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

2ページをご覧ください。

総総専第1号 専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月19日付であります。

令和7年度厚岸町一般会計補正予算（6回目）。

令和7年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ987万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億8,367万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

3 ページから 4 ページまで、第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では 2 款 2 項、歳出では 1 款 1 項にわたって、それぞれ 987 万円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。

7 ページをお開き願います。

歳入であります。

12 款 1 項 1 目 1 節地方交付税 3 万 5,000 円の増。普通交付税、補正財源調整のための計上であります。

17 款道支出金 3 項委託金 1 目総務費委託金 4 節選挙費委託金 983 万 5,000 円の増。衆議院議員選挙費委託金の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

9 ページをお開き願います。

歳出であります。

2 款総務費 4 項選挙費 4 目衆議院議員選挙費 987 万円の皆増で、衆議院議員選挙等に係る経費の計上であります。

なお、11 ページから 13 ページまで給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で、報告第 1 号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（大野議員） 日程第 8、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上 2 件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（三浦町長） ただいま上程いただきました諮問第 1 号及び諮問第 2 号の人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由をご説明いたします。

現在、厚岸町では、人権擁護委員法第6条第1項の規定により、法務大臣から4名の
人権擁護委員が委嘱されておりますが、このうち中井勝之委員と遠田恵子委員が、令和
8年6月30日をもって任期を満了することになります。

このうち、遠田氏につきましては、同法同条第3項の規定により、厚岸町議会議員の
選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解
のある同氏を地域の当該委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるもので
あります。

また、中井委員につきましては、後任として、同法同条第3項の規定により、厚岸町
議会議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に
ついて理解のある佐田靖彦氏を新たに当該委員候補者として推薦いたしたく、議会の意
見を求めるものであります。

意見を求める委員の候補者を申し上げます。

はじめに、議案書14ページ、諮問第1号をご覧ください。

住所、厚岸郡厚岸町宮園2丁目246番地。氏名、遠田恵子。生年月日、昭和34年1月
1日であります。遠田氏の学歴、職歴及び公職歴については、次のページに記載してお
りますので、参考に供してください。

次に、議案書16ページ、諮問第2号をご覧ください。

住所、厚岸郡厚岸町白浜1丁目130番地。氏名、佐田靖彦。生年月日、昭和32年11月
5日であります。佐田氏の学歴、職歴及び公職歴については、次のページに記載してお
りますので、参考に供してください。

なお、任期は、同法第9条の規定により、令和8年7月1日から令和11年6月30日ま
での3年間であります。

以上、簡単な説明でありますが、ご承認くださいますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより、諮問第1号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、
原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり適任とすることに決しました。

次に、諮問第2号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり適任とすることに決しました。

- 議長（大野議員） 日程第9、議案第11号 令和8年度厚岸町一般会計予算、議案第12号 令和8年度厚岸町国民健康保険特別会計予算、議案第13号 令和8年度厚岸町介護保険特別会計予算、議案第14号 令和8年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第15号 令和8年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第16号 令和8年度厚岸町水道事業会計予算、議案第17号 令和8年度厚岸町下水道事業会計予算、議案第18号 令和8年度厚岸町病院事業会計予算、以上8件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（平下課長） ただいま上程いただきました議案第11号 令和8年度厚岸町一般会計予算から議案第15号 令和8年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） 水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） 続きまして、議案第16号 令和8年度厚岸町水道事業会計予算、議案第17号 令和8年度厚岸町下水道事業会計予算の内容について、お配りしている提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議いただき、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） 病院事務長。

- 病院事務長（星川事務長） 続きまして、議案第18号 令和8年度厚岸町病院事業会計予算について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） 本８件の審議方法について、お諮りいたします。

本８件の審議については、議長を除く１２人の委員をもって構成する令和８年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本８件の審議については、議長を除く１２人の委員をもって構成する令和８年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

午前１１時４７分休憩

午前１１時５１分再開

- 議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

日程第１０、議案第１９号 令和７年度厚岸町一般会計補正予算、議案第２０号 令和７年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第２１号 令和７年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第２２号 令和７年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第２３号 令和７年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第２４号 令和７年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第２５号 令和７年度厚岸町下水道事業会計補正予算、議案第２６号 令和７年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上８件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（平下課長） ただいま上程いただきました議案第１９号 令和７年度厚岸町一般会計補正予算（７回目）から議案第２３号 令和７年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（３回目）について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） 水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） 続きまして、議案第２４号 令和７年度厚岸町水道事業会計補正予算（４回目）、議案第２５号 令和７年度厚岸町下水道事業会計補正予算（３回目）の内容について、お配りしている提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 続きまして、議案第26号 令和7年度厚岸町病院事業会計補正予算（3回目）について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） 本8件の審議方法について、お諮りいたします。

本8件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和7年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本8件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和7年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

日程第11、これより、一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は、答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

はじめに、7番、南谷議員の一般質問を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 第1回定例会に当たり、4項目を一般質問いたします。

はじめに、北海道横断自動車道尾幌糸魚沢道路の進捗状況についてです。

（1）国道44号線を走行すると、尾幌の大曲と水鳥観察館周辺に構造物が見えます。令和8年度の事業と今後の事業の推移や完成見通しについて説明をしてください。

2項目め、第1種床潭漁港整備について質問いたします。

（1）令和8年度の漁港整備、改修工事概要を説明してください。

特に、地元漁業者の長年の悲願、待望している大型低気圧による防波堤の越波や港口からの侵入波対策の外防波堤着手と漁港中央の物揚場改修工事は、どのようになるのか

お尋ねいたします。

3 項目め、町立厚岸病院と介護老人保健施設ここみについてです。

(1) 令和 8 年度の病院、医師の体制はどうなりますか。

(2) 国は、6 月から診療報酬を改定します。

ア、改定による患者の負担と、イ、病院の収支への影響はどのようになるのかお尋ねいたします。

(3) 病院とここみは、医療や介護人材が不足と思います。その実態の説明と対応はどのようにされますか。安定した人材確保のため、外国人の採用を検討すべきではないでしょうか。

4 項目め、役場職員の体制について。

(1) 現在、職員数は足りないと思いますが、職員数は十分でしょうか。採用状況を含め、実態の説明をしてください。

(2) 不足であれば、今後どのように対処されるのかお尋ねいたします。

以上、1 回目の質問といたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（三浦町長） 7 番、南谷議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の「北海道横断自動車道尾幌糸魚沢道路の令和 8 年度の事業と今後の事業の推移や完成見通し」についてであります。これまでに国が公表している事業計画では、令和 6 年度末における用地取得率が約 50%、事業進捗率が約 12%となっており、令和 7 年度につきましては 43 億 7,500 万円が当初予算に計上され、測量設計や用地買収、物件補償のほか、改良工や尾幌橋等の下部工が進められております。

また、令和 8 年度事業につきましては、国会での新年度予算案の審議可決を経て、年度初めに国土交通省において、事業ごとの予算の公表によって事業概要が示されるため、現段階で申し上げられないことをご理解願います。

まずは、令和 7 年度の国の補正予算において計上されている 16 億円を活用し、改良工や別寒辺牛川橋下部工が進められる予定と伺っております。

完成見通しについては、示されておりませんので、早期完成に向けて関係団体と連携し、要望活動の中で強く国に訴えていきたいと考えております。

続いて、2 点目の「第 1 種床潭漁港整備について、令和 8 年度の漁港整備、改修概要の内容と、そのうち外防波堤整備の着手と漁港中央の物揚場改修工事の詳細」についてであります。床潭漁港の整備については、北海道が事業主体となり、水産生産基盤整備事業として漁港内の静穏確保のため、西外防波堤の整備に着手する計画のほか、水産物供給基盤機能保全事業として経年劣化が著しい漁港中央のマイナス 2.5 メートル物揚場の改修及び砂の堆積により埋没したマイナス 2.5 メートル泊地のしゅんせつを行う計画であります。

そのほか、経年劣化が進んでいる漁港内の排水トラフや排水ますなどの補修についても、地元漁業者の声を受け、北海道へ要望しているところであります。

床潭漁港南西の外防波堤の整備につきましては、西外防波堤総延長 100 メートルのう

ち、30メートルを令和8年度に整備する計画であります。

また、漁港中央のマイナス2.5メートル物揚場につきましては、総延長93.7メートルのうち、30メートルを令和8年度に整備する計画で、当該事業に係る負担金400万円を令和8年度予算において計上しております。

町といたしましては、北海道に対し、引き続き施設の早期完成に向け要望してまいります。

続いて、3点目の町立厚岸病院と介護老人保健施設ここみについてのうち、(1)の「令和8年度の病院、医師の体制はどうなりますか」についてであります。現時点において、令和8年度4月からの医師体制に変更はなく、常勤医師4人体制のほか、支援医師を確保し、維持できる見込みですが、佐々木院長にあっては、定年退職の特例の適用により、令和8年度末をもって退職となります。

医師の確保については、以前から取り組んでおりますが、現在、外科の常勤医師も不在であることから、1人の外科医師と交渉を続けております。途中経過ではございますが、私も本年1月にその医師と面談しており、引き続き早期の入職に向け取り組んでまいります。

次に、(2)アの「診療報酬改定による患者の負担」についてであります。令和8年6月に予定されている診療報酬改定につきましては、現時点で把握している内容で説明いたします。

外来は、自己負担割合が3割負担の患者で、初診は57円、再診は21円の負担増となります。次に入院は、同じく3割負担の患者では、1日当たり351円の負担増となる見込みです。

なお、長期間入院となる場合は、高額療養費制度の自己負担限度額により、実質的な負担増は生じないものと考えております。

また、入院時の食費につきましても、1食当たり40円増の引上げが示されておりますが、今後示される算定基準により負担増分が変動となります。

次に、イの「病院の収支への影響」についてであります。現時点では、入院基本料が増額されることから、入院収益の増加が見込まれます。

令和7年度3月補正後の予算ベースで試算すると約1,000万円程度が増収となる見込みです。実際の影響につきましては、今後示される詳細な算定基準などの把握に努め、適切に対応してまいります。

次に、(3)の「病院とここみは、医療や介護人材が不足と思います。その実態と対応はどのようにされますか。安定した人材確保のため、外国人の採用を検討すべきではないですか」についてであります。薬剤師、看護師、看護補助員及び介護員につきましては、町ホームページやハローワークへの求人広告掲載のほか、医療人材紹介会社への紹介依頼などを行っておりますが、依然として確保が難しい状況が続いております。

特に看護師につきましては、新規採用はあるものの、退職補充に至っておらず、診療報酬上の看護配置基準に満たす安定した体制を整えるため、人材紹介会社からの看護師派遣を受け、人員を確保している状況にあります。

外国人の採用につきましては、言語面や住環境などの課題もあることから、現時点では慎重な対応が必要と考えておりますが、今後さらに人材確保が困難となることが見込

まれることから、将来的な検討課題として認識しているところであります。

続いて、4点目の役場職員の体制についてのうち、(1)の「職員数は十分でしょうか、採用状況を含め実態を説明してください」についてであります。職員の採用につきましては、基本的には年度末での退職者に対する補充として必要数を採用しますが、令和6年度、7年度の状況についてご説明いたします。

令和6年度中の退職者数は、一般事務職で9人、その他の職では14人で、対して令和7年度の採用者数は、一般事務職は5人、その他の職では4人となっており、その一般事務職の4人の不足につきましては、担当業務の見直しによる人員の削減や係の再編による人員の削減などを行い、3課、1室で対応したところであります。

また、今年度中の退職見込み者数は、一般事務職が12人、その他の職では7人となっており、現時点での令和8年度の採用予定者数が一般事務職では8人、その他の職では2人の予定となっております。令和7年度と同じ職員配置をするには、一般事務職で4人の不足となりますが、その対応としましては、担当業務での必要人数を確認し、4月以降も随時募集を進めることや業務の見直し、会計年度任用職員の採用などにより対応する考えであります。

次に、(2)の「不足であれば、今後どのように対処されますか」についてであります。これまで一般事務職の採用につきましては、釧路町村会が主催する試験と厚岸町が独自で実施する試験を行ってまいりましたが、それぞれの試験で実施回数を増やし、町独自の試験では社会人も対象とするため、年齢要件を引き上げて実施したほか、募集の周知では、町内と釧路市内の高校を回り、直接担当教諭に募集案内を行うとともに、企業説明会へ参加し、周知に努めてまいりました。

その結果、社会人の年度途中での採用や学校側からの問合せによる応募があるなど、一定の成果は得られておりますので、今後もこの取組を続けていきますが、あわせて、業務の効率化や、これからの時代に合った行政運営のための行政組織機構の見直しを進める中で、限られた人員で最大の効果が発揮できる組織の構築を目指してまいります。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 尾幌糸魚沢道路で、再質問いたします。

国の予算成立に伴い、年度ごとに示されるため、現段階では発表前なので答えられないとの答弁でございますが、工事は予算が順調につき、進展しているということは、よく理解できました。ですけれども、冒頭、述べました尾幌の直線から白い構築物が見えるけれども、町民は何だろうと、分からないのですよ。そういうことで、改めてお尋ねをさせていただきます。

確認いたしますけれども、先ほど改良工という答弁がございました。改良工というのはどういうことなんでしょうか。地盤固めを改良するというふうに取れるのですけれども、今の答弁の中で、改良工と略して言ってくれたのですけれども、その改良工の意味について答弁をいただきたい。

それから、令和8年度は、この改良工と尾幌橋の下部工事、それともう一つは、同じく改良工と別寒辺牛川の橋下部工事の2か所について、昨年を引き続いて進んでいくと

いう理解をしたのですがよろしいでしょうか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

まず、ご質問があった改良工の関係です。

ご質問者おっしゃられるとおり、今進められている工事は、主に地盤を安定させるための土木工事を行っている。土を入れて地盤を安定させるといった工事をしているということを伺っております。

それから、その工事自体はどういったところでやっているかといいますと、44号線から斎場に向かう道路の左側がルートになっているのですが、その左側の改良工の工事をやっている状況があるというふうに伺っております。

それから、これからの令和8年度以降の工事につきましては、ご質問者おっしゃられるとおり、先ほど申し上げた、今行っている改良工、それから、橋脚のそれぞれの工事が進んでいくだろうというふうに伺っております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 町民は、工事の進捗状況に非常に興味を持っております。どこを通るのか、どのような形状なのか、非常に期待しているのですけれども、全く分かりません。そこで、4点質問させていただきます。

まず1点目、国道44号線と尾幌のどこで合流するのですか。

2点目、門静の市街のどこで交差するのか。恐らく橋脚ができて国道44号線と交差すると思うのですが、交差するのはどの辺なのか。また、橋の高さはどのくらいになりますか。

3点目、太田のインターなのですけれども、両方向に乗り降り可能なのかどうか。ということは、釧路に向かうにしても根室にしても、釧路のインターを見ると、片側だけのインターもあります。尾幌にできるインターは、両方に乗れると望ましいのですけれども、そういうインターだと私は思うのですけれども、この辺についてはどうなのか。それから、太田のインターの形状といいいますか、どのようなものなのか。分かる範囲で説明をしていただきたい。

4点目、太田から湿原を抜け、糸魚沢までの間です。どの辺を通り、どのような形状なのか。まさか、湿原の中をべたっと走ることではなく、橋脚だとは思いますが、恐らく橋脚であれば、何基くらい建って、何メートルくらいのところに、どういう形状になるのか。今の時点で分かる範囲で説明をしてください。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

まず、1点目の尾幌の合流点の関係です。

尾幌の合流点は、どこで合流するのかというところですが、厚岸から釧路の方向に向かって、先ほど出ておりました、通称、大曲と呼ばれるところのカーブを曲がって、尾幌ふれあい館との間で合流する予定となっております。

それから、2点目の門静の市街地のどの辺で交差するのかというところについては、門静のところで言いますと、厚岸から釧路に向かう方向で考えますと、正念寺がある手前のところで交差するというふうに伺っております。その交差するところは、門静の第2分団の車庫があるところ、厚岸から釧路に向かって右側に第2分団の車庫があると思うのですが、そこを通るというふうに伺っております。その車庫を通った後、浄水場の裏手を通るということを今のところ聞いているところです。

それから、橋梁の高さについて、こちらのほうはまだ示されておられませんので、高さという部分では、はっきり何メートルということがちょっと言えない状況であります。通常ですと、電柱の高さ以上にはなるだろうとは思われますが、まだ正確な数字は示されておられませんので、その高さは、ちょっと今の状況ではまだ分からないと見ていたということです。

それから、3点目の太田インターの位置がどの位置になって、どのような形状になるのかというところですが、一番分かりやすいのは、阿寒インターを想像していただくと、行ったことがある方は分かるかもしれませんが、あのインターを想像していただければと思います。釧路から阿寒に向かう途中に左側にインターがございますけれども、まず高速道路の手前に、あの場合ですと、札幌のほうに向かう道路があります。それと同じように、厚岸から太田に向かう道路の手前に、尾幌の方向に向かう道路、上る道路ができると。それから、高速道路をくぐって、右側のほうに糸魚沢方向に向かう道路、上る道路ができるというふうに伺っております。ですから、下りるほうは、厚岸から太田のほうに向かって、橋をくぐって、左側のほうから下りてくる道路、尾幌のほうから下りてくる道路と。糸魚沢から厚岸のほうに来る道路としては、橋の手前の右側のほうに下りてくるところができるということです。阿寒インターと同じような形状になるというふうに伺っております。

それから4点目、糸魚沢方向に行く道路はどの辺をとということなのですが、こちらについては、太田から糸魚沢方向に向かっては、先ほど斎場のお話をさせていただきましたが、斎場の前を通過して、水鳥観察館のほうに向かって、そして水鳥観察館の裏側を通ります。通った後に、今ちょうど、先ほどご質問者の発言にあったとおり、白い橋脚が見えるという、構築物が見えます。あそこがカヌー乗り場の中間点のところまで続く形になるだろうというふうに聞いております。

これは、去年、説明会があって、そのときに聞いているのですが、そのときは21基の橋脚と、始まりと終わりは橋台というようなのですが、橋台が2基。要するに、橋の橋台が23基できるというふうに聞いております。

最後に、44号線上で最後に交差する地点としては、糸魚沢の町を抜けて、茶内方向に行った先のところに終点といいますか、交差する地点ができるというふうに伺っております。

- 南谷議員 内容については、ある程度分かりました。現時点で、計画でございますから、このような方向で進んでいくということで、内容については分かりました。

その上でお尋ねをさせていただくのですが、最近、マスコミのニュースで、別保尾幌道路の予算が令和7年からついていると。既にもう別保から尾幌のほうの道路について予算がついているということなのですけれども、この内容について分かる範囲で説明をしてください。

- 議長（大野議員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

別保尾幌道路に関してのご質問でございます。

昨年4月に新規事業化されまして、今の別保インターから、先ほどの尾幌の交点までの間、21.2キロの事業規模というふうに伺っております。総事業費は1,250億円という形で、令和7年度は1億円の予算がついておりまして、現在は測量設計の調査が行われているという状況です。まだ調査段階ですので、事業進捗率も現在はゼロ%という状況となっております。

- 議長（大野議員） 7番、南谷議員。

- 南谷議員 町として、早期完成に向け、関係機関としっかり連携を取っていただきたいと思います。

ただ、私は、町民に対して、もう少し分かる範囲で周知をしていくべきだと思うのです。変に誤解を招いてもまずいし、開発なり、道のこともあって、予算が見えないから、なかなかはっきりしたことは言えないのしょうけれども、分かる範囲で、やはり町民は興味を持っているわけでございますから、ある程度は定時的に、確定したものは速やかに町民にもきちんと周知することでないともまずいと思うのですが、いかがでしょうか。

- 議長（大野議員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

町民の周知という点でございますが、去年は11月に親子説明会という形ではございますが、建設中の別寒辺牛湿原近くの橋脚周辺で見学会も実施されております。ただ、それは親子説明会という形でしたから、全員の方が出席できるという状況ではありませんでしたので、今後、釧路開発建設部とも協議して、どのような形でそういった説明会ができるのか、どうなのかということも協議してまいりたいと思います。

もし難しい場合であっても、でき得る限りの情報を広報でお知らせするという方法で町民の皆さんに周知できるように考えてまいります。

●議長（大野議員） 7 番、南谷議員。

●南谷議員 床潭漁港整備について再質問いたします。

令和 8 年度の予算書を見ると、漁港の外灯の LED 化が計上されております。これまで、外灯の故障などで、床潭の浜の皆さんから早く直してほしいという要望をたびたび耳にしております。

今回、予算計上された。当然 LED になると電気料の関係は町が負担し、その分が軽減になる。それから、浜の皆さんも、今まで以上に明るくなるし、故障も少なくなるということで、きっと喜んでいただけたと思います。

令和 8 年度なのですけれども、着手計画の中で、砂の堆積・しゅんせつ場所の選定があります。令和 8 年度の実際にやる工事の中に、マイナス 2.5 メートルのしゅんせつがあるわけですが、この選定については、ちょっと理解できなかったのだけれども、必ずやるのだらうと。ですけれども、実施する場合には、浜の利用者の皆さんと十分協議をして進めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

また、長年、浜が待ち望んでいた外防波堤の整備でございます。令和 8 年度は片側 100 メートルのうち 30 メートルが着手される。計画自体が進んできたことに大いに感謝すると思います。今後も外防波堤の早期完成に向け、町として北海道へしっかり働きかけをすべきだと思いますがいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） ご質問にありました、しゅんせつに関してです。

しゅんせつの場所につきましては、きちんと事業効果が出ますよう、浜の皆さんと協議をして、場所をきちんと決めるということで考えております。

続きまして、沖の外防波堤につきましては、30 メートルという形で計画があります。早期完成に向けて、事業主体である北海道へしっかりと要請、それから働きかけをやっていきたいと思っております。

●議長（大野議員） 7 番、南谷議員。

●南谷議員 漁港中央の物揚場改修工事です。

令和 7 年度当初予算に予算計上されておりましたけれども、結果的に事業は実施されず、令和 8 年度に繰り越されました。この延期の内容について説明をしてください。

それから、これが延期の要因の一つではないのかなと私なりに考えるのですけれども、床潭の浜は、昆布漁が最盛期のとき、今までは工事を中断して昆布漁に支障のないように漁のない時期に工事を進めてきております。ですけれども、今回のように予算は当初計上されていたけれども、実質的には令和 8 年度に延びております。予算が縮小してきております。今まで 1 年でできたものが、さきの予算書では今回は 400 万円で、今まで 1 年のものが 3 年に延ばされるとか、予算も分割されてきています。

そういうことを考えると、そろそろ浜の皆さんに理解をいただいて、夏場もお互いに

譲り合って工事を進めなければ、予算が縮小するばかりで、ますます改修工事は先延ばされてしまうという状況にあります。どうか、浜の理解を得られるように、夏場も事業を進めるように、町としても努力をすべきと考えますがいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） まず、物揚場の工事の令和7年度から8年度という部分でございます。

最初の予定では、令和7年度に総延長93.7メートルを1年間でという形で、事業費が8,700万円、町の負担1,160万円を令和7年度予算に計上しておりました。

おりましたが、北海道に聞きましたら、予算の関係でというふうにおっしゃっていたのですけれども、3年間の整備に計画が変更されました。それで、令和8年度の整備予定は93.7メートルのうち30メートル、事業費は3,000万円、そのうち町の負担は400万円ということで予算計上しております。

続きまして、早期完成に向けた浜の理解という部分でございますが、このまま30メートルでやると、最低限3年間はかかってしまいます。もしかしたら、それ以上細かくなると、4年、5年とかかるかもしれません。なるべく1年間のうちに多くの工事期間を取ってもらって、必要な予算をつけてもらおうと。そして、施設の完成を目指す必要があると私は考えております。

そのためには、特に6月から10月までの昆布時期の夏場の工事をしなければならないのですけれども、浜との理解、協力を得るために、ちょっと難儀する部分があるかもしれませんが、ここの部分はしっかりと協力していただいて、なるべく長い時間を取ってもらって、早く完成させていくように、町としてもしっかりと努力していきたいと思っております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 町立病院の関係について質問いたします。

現在、常勤医でございますが、内科が2名、小児科が2名の4名で、外科は支援医の対応となっております。令和8年度は、佐々木院長には、この一年は院長として頑張っていただけだが、年度末で退任されるという答弁でございました。佐々木院長には、長年、厚岸町立病院の院長としての重責を担っていただきまして、本当に敬意を表する次第でございます。

それから、答弁の中では、もし条件が整えば、令和8年度中に外科医師が常勤していただけるという理解をしたのですが、そうすると外科の常勤医が1人増えるという理解でよろしいのでしょうか。

●議長（大野議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） お答えさせていただきます。

1 回目の町長の答弁にもございましたとおり、外科医師につきましては、今のところ町長とも面談していただいて、その外科医師からは前向きな返答をいただいているというところではございますけれども、まだ確定に至ってはございません。引き続き病院に来ていただけるように取り組んでまいりたいなというふうに考えているところでございます。

●議長（大野議員） 7 番、南谷議員。

●南谷議員 収支への影響でございます。

答弁では、1,000万円の増収となりますが、私の推測ですが、恐らく人件費のアップで飲み込まれてしまうのかなという推測をしております。この辺について、最終的に病院の収支にどのような影響があるのか、改めて説明をしてください。

●議長（大野議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） お答えさせていただきます。

今回の部分につきましては、今、分かっている範囲内での収支の見通しでは1,000万円程度の増収ではなかろうかという回答をさせていただいておりますけれども、これは、あくまでも現在分かっているものだけで計算しておりますので、これから出る細かいものが出てきます。

6 月には診療報酬改定が出てきますので、それらを今の病院の診療の中でどこがどういうふうに取り入れるのかという部分を子細チェックしながらやっていきますけれども、基本的には、さらに上積みはあるものというふうには考えてございますけれども、ご質問者おっしゃるとおり、人件費の増分だけでも2,000万円という状況になってございますので、そこには至っていないというのが現状でございます。

ただ、いずれにしても、その分も踏まえた中で、歳出のほうも踏まえた中でやっていかなければならないという部分になりますので、算定漏れがないよう、取りこぼしがないように、きちっとしたものを勉強させていただきながら対応していきたいなというふうに思っております。

ご質問のありました最終的な収支はどうかという部分につきましては、いかんせん、何もまだ細かいものが出てきていませんので、幾らになるとかというのは申し上げることはできませんけれども、これは一般会計の繰入金でも相通ずるものがございますので、可能な限り病院で収入できるものは収入していくというスタイルの中で対応していきたいなというふうに考えているところでございます。

●議長（大野議員） 7 番、南谷議員。

●南谷議員 そうすると、現段階では、まだはっきり言えないと。

ただ、今の説明ですと1,000万円ぐらいの収益は上がるけれども、実際には人件費が2,000万円ぐらい上がりますよと。それだけ比較しても、まだ人件費に十分充当できない

いという理解をさせていただきました。よろしいでしょうか。

それと、外国人の採用についてでございます。

新聞折り込みを私も読ませていただきました。新聞の折り込みで急募しております。人手不足は明らかであります。答弁では、将来的な検討課題として認識しているにとどまりました。検討すると言っていないのですよ、認識していますと。検討するのでしょうか、どうなのでしょう。

今日は、実際に看護師となるとなかなか難しいかもしれないけれども、介護補助員とか、いろいろな立場の人がいると思うのですよ。そういう人については、もう既に北海道の自治体の中でも、現実には外国人を採用している自治体もあります。私が調べているところでも二、三あります。でなければ、厚岸町でそういう職業に就いている方の人手不足の状態は慢性的になっているわけですから、安定した人材を確保していくという部分では、町としても何らかの優遇策を取っていかなければ、外国人の登用も難しくなってしまうですよ、あちこち綱引きしますから。

外国人も、都会側に憧れるのですね。つい最近、水産加工場に来ている社長に「外国人はどうか」と聞いたら、やはり「大都市圏に行きたがる」と言うのですよ。厚岸にいても、遊ぶところがない、それから、日本にせっかく来たのであれば、情報の交換とか若者の交流とかというものに憧れるのだと。厚岸にいては、仕事は一生懸命なのだけれども、せっかく日本に来たのに楽しみというのがなかなか供給できないのだと。こういう中で、厚岸町独自の施策というものを検討していかなければ、幾ら外国人を求めても、チラシを出したり、あちこち働きかけても、来てくれませんよ。

そういう意味では、早くから私は、実際に実現するかどうかは別にして、厚岸町として介護施設もあるわけですから、そういうものに対して踏み込んだ検討をしていかなければ、結果、駄目かもしれないのですよ、認識しているだけでは駄目です。いかがですか。

●議長（大野議員） 病院事務長。

- 病院事務長（星川事務長） 収支の面でございますけれども、先ほど人件費の部分が大体2,000万円ぐらい増えていて、増収が1,000万円ぐらいだというお話もあったのですが、ただ、昨今出ている物件費の高騰ですとか、委託費の高騰というのがこれに上乗せされてきますので、さらにプラスアルファが費用面では出てくることがございますので、非常に厳しい状況が続くものだというふうに踏まえておりますけれども、そこにその分は、かかる経費はかかる経費として対応しますけれども、収入のあるものをきちんと確保していくというスタンスは変えないでやっていきたいなというふうに考えているところでございます。

また、外国人等従事者の登用ということになりますけれども、まず基本的に分けなければならないのは、医療従事者の中でも、有資格者と言われる看護師ですとかといった部門と資格を要しない方々の対応ということで、パターンの二つに分かれると思います。

今、私のほうで押さえているのが、外国人の派遣の中の特化しただけで申し上げます

と、ご質問者おっしゃるとおり、都会に行きたいのだというのが、ほぼほぼ、その回答もらっております。実際的にほかのところの実例を聞きますと、来たけれども、ちょっと町が小さすぎて、こういうところで勤めたくないというのがあるという現状も聞いておりますので、そういったことも踏まえて、検討しなければならないなというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、まず病院のほうでいきますと、病院の中でも外国人の方に来ていただけるのは大変ありがたいのですが、言語の面ですとか住環境の面ですとか、先ほど言った生活環境の面で相違があると。そこで意思疎通が取れなくなってくるということもございますので、基本的には、その部分をまずクリアしなければならないということも踏まえた上で、検討していきたいなというふうに考えております。

病院だけではなく、民間の医療機関の方からも同じような人材が不足しているというところも踏まえて、やはり病院だけではなく、同じような介護老人保健施設ですとか特養ですとかといったところも踏まえて、いろいろなところと情報交換させていただきながら対応すべき案件だなというふうに考えているというところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 結果は別にして、検討されるということの理解でよろしいでしょうか。

●議長（大野議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 病院だけではなく、全体として考えていかなければならないものだというふうには考えてございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 4項目めです。役場職員の体制で再質問いたします。

一般事務職員のベースでございますが、令和6年度中の退職者は9名に対し、採用が5名で、マイナス4名でございます。令和7年度中の退職見込み者が12名で、これに対して令和8年度の採用見込みは8名、令和8年度も4名のマイナスでございます。

業務の見直しや会計年度任用職員の採用などで対応されるという答弁でございましたけれども、私が見るに、保健福祉課の職員の配置状況なのですけれども、令和6年度中に5名の職員が退職されております。それから、令和7年度は2名の退職、2年間で7名の職員が退職されました、保健福祉課だけです。その分、人数は実質的に各課から異動してきて、同じ人数は補填されているのです。そういう意味では、充足しているという理解に立ちました。

ですけれども、退職された方はみんな係長とか課長補佐とか、それなりの実績なりキャリアを積んでいる皆さんが辞めています。そうすると7名も係長クラスが辞められたら、どうですか皆さん、担当課は大変ですよ、慣れない人が多くなるわけですから。それでもチームワークを組んでしっかり頑張っているのは、よく理解いたします。

一方、これを補充するために、ほかの部署で削減され、それぞれデメリットになります、人数が7名減るわけですから。繰り出したほうも、やはり負担になっていると私は思うのです。それぞれ皆さん頑張っているのだなという理解に私は立っております。

それと、厚岸町は、職員の定員管理計画を策定しております。おりますね。ですけども、計画年次なのですけども、令和2年から令和6年度でまだ更新されていないのですよ。今、令和8年ですよ、令和6年で止まっています。職員定員管理計画を策定しているのだけでも、令和7年、令和8年はないのです、止まっているのですよ、管理計画が。どうなっているのでしょうか。

また、町の職員の定数を条例で定めております。現在、令和8年4月1日時点での職員の定数、それから4月1日時点での実質職員数は何人になるのでしょうか。この2点についてお尋ねさせていただきます。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

まず、定員管理計画につきましては、一度、形に作ったところではあるのですが、先ほども申しました、今年度の退職状況が12名と。今年度は、65歳までの経過措置中ですので、本来であれば定年退職はない年なのですが、全員が自己都合退職になっております。そういうこともありましたのと、あとは、今までは定員管理計画も退職した人に対して採用するというような計画が主な考えではあったのですが、その考え自体も、業務はどうなのかとか、そこら辺も含めた中でもっと考えなければならないなというところで内容を調整したところでありますので、早急にそれは作成をしたいと思っております。申し訳ございません。

それと、職員の定数条例であります、こちらは、町長部局、町立病院等、委員会と分かれていますのですが、一般職と技術職も分かれておりませんので、総数で言わせていただきます。条例のほうの総数でいきますと、309名です。それに対しまして、令和8年4月1日で採用・退職を整理しまして、定数の人数が253名です。こちらは条例でありますので、ちょっと幅をもたした形になっておりますが、309人に対して253名ということになっております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 まず、1点目のほうなのですけども、それだけ総務課のほうも仕事に追われているというふうに理解をしております。

それから定数は、僕も組合にいた頃に職員の定数というのは決めているのですけれども、必ず下回りますよ。上限を抑えるための定数なのです。ところが、私が今回質問した動機というのは、定数をオーバーしているからではないのですよ、辞めるのが多すぎるということだと思うのです、職員が満たない。ここに大きな課題があると思っております。

答弁をいろいろいただいたのですけれども、あみかや水道、総務課、皆さんそれぞれの課が業務を一生懸命頑張っていることは、私なりに理解しておりますけれども、職員の人数が足りないことは明らかであります。今後の対応について質問をさせていただきます。

採用に向け、今後、町長筆頭に最大限の努力をしていただけると私は信じております。答弁で、業務の効率化や組織機構の見直しをされますが、おのおのの内容を具体的に説明してください。

また、その対応策の中で、独自試験で社会人も対象として年齢を引き上げて実施されるという答弁がございましたが、何歳を上限とされますか。私は、職種によっては55歳でも構わないのではないのかなと。むしろ、厚岸に両親がいる、札幌や大都会で働いているけれども、片方が亡くなられたので、札幌で家賃を払うよりは、厚岸の実家に戻って働きたいという人もいるかもしれないのですよ。現にそういう人を私は耳にしております。そういう意味では、門戸を広げるべきだと思うのですがいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（早川副町長） 組織機構の見直し等に係る部分もありますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

業務の効率化の部分でございますが、これにつきましては、職員の採用が退職に追いつかないということもありまして、業務については効率化を進めなければならないと。これについては、いろいろな手法がある中では、例えばAIの活用、さらなるシステム化、それからフロー図等による業務の流れをスムーズにさせる、煩雑な事務の省略化といったこと、さらには業務の民間委託など、こういったことを含めて業務の効率化を進めていかなければならないのかなというふうに考えております。

また、組織機構の見直しという部分につきましては、これは、今年度は4月には間に合わない状況となりますが、現在、退職者数に対しての採用数が追いつかないという現状もありますことから、さらに業務が増えている中で、こういった業務の整理ができるのかということを各分野ごと、各組織ごとに整理をする時間が必要というふうに考えておりますので、こういったことを整理した中で、組織機構の見直しを来年度中に検討し、翌年度には反映できるような形で進めたいというふうに考えているところでございます。

また、うちのほうで随時募集ということで、社会人経験者もしくは中途採用という部分の年齢のことでございます。45歳あたりをとということで考えているところでありますが、ここにつきましては、一つは、一般職での採用という部分では、行政に関わる業務についての一定程度の研修等が必要な期間もある、それから、そういった研修等も含める中では、釧路市ですとか北海道もそうなのですが、例えば公務員経験者を採用するかといった枠の中では、経験のある中で年齢を引き上げるということ是可以なるような状況もあると思いますが、そういった経験がない中では、高年齢化した中での採用というのは、あまり高いと難しいのかなというふうには、今現在では考えているという状況でございます。

●議長（大野議員） 7 番、南谷議員。

●南谷議員 まず、1 点目なのですが、来年に向けてと。私は、正直言って、少なくとも 4 月 1 日の人事異動に向けて機構改革含めてやるのではないかと、大いに期待をしておりました。新町長になって、この 4 月から機構改革も含めて踏み出すのかなと。

慎重を期して、1 年間そういうものに費やすというのは分かるのですけれども、それくらい人が採用されていない、困窮しているということは、たまにしか行かない議員の私でさえ感じるのですから、その辺はやはり一歩踏み出していただきたいなと思います。

次に参ります。

いろいろ職員の採用について努力をされるということは分かったのですけれども、私は、何か一つ忘れているなど。ストップ・ザ・退職、足りないから補充するのですよ。辞めさせない努力を何もしないのですよ。若い人、女性、その人たちが魅力を持って頑張るよと。現に、都会に行こうとか、いろいろな人がいますよ。今いる職員の皆さんは財産です。

その人たちが辞めたくならないように、魅力のある職場づくり、私はこれが原点だと思うのですよ。増やす、辞めていくのですから、辞めさせない努力をしなければならぬ。これが原点だと思うのですよ、いかがですか。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

今年度の 12 名の退職者につきましても、ほかの自治体で働くという人も 3 名ほどいまして、あとは、ほかのところ、民間で働きたいという方もおります。そういった方は若い方であります。そういった方は、まだまだ自分でやりたいことがあるというようなことだと思います。

そのほかの人につきましては、今後の仕事の予定はなしという形であったのですが、確かに辞める中では、自分が思っていたところとは違うとかということもあるかと思いますが、環境としましては、先ほど言われました人が少ないというところで、確かに忙しいことがちょっと気にかかるということもあろうかと思います。そういった部分は、課内、係で協力しながら、働きやすい環境をつくっていくことは必要だと思います。

そこら辺も含めまして、辞めないことの今の言葉は分かっておりますけれども、それ以外でも、何なのかということを考えながら今後取り組んでいきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（大野議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

1 番、竹田議員の一般質問を行います。

1 番、竹田議員。

●竹田議員 質問通告書に従って、質問をさせていただきます。

1、厚岸町観光大使について。

(1) 厚岸町では、観光大使を任命する規定がありません。観光大使の任命ができるように創設することを提案いたします。町の考えを伺いたいと思います。

2、厚岸町住宅新築支援助成事業について。

(1) 令和8年度から、助成額を現行の100万円から200万円へ増額し、加算要件の撤廃を要求していましたが、令和8年度からの取組について伺います。

3、厚岸町住宅リフォーム支援助成事業について。

(1) 令和8年度から、助成額を現行の20万円から増額を要求していましたが、令和8年度からの取組について伺います。

4、子どもの遊び場について。

(1) 親子で遊べる場所を造る計画について伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（三浦町長） 1番、竹田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の厚岸町観光大使について、「厚岸町では、観光大使を任命する規定がありません。観光大使の任命ができるように創設することを提案いたします。町の考えを伺います」についてであります。一般的に観光大使とは、特定の地域や観光地の魅力を広め、地域の振興を目的として、広報活動等を行う民間人や民間団体のことを指しており、主に、その地域にゆかりのある著名人や芸能人が選ばれることが多い状況になっております。

観光大使の役割といたしましては、観光地の認知度向上や観光客の増加、地域のイメージアップを図ることを目的としており、観光イベントや各種フェアでのPR活動、テレビやラジオなどのメディア出演、SNSを活用した広報活動などが考えられます。

このほか、近年におきましては、ふるさと大使やふるさと応援大使といった観光分野にとらわれず、地域の自然、歴史、文化、産業、特産品など、地域全体の魅力を広くPRするため任命しているケースが多く見受けられます。

なお、大使の任命に当たりましては、地方自治体が規程を定め、任命しているほか、観光協会や商工会議所などが任命している場合もあります。

これら観光大使やふるさと大使等は、地域の認知度向上に貢献する大きな役割を担った存在であり、地域の産業を活性化させ、地域振興に寄与するものと期待されます。

このようなことから、まずは、何を目的に、何をしてもらうのかなど、町としての基本的な考えを整理する必要があると、その中で関係団体とも協議し、どのような名称でこれが任命するかなどの検討を進めてまいります。

続いて、2点目の厚岸町住宅新築支援助成事業について、「令和8年度から、助成額を現行の100万円から200万円へ増額し、加算要件の撤廃を要求していましたが、令和8年度からの取組について伺います」についてであります。現在の助成制度は、町内業者を利用して住宅を新築する場合、床面積が40平方メートル以上の住宅で、工事費用が

1,000万円以上を条件の一つとして、1戸当たり50万円を助成するほか、一定の要件を満たす場合は、20万円を加算するものであります。

また、金融機関から資金を借り入れた場合は、利子相当額について30万円を上限として助成するもので、合計で100万円を助成額の上限とするものであります。

令和8年度からは、近年の資材高騰や労務単価の上昇など社会情勢を踏まえ、助成額の上限を200万円に引き上げ、一定の要件を満たす場合の加算要件と、金融機関から資金を借り入れた場合の利子相当分の助成事業を廃止し、町民の皆さんが本助成制度を利用しやすいように、住宅新築における助成事業を一本化して事業の促進を図ってまいります。

続いて、3点目の厚岸町住宅リフォーム支援助成事業について、「令和8年度から、助成額を20万円から増額を要求していましたが、令和8年度からの取組について伺います」についてであります。現在の助成制度は、町内業者を利用して住宅をリフォームする場合、当該リフォームに要する費用が10万円以上であることを条件の一つとして、対象工事費の10%を助成するもので、65歳以上または中学生以下の子どもがいる世帯は、対象工事費の15%を助成し、20万円を助成額の上限とするものであります。

令和8年度からは、近年の資材高騰や労務単価の上昇など社会情勢を踏まえ、助成額の上限を50万円とするほか、工事費用に対する助成率の加算要件を廃止し、助成率を一律20%に引き上げるとともに、本助成制度の対象に熱中症対策としてエアコン設置工事を加え、事業の促進を図ってまいります。

続いて、4点目の子どもの遊び場について、「親子で遊べる場所を造る計画」についてであります。子どもの遊び場の整備は、地域社会において重要な課題と認識しており、親子が安心して遊べる環境を提供することは、子どもの健全な成長に寄与するものと考えております。

先ほど、町政執行方針で3点の重点施策について申し上げたところでありますが、そのうち、「安全・安心に楽しく遊べる場所づくり」として、町内に点在する公園のうち、整備を実施する公園として「梅香町児童公園」を位置づけ、子どもたちが安全・安心に楽しく遊べる遊具等の設置を進めるもので、令和8年度では、鹿等が公園内に侵入しないよう柵を整備するほか、コンビネーション遊具の設置と人工的に小高い山を整備する計画となっております。

今後は、梅香町児童公園の整備が完了した後に、整備した公園の成果を踏まえ、他の公園への可能性を見極めながら、公園の適正化に努めるとともに、公園に限らず、親子で遊べる場所の整備について検討してまいります。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 まず、観光大使についてなのですが、ほかのいろいろな町の取組とか北海道での観光大使の状況を資料としていただきまして、ありがとうございます。

観光大使のほかに、親善大使や広報大使、あとは、PR大使、ふるさと大使というのがございます。これらも含めて、観光大使というふうに一般的にはひっくるめて活動し

ているわけですが、厚岸町としては、これらについての任命をどのようにしていくのかということの検討を進めてまいりますということなので、これに対しては分かりました。

ただ、その中で一番大事なのは、ここにも書かれていますけれども、答弁にもあるのですが、認知度向上で産業の活性化、つまり地域振興に寄与する。これは何を目的とするかということ、最終的には厚岸町の経済効果をもたらすための施策というふうになっていくと思うのですね。

その中で、任命者にはどのような人を任命するのかということが大事になってくると思うのですね。そういうことを含めて、どのように考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） ひっくるめて観光大使というような言い方をさせていただきますけれども、一番よくあるパターンとしては、やはりこの町の出身者である。そして、例えばこの町にゆかりのある方というのがやはり観光大使として任命されているケースが一番多いかなというふうに思っております。

厚岸町のPRをいろいろなところでしてもらうためには、厚岸町のことをやはり理解してもらっている人でなければ、多分よいPRをしてもらえないのではないのかなというようなこともあるのですけれども、近年では、厚岸町のPRをしてもらうような人を公募をして、任命するといったような例も見受けられますが、まず第一には、町の出身者、そして町のゆかりのある方というものを一つの基準として考えるべきではないのかというふうに私は考えております。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 こういう取組というのは、遅いより早いほうがいいと思います。どの時点で検討に入っていくのか、また、どの時点で決めていきたいなど。その後に、任命者をどのように使っていくのかという、使っていくという言葉はちょっと不適切かもしれませんが、どのような使い道があるのか、また、どのようなPRをしてもらうのかということに順々になっていくと思うのですけれども、時期的に早めに取り組んでいてもらいたいと思うのです。

時期的な部分については、来年とか再来年とかということではなくて、今年度中に何とか。予算がかかるのであれば、今年度中に予算をつくとか、何かいろいろかかるものもかかってくると思うのですけれども、あまり多額なものをかけてまでという気持ちも私にはありますけれども、そういった計画的なものがもしあるのであれば聞かせてほしい。なかったら、どのように進めていくのか、ちょっと具体的に教えていただきたいなと思います。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

- 観光商工課長（田崎課長） 議員は、今年度というようなことになりましたけれども、今年度はあと残り1か月も切ってしまいましたので……。 （「今年」と発言する者あり）今年ですね。私も、議員おっしゃるように、せっかくこのようなご提言いただきましたので、早急に動くべきだなというふうに思っております。

令和7年度につきましては、残り1か月しかございませんので、令和8年度入りしましたら、早急に動いて、可能であれば、関係団体ともいろいろ協議をしていくというような必要性はあるのですけれども、私個人としては、やはり令和8年度中にしっかりと任命できる体制に持っていきたいなというふうに考えております。

- 議長（大野議員） 1番、竹田議員。

- 竹田議員 分かりました。よろしくお願いいたします。

2番目に移ります。

現行の100万円から200万円ということで大変ありがたい話で、業界の中でも、大分前から、細々細々、撤廃をしてほしいという要望があったわけですが、要望に応じていただいて大変ありがたいと。次の20万円から50万円のリフォームの部分にも関係してくるのですが、答弁の中の部分について一つだけ確認したいのが、町内業者に限定という部分について確認しておきたいのですが、どうでしょうか。

- 議長（大野議員） 建設課長。

- 建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

町内業者ということでございますが、この部分については、変更点はありませんので、あくまでも町内業者が施工するということの助成ということでございます。

- 議長（大野議員） 1番、竹田議員。

- 竹田議員 分かりました、そこだけは現行ということですね。

次に移ります。

3番目のリフォーム支援についての20万円から50万円と、10%から20%ということになるのですが、この部分についても町内業者で、これは新築のほうも一緒だと思うのですが、すけれども、応募して、申請書を出して、受理された業者が町内業者ということは、その部分について変わりがないのかどうか確認したいと思います。

- 議長（大野議員） 建設課長。

- 建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおりでございます。変わりございません。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 町内のサービスを受ける町民側から、このようなお話がありました。「なぜこのようなことをやっているのか。自分のお金で自分の家を直すのだから、リフォームくらいは自分のお金で100%やれ」という方の意見もありました。これについて、僕は非常に言っていることがよく分かるのですよ。

ただ、裏の話なのですけれども、これは厚岸町にとっては、お金を出すだけではなくて、非常にメリット性がある、お客さんにとってのメリット性もあるだろうし、業者にとってのメリット性もあると思うのですね。

どういうことかという、少額の部分については、例えば現金でやるとなったときに、領収書のないお金が動くという可能性が出てくる。これは、いわば業者もお客さんも、そこについてのメリット性があるかどうか。この部分については、リフォーム支援がないときに事実性というのは実際にあった。事実性があつたことに基づいてお話をすると、要するに、現金でやろうと何しよう、住宅をリフォームした時点で、その金額というのが上がってこないわけですね。そうすると、厚岸町とその税収というのは、そこはゼロになる。

もっと深く言うと、業者もそれを出さなかったことによって、年商の額が上がらないわけですから、それは税収として町に入ってこない。これが20万円から50万円になることによって、20万円のときは少額だったので、そのくらいはいいかなという部分もあつた。ところが20万円から50万円となると、50万円はいただきたいという気持ちにやはり変わるのですよね。そういったときに、現金で処理してしまうという部分がだんだんなくなってくると、業者もリフォームした後の控除を受けようということが起きてくるといようなことを言っておりました。

その部分については、非常に経済効果が上がるだろうというふうに思うのですけれども、その部分についてはどういうふうにお考えでしょうか。

●議長（大野議員） 税務課長。

●税務課長（本間課長） お答えいたします。

経済効果ということもありますけれども、リフォーム関係は、税収とは逆なのですけれども、税の軽減のほうの減額の制度もありまして、リフォームではなく新築の場合、一般の住宅で翌年度から3年間で2分の1に、それから、認定長期優良住宅では、新築後5年間で2分の1という、町民にとってはメリットのあるものがあります。

それから、一定の改修工事を行った場合における固定資産税の軽減です。これも町民にとって有利な制度なのですけれども、50万円超の耐震改修工事に2分の1の軽減があります。それから、バリアフリー改修工事につきましても、50万円超につきましても3分の1の助成があります。それから、省エネ改修工事につきましても、60万円超につきましても3分の1の軽減制度があります。

これは、町民にとって軽減ということなのですけれども、経済効果といたしましては、今、減税の流れの中で、増税というのは、現在、私たちのほうでは考えづらいのか

なと思ってございます。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 あまりかみ合わないの、その部分については、長くなってしまうので、この辺でやめたいと思います。

今回のリフォームの50万円の中に、画期的だったと思うのは、エアコンの取付けです。今まで、電気を使う部分の商品、例えばエアコンにしてもそうですし、独自の大型の換気扇とか、それから湿気が多いときのための除湿器だとか、いろいろな様々な住宅関連商品というのがあるのですけれども、最近、本当にここ二、三年の夏の暑さというのは、住民にとっては非常に苦痛な、ましてや老人世帯から小さい子どもがいる部分については、ぜひともエアコンが欲しいのだけれども、なかなかつけられないという部分がありました。今回の50万円の中には、エアコンの部分も入るということで、配慮いただいて本当にありがたいなというふうに思っております。

エアコンの活用の部分については、台数が何台とかという限定したものが、新年度の部分について、僕もまだよく調べてはおりませんでした。例えばエアコンを一家に何台つけても対象になるか、ならないのかということをもっとお聞きしたいと思います。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

エアコン設置の台数でございますが、上限というのはございませんので、あくまでも10万円以上の工事で、その工事費用に対して20%の上限50万円までは助成しますよということでございます。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 それは、20万円のときもそうだったのですが、例えば今年10万円を使いました、例えば竹田さんという家をやったときに、今までは20万円、だけれども1回目に10万円使ったので、来年20万円に達するまで何年間に分けて使えるというふうになっていたのですけれども、ここの部分については、今度20万円から50万円になるのですけれども、これも50万円に達するまで何回でも使えるということは、今までと同じ要件なのでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

上限50万円の助成につきましては、上限に達するまで可能だということでございます。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 ここからが一番大事なところなのですけれども、去年までは20万円で、今年50万円になりましたと。20万円までの人はもう使い切ってしまったわけですね。今度令和8年から50万円になりましたと、20万円まで使った人は、今度30万円プラスで50万円まで使えるのですかと。これを平等にしておかないと、20万円で使い切った人は、去年で終わりですよとなったときに、この30万円の増額の部分については、使える方と使えない方のハンディーがある。

新築の部分については、これはどうしてもしようがないと思うのですが、この20万円から30万円プラスの50万円までの使い切りの部分、ここの部分については、もし20万円までのものが終わりであって、次の50万円までというのが今年からの人でないと対応できないよというふうになってしまうと、そこはちょっと町民にとっても何だというふうな話になるのです。

町長、ここの部分については、僕も詳しく聞いていなかったのですが、よい方向になるようなご答弁をぜひいただきたいなというふうに思うのですが、どうでしょうか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（三浦町長） 今、建設課長にも確認させていただきましたが、今回、上限を50万円にしたと。今までは20万円ということで、一度使った方は、残りの30万円までは使えるということになりますので、それはそのままです。私たちも今まで使った方の名簿はそろえておりますので、仮にまた住宅リフォームを使うという方で一度使った方は、30万円は使えると。新しい方は、今度50万円まで使えるということでございます。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 分かりました。ありがとうございます。よろしくお願いします。

次に、最後の4番目、親子で遊べる場所ということで、僕もいろいろ要望してきた中で、僕が平成15年に議員になった次の年の平成16年に、予算審議の中でお願いをしていたのが、子どもの遊び場所です。これについては、光栄から尾幌川に行く一部分のところに河川で水遊びができる、そういった親子で遊べるような場所をということを一度言ったことがあるのですね。

最近、外で遊ぶというのは、夏の暑いときに大変な思いをしてしまうのですけれども、小さな水遊びができる場所について、ぜひ考えていただきたいなというふうに思うのと、それから、遊び場というふうになると、どうしても夏場が使えて冬場が使えないといった部分については、非常にそれはもったいない。夏と冬の両方が使える場所をぜひ検討していただきたい。

その中で、唯一答弁の中で、あと思ったのが、小高い山を造ってという町長の答弁がございました。小高い山を造ってもらうのが、実は、僕の今日の質問の中の一番最大

のことなのですが、これは5メートルか、6メートルか、7メートルか、その程度の高さの山を造って、そこで夏は草の上でそりを滑ったり、スキーを滑ったり、冬は冬で、その雪の上でそりを滑ったりするという、山を造ると、夏・冬両方使えるという部分については、ぜひ夏場の水辺の部分と、夏・冬使える小高い山というような部分のことを、ぜひ考えていただきたいというふうに要望しているのですがいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

まず1点目の水遊び場ということでございますが、公園の中で水遊び場というところは今のところございませんが、今年は、梅香町児童公園のところに、先ほど言われました築山、あとは複合遊具と、あと鹿柵の設置をする計画となっております。

梅香町児童公園につきましては、水遊び場ということは、今現在ちょっと考えていないところでございますが、今後、梅香町児童公園後に、港町等のことも考えてございますので、そういった中では、そういった部分も検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

●議長（大野議員） 以上で、1番、竹田議員の一般質問を終わります。

次に、2番、室崎議員の一般質問を行います。

2番、室崎議員。

●室崎議員 先に通告いたしました一般質問通告書に従って質問を申し上げます。2点ございます。

1点目は、防災についてであります。

地震津波災害の緊急時における課題の抽出というものは、どのように進められているか。また、その対応のために、町のなすべきことは何かという点についてご説明をいただきたい。

2点目は、熱中症対策についてであります。

近年、異常に暑い夏が続いており、全国で熱中症被害が多発しております。

国は、全ての事業者を対象に熱中症対策を法的義務として、その対策強化を図っていますが、そういう流れの中で、厚岸町は熱中症対策をどのように進めるのか。

この2点について、お聞かせいただきたい。

以上でございます。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（三浦町長） 2番、室崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目の防災について、「地震津波災害の緊急時における課題の抽出はどのように進められているか。また、その対応のため、町のなすべきことは何か」についてでございますが、昨年7月30日に発生したカムチャツカ半島周辺の地震に伴い、発表された津波警

報等を契機に、町としても地震津波災害時における課題を把握し、対策を講じる必要があるものと考え、様々な場や機会において、広くご意見やご要望等を伺うため、昨年8月には町民を対象とした防災懇談会を開催し、9月には町民や職員を対象としたアンケート調査を実施してきたところです。

また、現在においても、各自治会等を対象に実施している「町長が行く！みんなでスマイルトーク」において、防災に関する様々な課題が挙がっており、地域単位における課題についても把握を進めております。

その中で、町がなすべき役割について、ハード面とソフト面の大きく2点に分けてお答えいたします。

まず、ハード面については、避難施設及び防災資機材等の整備が引き続き重要であると考えており、町民が時間帯や季節を問わず安心して一定の期間、避難できる場所を整備する必要があることから、町民からいただいたご意見・ご要望等を参考に取り入れながら、冷暖房器具の整備、備蓄飲食料の分散配備などをはじめとした必要な取組を検討し、進めてまいります。

次に、ソフト面については、まず、これまでに明らかになった課題を教訓とした職員の対応力を高めるための訓練を実施していく必要があります。

ただし、やはり第一に、大規模災害が発生した際には、職員による避難者対応は困難であり、町民自らが自分の命を守る意識と行動が必要不可欠であることから、防災意識の向上が喫緊の課題であると考えております。

このため、町民に対する防災教育や研修会の実施、自主防災組織等の活動をさらに支援していく必要があるものと考えていることから、この足がかりとして、防災士の資格取得助成制度を創設することで、地域の防災活動をリードし、地域の特性に応じた防災対策を講じていくための人材となる防災士を育成していきたいと考えております。

防災に関する課題については、これ以外にも多岐にわたり一朝一夕には解決できないものも多く、長期的な視点と継続的な取組が必要です。

その中で、地震津波を伴う大規模災害に対しては、地域と一体となって対応に臨む必要があることから、今後、各地域と連携し、これらの課題解決に取り組んでまいります。

続いて、2点目の熱中症対策について、「近年、異常に暑い夏が続き、全国で熱中症被害が多発している。国は、全ての事業者を対象に熱中症対策を法的義務とし、その対策強化を図っている。今後、町は熱中症対策をどう進めるのか」についてであります。町では、漁業や農業といった第一次産業を中心とした産業形態があり、いずれも夏場の屋外での作業が行われているため、熱中症になるリスクが高いことや町内のエアコンの普及率が高くないため、屋内において熱中症になるリスクが高いことを認識しております。

昨年6月に、労働安全衛生法に基づく「労働安全衛生規則」が改正され、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が法的義務となりました。

これを受けて、町では、厚岸町商工会総代会や広報誌を通じて町内事業所に周知を図ったほか、役場関係課による熱中症対策連絡協議会を開催し、情報共有を行い、各担当課を通じて、農業協同組合や漁業協同組合、建設業協会等、各関係機関へ熱中症対策等

の周知を図っております。

また、役場においては、事業所として、各課等における熱中症の症状がある人がいた場合の対応計画の作成を行っております。

町民に対する取組としては、夏場の気温が高い日や「熱中症警戒アラート」が発令された際に、防災行政無線や情報告知端末において注意喚起を行ったほか、6月から9月までの間、保健福祉総合センターや情報館のほか、イオン厚岸店や町内郵便局の協力を得て、町民が一時的に暑さを避けて涼むことができる「ひと涼み休憩所」を設置し、利用を呼びかけるなどの取組のほか、夏の時期に行う町民を対象とした健康教育では、熱中症に関する講話により啓発を行ってまいりました。

今後の熱中症対策については、引き続き、商工会や漁業協同組合、農業協同組合、建設業協会等の関係機関を通じて、職場等における熱中症対策のより一層の対策強化を図るとともに、広報誌や防災行政無線、健康教育等を通じて熱中症対策を普及啓発するとともに、「ひと涼み休憩所」を増設し、熱中症予防に努めてまいります。

また、町の施設における対策では、令和8年度に役場庁舎内の会議室、町営牧場事務所、町立厚岸病院厨房や職員食堂、特別養護老人ホーム心和園の多床室、在宅老人サービスセンター多目的ホールに空調設備等の整備に要する費用を、本定例会に提出している令和8年度一般会計予算に計上しております。

私からは、以上であります。

教育委員会における熱中症対策については、教育長から答弁があります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、2点目の「熱中症対策」について、教育委員会が所管する施設の対策についてお答えいたします。

昨年6月に改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症対策が義務づけられましたが、教育委員会の所管施設では、熱中症予防対策として、水分や塩分の摂取、扇風機の使用などの基本対策のほか、健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために、暑さ指数が高くなる日には朝礼等で「熱中症による健康障害発生時のフロー」に基づき、万が一熱中症が発生した際の初動対応や連絡体制について確認することとしております。

また、さらなる熱中症対策を進めるため、令和8年度に全小中学校の教室や職員室、学校給食センター事務室、海事記念館プラネタリウム室への空調設備整備に要する費用を、本定例会に提出している令和8年度一般会計予算に計上しております。

教育委員会といたしましては、今後においても、各施設における適切な熱中症対策に努めてまいります。

●議長（大野議員） ここで、休憩を取りたいと思います。

あと4分後ぐらいにサイレンが鳴ると思いますので、黙禱をお願いします。

なお、この後、議会運営委員会とかがあるので、再開は3時半といたします。

休憩いたします。

午後 2 時42分休憩

午後 3 時30分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

2 番、室崎議員の再質問から始めます。

2 番、室崎議員。

●室崎議員 まず、防災についてお聞きします。

半年前に、ほぼ同じような内容の質問をいたしました。それから半年がたって、そのときに自ら挙げられた課題について、どのような検討をし、方策を立て、このような部分はこう解決したし、ここはこういう方向でいくという話が出てくるのかなと思ったから、実にさらっと、体をかわすような、相撲で言うと、思い切ってぶちかましたら、ぱっとかわされて、土俵の外に飛び出してしまったような、そういう答弁であると言わざるを得ない。

そして、私は、課題の抽出の中で、前回、特に町職員というか厚岸町の対応力というものを反省していると。これでは駄目なのだとすることを大きな課題として挙げていると感じただけけれども、今回は、そのようなことより、本当に大きいのが来たときは、町職員では対応できないのだから、町民の皆さん、あなたたちで自分の身を守ることを考えなさいと。そのための、いわば防災意識の向上が急務であるという話をしているのですよ。

それは確かに、災害の大きさに対して人は無力です。ですから、100%うまくいくための方策などというのはありません。ただ、その中で、どれだけ災害の犠牲者を少なくするかというために、いろいろな訓練やそういうものも行われるわけだし、いろいろな検討もされると思うのです。

そういうことで、今回、私は、初動、ぐらっと来た一番最初の段階ですね、そこを中心にして、どんなことをするのかというのをお聞きしようと思っておりましたので、お付き合いいただきたい。

それでまず最初に、共通認識を持っていないと次の話に行けないのでお聞きしますが、地震が来た、津波が来るという、そのときですね、行政としては何を一番最初に大事に考えなければならないかということですが、どうお考えですか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 津波が来るという場合には、津波警報が発表されましたら、町としては直ちに、7月のときに周知が遅れたという反省点もありますけれども、速やかに町民の皆さんに防災行政無線において避難指示の旨を伝えるということ、さらに町の職員についても、職員の安全を確保するために職員の退避について動きを始めるということが、まず初動として行わなければならないということで考えております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 このようなところからやり取りしなければならないとは思わなかったのだけれども、一番最初に考えなければならないことは、町民の中に一人でも犠牲者がいないようにするためにはどうしたらいいかということでしょう。そこからではないですか。

復興のために、職員を安全な場所に移動させるとか何とか、いろいろなことをおっしゃっているけれども、それはそのために何をするかという話で、その根本は、町民の中に一人でも犠牲者がいないようにするためにどうすればいいかという話ではなかったのですか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 防災対策につきましては、議員おっしゃいますとおり、町民の犠牲をゼロにすることを最大の目標として進めなければならないというのは当然のことでございます。

先ほど答弁させていただいたのは、津波が来たといった場合の初動ということでしたので、避難指示の周知と職員の安全確保ということでお答えさせていただきましたが、基本的には、町民の安全を守るのが第一の目的として考えております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 強引にこちらを向かせるような言い方で悪いのだけれども。何をやる、かにやるというのは、何のためにやるかということになれば、結局は、犠牲を少しでも減らすということにあると思う。そうすると、何をやるかといったときにどうすればいいかは、その目的のために一番いい方法を選べばいいわけですよ、そうでしょう。という話でいかないと、ちょっと話がこんがらかりますのでね。

それで、昨年9月の定例会のときには、まず、新聞にも随分書かれましたよ、厚岸町は津波が来てから避難指示を出したとね。見ようによっては、笑われているような感じでした。それにはいろいろ理由があるわけですから、私のほうでは何も言いませんけれども、避難指示を出さなければならない状態というのは、津波警報と大津波警報ですから、そのときに、一刻も早く逃げてほしいわけですよ。

何大学でしたか、厚岸にもおいでいただいて、講演をしていただいた、釜石の奇跡ということでマスコミでも随分多く取り上げられた先生がいらっしゃいますよね。群馬大学の片田先生かな。その方に関するいろいろな記述があちこちにありますから、それで皆さん、どの本を読んでも書いているのは、災害から命を守る一番簡単で一番シンプルな対策は、何かあったら避難するということだと。

避難の呼びかけをするのだけれども、なかなか人は腰を上げない。それは正常性バイアスというものが人の心理には働くからだ。要するに、危険だ、大変だ、命が危ない、すぐ逃げなければならない、そういう状況になっても、脇から、それほどのことは

ないだろうと。その根拠はないようですけれども、そういう意識がふっと働いてくると。そして、自分の中で打ち消して、すぐには避難しないということがあるので、その正常性バイアスの打破をしなければならないということは、よく言われていますよね。

7月のときの町民の皆さんの話を聞いていると、防災行政無線のアナウンスが正常性バイアスを壊すようなものではなかったと、きれいに言うんですよ。という話が随分出てきているのですが、この辺りについては、どういう当時の状況を振り返っての教訓をもって、どのようにしていこうと、そして、今どんな対策をするのかという点についてはいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 当時の防災無線の話し方、伝え方については、懇談会ですとかアンケートでも多くの意見をいただいております。議員協議会等でもご指摘をいただいて、訓練が必要ではないかというようなご指摘もいただいております。

それを受けまして、当然、我々の中でも、そういったきちんと危機感を持って、はっきりとした声で伝えるということを確認し合うと同時に、消防のほうにもその旨をお伝えしているところです。

また、残念ながら中止になりましたが、令和7年度の防災訓練においても、これまでは、避難訓練において録音した機械音声で周知をしておりましたが、令和7年度は、職員の肉声で実際に声を発して周知するというところを行おうとしておりましたが、残念ながら中止になってしまいました。そういったことで、危機感を持って伝えるような取組を心がけていくようにしたいというふうに考えております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 そこで言う訓練というのは、避難訓練の話ですね。アナウンスをする人たちが、どういう形でアナウンスをしたらいいかということで訓練はしていないわけですね。それをやっていなかったら現場でできないでしょう。

ここに、非常に興味深い新聞記事があるのですが、NHKでは、3.11の教訓から、地震や津波のあるときに避難してくださいというときのしゃべり方、アナウンスの仕方、これを徹底して研究しているようです。確かにこの頃は、アナウンサーが、金切り声というところとちょっと違うのだけれども、普段とは全く違う口調と全く違う文言で避難を呼びかけるのですよね。普段ニュースを読んでいるときとは声が変わるのですよ。

私は、この前、12月かな、そのときには注意報だったから「海岸に近づかないでください」というアナウンスでしたが、全然口調が違ったのです。それで、そのアナウンサーが興奮して言っているのかなと、うかつにも思ったのですが、そうではないのです。何遍も練習して、そして、最も人を動かす、普段とは違うのだという認識を与えるアナウンスをしているのですよ。そういう感覚の検討というのはしていますか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

- 危機対策室長（四戸岸室長） 課内での、そういった、こういうふうな発声にしようという話の中では、例にNHKのというような話は出ておりましたが、具体的に訓練ですとかといった部分は、これまで行っておりません。

そういったご指摘も踏まえて、声の発し方、NHKの放送ですとかといったものも参考にしながら、避難訓練のときにおいてではなくて、平時の訓練ということで、いざというときにそういった発声ができるように、そういった日々の訓練といいますか、練習といいますか、そういったものに努めていきたいと考えております。

- 議長（大野議員） 2番、室崎議員。

- 室崎議員 それで、先ほど聞いていると、課内で、あるいは消防で、要するに、しゃべってもらおうという言い方をしているのだけれども、いざというときには、誰がどこにいるか分からないのですよ。真夜中にぐらっと来ることもあるのですよ。15年前のように、執務中にぐらっと来ることもあるのですよ。

そうすると、いろいろな場合を想定して、そして、AさんもBさんも、これをやろうと予定した人はいないけれども、たまたま、そばにCさんがいたから代わりにやれるというような、あの人がいなかったら、これができないというような状況でないものを作っておかないと、動かないですよ。

そういう形で、いわば、それは何もマイクの話だけではないですよ。全てに関して言えるのですけれども、誰が何をするのか。まず、これが決まっていなければならないですね。こういう場合には、誰が何をするのか。例えば夜と昼では、全然違うと思う。そういう幾つものパターンをシミュレーションして、なおかつそれに対応できるような、最初は机上訓練から始まると思うのだけれども、そういう訓練をまず役場の中でしなかったら、結局、厚岸町が避難のときに対応できる組織としての能力がないということになってしまいますよ。

そういう感覚で、事前の準備というか訓練を含めて、考えようというような検討はしているのですか。

- 議長（大野議員） 危機対策室長。

- 危機対策室長（四戸岸室長） まず、初動の防災無線での避難指示につきましては、消防とも再確認させていただいて、津波警報につきましては、日中ですとか夜にかかわらず消防署が速やかに周知するという事で確認をさせていただいております。

そのほか、町の対応といたしましては、実際に職員が退避する際の公用車の移動ですとかといったものは、誰がどの車両を運ぶですとかといったことも想定しながら、令和7年度の避難訓練を計画しておりました。

まだまだ不十分なところはあろうかなとは思いますが、そういった取組をしながら、避難場所においては、保管している備蓄品類の説明を行うですとか、保管しているテントの設営を避難訓練に参加していただいた町民の方々と一緒に設営を実際にして

みるですとかといったようなものを加えていきながら、そういった対応に努めていきたいというふうには考えております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 半年前のときに、町民からいろいろな話を聞いているのですが、その中で、今、担当者がおっしゃったようなレベルでないところで、非常に大きな問題だなと思ったのは、あのときは、大きな被害はなかったですね。それで、みんな高台に避難したけれども、その後、大きな波が追っかけてくるということはなかったという状態なので、それぞれの避難所に職員の配置というのができたのだけれども、おまえあそこに行けと言われた人が、何のためにそこに行くのか、そして何に神経を使って、何をしなければならぬのか、分かっていない職員が非常に多かったようで、逆にそれが、何なのか、露骨にそこに避難した人たちに見せつけるような格好になったのですよ。

だから、そういう状態をそのままにして、今の答弁をなさっている担当課長は、非常に問題意識を持って言っているのだけれども、果たして実際に動く駒となる職員に、そういう危機意識、問題意識が伝わっているのだろうかという気がするのですよ。そうすると、これは個々人の問題ではなくて、組織の能力が問われているわけです、組織として能力がないのではないのかと。これは普段からの問題ですよ。

半年前にも、私、たしか言ったと思うのですが、こういうことは、15年前にはっきりしていたのですよ。だけれども、15年たったら、また同じなのです。今のような状況で、抽象的な、何とかの意識に努めますとか、能力を上げましょうとかという話をしていても、何もなくて15年たったとして、15年後に、また何かが来たときに、同じ話になるのではないかという気がするのですよ。その辺り、組織の長として町長はどう考えているのですか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（三浦町長） お答えいたします。

7月30日のカムチャツカ半島沖の地震から、もう早7か月、8か月たっているということで、私も、この防災に関しては注視しているところでございます。

今、私の今やっている「町長が行く！みんなでスマイルトーク」ということで、今現在、12自治会を回らせていただいております。その中でも、防災に関することは、回っている全部の自治会で出てきております。

今、いろいろと、訓練をどうしていったらいいか、また、職員の行動をどうしたらいいかということは、内部で話は進めているのですが、なかなかそこが出ていない。また、それであれば、どういったところからできるかということで、今回このような答弁になったのですけれども、今始めているのは、この1月からであります、会議または飲み会等で、始まる前には必ず避難場所を確認してから会合を始めるということで、まずはそういうところからスタートをさせていただきました。

ただ、残念ながら、職員のこういうような体制のほうは、まだきちんと決まっていな

い。これは、先ほど議員からもありましたように、組織の問題ではないか、またはトップが問題ではないのかというようなご指摘は、そのとおりかなと私も思っているところでございます。

いつ来るか分からない災害に対する危機感がないのではないかとということで、トップが問われるのであれば、そこはもう、私もおわびを申し上げるところでございますが、いつ起こるか分からない災害については、やはり早急に職員の訓練から、また意識改革から、町民の意識の前に職員の意識から変えていかなければならないと、今思っているところでございます。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 ぜひ、そのところを具体的に改革していただきたい。

例えば、これは私の素人考えですがね、全員でなくても、あるグループで、こういうことがあった、さあどうすると。各人が、自分はこれをやる、自分はこの係だからこのところをすぐやらなければならない、そういうのをカードにして、みんなで出し合うとか、いろいろな方法があると思いますので、そういうことを含めて、みんなの問題意識を共有するとか、そういうのをどうしたらいいか。

そのときに、専門家を入れたらいいと思うのですよ。都市防災だとか地域防災の専門家というのは、今たくさんいますよ、この時代ですもの。そういう人と一緒になって立案し、また行動していくということも、素人には見えないものが見えると思いますので、そういうことも考えていただきたいのです。

何遍も同じことを言うのだけれども、ぐらっと来たとき、まず、町でできることは何か。それから、いざというとき、誰が何をするのか、私は何をするのか、これが問いかけだと思います。よろしくお願いします。

それで、こういう話をしていると思い出すのですが、15年前に、何人かの、もうOBになっている方たちから言われました。ごおーという音で、この役場の前に波が入ってきたそうです。そしたら、アナウンスが入ったと。「1階の職員は、直ちに必要なものを持って2階に上がってください、避難してください」と。ところが、机の上の何を持っていったいいか分からなかった。そういうことですね。

普段、何も意識がなかったら、そのとき、考えろと言っても、できるわけがないのです。それを繰り返さないようにするにはどうしたらいいかということだと思いますので、どうかよろしくお願いします。

それで、次に、熱中症対策に入ります。

あと何分でしょうか。

●議長（大野議員） あと、26分です。

2番、室崎議員。

●室崎議員 熱中症対策に関しては、詳細なご答弁いただいて、問題は全部把握していらっしゃるなと思ったので、私のほうは安心いたしました。

それで、熱中症対策というものを考えてみると、まず一つは、これは議会でもいろいろ議論になったし、今回の町長や教育長の執行方針の中でも、その記載はあるのですが、町の施設の施設内における環境整備、エアコンをつけるとか何とか、そういう部分だと思う。

これについては、随分力を入れていると思うのですが、それともう一つは、それをあえて私は質問の中に入れたつもりなのだけれども、事業者への支援ですね。この場合、厚労省が対象として法的義務まで課している、法的義務云々については、今ちょっと脇に置いて、それで危険性があるからだと思うのだけれども、その事業者というのは、私も入るのですよ、子細に読むと。

私の場合には、ご存知のとおり、しがない測量屋なのですが、ポール持ちの人を1人、助手に使います。そうすると、従業員1人を使っている事業で、事業を行っている事業者は、対象になるのですよね。そうすると、この町で何かをやっている人は、大体みんな入ります。身内をアルバイトに使っていても入りますから。

そういう人たちに対して、厚労省はいろいろと難しいことを言ってきているのですよ。だけれども、私もこれを調べてみて、そうか、俺も対象かと思ったわけですがけれども、大体そういう1人か2人のアルバイトを使って仕事をしているような方が、おまえ事業者で、熱中症対策をきちんとやっていなかったら、法的義務違反でもって、場合によっては実刑にされるよというようなことを言われたら、ばか言うなと思うと思います。

そういう人たちに難しいパンフがありますけれども、そういうものをやれと言っても、なかなか無理でしょう。そうすると、いろいろな職業団体や統括する団体が音頭を取って、そういう人たちが勉強会をすとか、あるいはこのような装備をつけたほうがいいのかというような話をしていかなければならないと思う。いわば、そのリードというか支援というのは、やはりこれは町の仕事ではないかと思うのですが、その点いかがでしょう。

それから、今、二つ挙げたのですが、三つ目としては、町民一般に対する啓発ですか。それと、今回、先ほどお話も聞いたのですけれども、そういうエアコン等の設置に対して、補助を出して支援するというようなことも行っているというので、なるほどと思ったわけです。

今の、私の2番目の事業者への支援については、どのようなことを考えて、今年はどうのようなことを進められるのか、これについてお答えをいただきたい。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後 3 時58分休憩

午後 3 時59分再開

●議長（大野議員） 再開します。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

この熱中症というのは、先ほどの話ではないですけれども、町民の中に1人でも犠牲者が起きないような周知、これが大変重要ではないかというふうに私も考えてございます。

それで、個人事業主等の周知はどうするのだという話もありますけれども、今考えておりますのは、商工会や漁業協同組合、さらには建設業協会等の関係機関を通じて、できれば、そういう集まりがあった場合に、例えばうちの保健師が出向いて一緒に話をさせてもらうとか、そういうきめ細かい周知をしていきたいと考えておりますし、そういう団体等に参加されていない方には、広報等を通じながら、また、自治会等に入っているながら、周知をしてまいりたいと考えてございます。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 去年もそれはやっているでしょう。だけれども、末端のほうには全然通じていないですよ。そういうことに対して、重大だと思わない人は、紙1枚もらってもきちんと見ないです、私がそうでした。

だから、商工会でもいいのです、漁協でも農協でもいいのです、そういうところが一生懸命やっているのだったら、そこのところへ行って話をすればいいのです。だけれども、総会か何かのついでのときになどと言っていたら、まず末端の、末端というかな、構成員一人一人に強い印象を与えることはできないでしょう。それは、もっともっと一歩も二歩も踏み込んだ形をしないと、これはできないと思いますよ。

それから、熱中症という症状の特徴なのだけれども、私も、実は3年ほど前に、外で仕事をしていて具合が悪くなってね、後から医療関係の知り合いの人に、えらい怒られたのだけれども、多少頭が痛くなって、自覚症状が出ているけれども、何とかできるので。そうすると、仕事が残っていますから、もうちょっとと言って、やってしまうわけですね。その後に、めまいがして、吐き気がして、私の場合には非常に強い頭痛に襲われて、半日寝込んでしまって、それで済んだからよかったのだけれども、自分が自覚したときには、もう相当重度だということです、それが恐ろしいということです。

そういうような特徴もありますので、意識・知識がないと、何かちょっと調子悪いなで終わっていった重症化してしまうおそれもあるので、こういうのが出たときは、もう気をつけなければならないというのは、相当くどく言わないと素人には分からないと思います。そういう意味で、もう一歩踏み込んだ施策をお願いしたい。いかがですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

まずは、町民の方に、熱中症とはどういう初期症状が出て、そして、どういう対策をしなければいけないという予防周知がすごく大事だと思っております。

まずは、皆さんに知っていただくような周知方法は、何が一番いいのかという部分で

す。広報なのか、ほかにはどういう方法があるのかというのを、十分他の自治体の取組を参考にしながら検討していったら、なるべく早い5月、6月ぐらいに、そういう周知ができるようなことを考えていきたいと思います。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 あと、何分ですか。

●議長（大野議員） 18分です。

室崎議員。

●室崎議員 すみません、ちょっと1問目のほうで聞き落としていたことがあったので、逆戻りになりますけれども勘弁してください。

15年前を考えると、片田先生などにわざわざ厚岸までおいでいただいて講演会をやったり、そのほかにも防災の講演会などをやっていましたよね。それから、いわゆる片田メソッドとでもいうのですか、小学校の場合なら算数でも国語でもどんな教科にも、常に地震や津波を意識するような設問をして、常に子どもが皮膚から防災意識というものが入ってくるような授業の仕方とでもいうのか、そういうことをやっていましたね。

もう当時の方はいらっしゃらないのかな。それがいつの間にか立ち消えになっているのでしょうか、この頃全然そういう話を聞かないから。これはやはり、うまずたゆまず、よく言うように、雨垂れが石をうがつようにはしていかないと、例えば小学校や中学校で、何年生の何時間目の社会科の時間にこうやって教えただけではできませんよね。そういう意味での体制というのはどういうふうに考えていますか。

●議長（大野議員） 指導室長。

●指導室長（藏光室長） 今、議員がおっしゃったように、そのところが、そういう教科の授業の中に織り込んであるというような状況というのが、今、少し緩んできている部分はあるかもしれませんが、きちんと押さえられたものは、年間で計画してやっているのはやっているのですが、そのところをもう一度チェックしながら、教育委員会としても、各学校に、そのところの周知を図っていく必要があるのかなというふうに思います。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 小中学生ですとか、翔洋高校もですけども、学校が行う避難訓練、あるいは防災の学習において、教育委員会と連携しながら、これまでも危機対策室の職員が出向いて、防災に関するお話をしたりですとか避難所設営に関するベッドの組立てですとか、そういった体験をしてもらうといったことはこれまでもやってきておりますけれども、そういった防災教育に関わる中で、我々も普段から防災に対す

る意識についてを含めた講話ですとかといったものをしてしながら、質問者がおっしゃられるような、普段から防災について意識できるものにつなげていく取組というものをしていきたいと考えております。（「答弁漏れ、後半のことしか答えていない」と発言する者あり）

申し訳ございません。前半の片田先生といった有識者の講演会ですとかというものは、現時点ではそういった防災に関する講演ですとかという計画は持っておりませんが、そういった避難訓練に併せて講演をいただくですとかといったこともするようにしていきたいというふうに考えております。

●議長（大野議員） 以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

次に、12番、金橋議員の一般質問を行います。

12番、金橋議員。

●金橋議員 これから一般質問をしたいと思います。

それでは、質問事項の一つ目、夏まつりについて。

（１）獅子舞、山車の競演について。

厚岸町は、夏まつりへの支援としてどのようなことをしているのか。また、今後の支援はどのような方法を考えていくのですかです。

二つ目、厚岸町の郷土芸能についてであります。

（１）床潭八木節について。

床潭八木節は、120年以上の歴史があると聞いているが、厚岸町はどのように支援していきますか。

（２）厚岸かぐらについて。

厚岸町は、江戸時代末期起源の厚岸かぐらを、今後どのような場で披露し、支援していきますか。

三つ目、床潭沼について。

（１）床潭沼の津波堆積物について。

このことに関連して、アイヌ民族の伝承として残る道東大津波の記録は、どのように伝えられていますかということです。

以上です。よろしくお願いします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（三浦町長） 12番、金橋議員のご質問にお答えいたします。

1点目の夏まつりの獅子舞、山車の競演について、「厚岸町は、夏まつりへの支援としてどのようなことをしているのか。また、今後の支援はどのような方法を考えていくのか」についてであります。厚岸夏まつり実行委員会からの「厚岸夏まつり山車の競演」への協力要請に基づき、職員による交通標識の運搬、設置及び撤去に加え、交通規制、ごみ拾いを行っているほか、町が事務局を担っている「厚岸港まつり協賛会」から協賛金を支出するなどの支援をしているところであります。

また、今後の支援についてであります。現在の支援を継続していくとともに、厚岸夏まつり実行委員会から新たな支援要請があれば、対応を検討してまいります。

私からは、以上であります。

2点目と3点目のご質問については、教育長から答弁があります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、2点目の厚岸町の郷土芸能についてと、3点目の床潭沼についてお答えいたします。

初めに、2点目の厚岸町の郷土芸能について。

（1）アの「床潭八木節は、120年以上の歴史があると聞いているが、厚岸町はどのように支援していくのか」についてであります。床潭八木節は、床潭地区で伝承されてきた踊りで、地域の歴史を伝える郷土芸能の一つであると考えております。床潭八木節を伝承している方々から支援要請があった際には、対応を検討してまいります。

次に、（2）アの「厚岸町は、厚岸かぐらを、今後どのような場で披露し、支援していくのか」についてであります。厚岸かぐらは、江戸時代末期にニシン漁で栄えた、当町に渡ってきた南部地方の漁師によって伝えられた神楽に、アイヌの人たちの踊りが融合してできたものと伝えられております。昭和53年に町の無形文化財に指定し、現在は、厚岸かぐら同好会が伝承活動を行っております。今年度は、町民文化祭と二十歳のつどいにおいて披露しております。

厚岸かぐらへの支援といたしましては、活動場所の提供や伝承校である小学校への授業協力などを行っております。また、文化財として伝承するための活動費の補助も行っております。教育委員会といたしましては、現在、厚岸かぐらを披露している各種行事のほか、新たな機会の提供に努めるとともに、後世に伝えていくことができるよう、引き続き支援してまいります。

続いて、3点目の床潭沼について。

（1）アの「アイヌ民族の伝承として残る道東大津波の記録はどのように伝えられているか」についてであります。床潭沼につきましては、平成17年度と18年度に独立行政法人産業技術総合研究所と北海道博物館及び厚岸町教育委員会が合同で津波堆積物に関するボーリング調査を実施し、沼の底から深さ4メートルまでの土砂を採取いたしました。その結果、津波によって海から床潭沼まで運ばれたと考えられる砂の層、4層が確認されました。分析の結果、これらの砂を運ぶような津波が発生したのは、7世紀から8世紀の間と、13世紀、17世紀、そして1739年から1856年の間に発生したものと考えられ、現在、この堆積物は、海事記念館において保管しております。

また、アイヌ民族の厚岸に関係する伝説につきましては、大正13年に刊行された「人類学雑誌」に、厚岸のアイヌ民族が津波によって亡くなったという話が掲載されております。

●議長（大野議員） 12番、金橋議員。

- 金橋議員 それでは、一番最初の質問の夏まつりについて、再質問をさせていただきます。

私が調べたところ、厚岸の夏まつりは、創建200年を超える厚岸神社と130年以上の歴史を持つ真龍神社の例大祭が起源です。1816（文化13）年に獅子舞が行われた記録が日鑑記に書かれてあります。明治時代に現在の二人獅子、前足と後足が伝わると書いてありました。それで昭和40年代のニシン大漁を契機に、一部地域から町内全体へ広まったというふうに書かれてあります。

昭和40年代というと、私が小学生から中学生になるぐらいのときです。それから現在に至り7月上旬に開催、山車の競演と獅子舞が特徴の個性ある祭りになったということです。

ここで、歴史的な部分ということで管内を調べてみましたら、釧路根室管内の夏まつり、釧路港まつりは、1948（昭和23）年、釧路港の開港50周年を記念して初開催でありました。それと、根室市の夏まつりは、1888（明治21）年から祭典が開催のこんぴらさんの夏まつりとありました。

このことから、なぜ厚岸町は歴史があって、この祭りがずっと継続されたかということになります。ですから、これはいろいろなことはあるでしょうけれども、守っていかなければならないお祭りだと思います。

この厚岸町の夏まつりについて、私なりに考えたのですが、前例踏襲ではありません、変化しながら来ています。どちらかというと、カーニバル的な形になってきてはいますけれども、それは変化しながら継続されているということなので、柔軟に対応して、町民の方がいろいろと今まで頑張ってきてやっています。

この山車の競演をここまで盛大に築き上げた団体の方々、それを運営した方々、大変なご苦勞があったと思います。個人的に言うと、そこに座っている桂川議員もまとめ役として大変な役目を果たしました。私は全く本当に敬意を払います。

まず、こういうことがありますから、町としても、町外からもイベントとして集まってきます。ですから、安全に安心できるお祭りで、事故・けがなどがないように、裏方としても大変なご苦勞はあると思います。ただ、人が集まるということは、町が盛り上がるということですから、ぜひバックアップ、黒子役ですけれども、よろしく願いたいと思います。

そういうことについて、何かあったらお答え願いたいと思います。

- 議長（大野議員） 水産農政課長。
- 水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

厚岸夏まつりは、様々な形で変化してきて、昨年度は新しい団体も増えて、さらなる盛り上がりをしたということでございます。

町長からの答弁にもございましたけれども、厚岸町では、人の支援という形で交通整理、議員おっしゃいます安全・安心な競演ができるように裏方という形で、車が入ってこないように番兵している状態でございます。それは、今後も実行委員会からの要請に基づいて継続していきたいというふうに考えております。

そのほかの部分につきましては、新たな要請がありましたら、都度検討させていただきたいと。まずは、しっかりと安全・安心をやっていきたいというふうに考えてございます。

●議長（大野議員） 12番、金橋議員。

●金橋議員 町全体として、いろいろな方々の応援をもらって、いろいろとあります、騒音がどうかという人もいます。ただ、それなりのパーセントとして、七、八割の方が「頑張ってるね」というのであれば、30%ぐらいの方には「すみませんね、音がして」という形でいくしかないと思うので、100%ということはありません。ですから、七、八十%の方が「夏まつりはいいね」というのであれば、文化としてつないでいってほしいと思います。よろしくお願いします。

これについては、以上です。

2番目の厚岸町の郷土芸能についてということも、今まであったものがそのままなくなるということが、ちょっとどうなのかなと思ったので質問させていただきました。

一つ目、(1)の床潭八木節についてですけれども、これについて平成12年7月1日に床潭八木節の保存会が発足されました。私の調べている範囲です。それで、厚岸文化協会の会長でもあった久保田春男さんの尽力によって、それが続けられてきているとは聞いています。

「釧路まちなか」という小冊子があるのですけれども、「その昔、昆布とりが終わる頃に、床潭神社の例大祭が行われた。船の帆やねじり棒、鍵棒を舞台の骨や幕に使い、海の上を見ると、漁の忙しい合間を縫って、取っ手のついた鍋蓋を花笠代わりに持って」と書かれてあります。それと、床潭八木節には、一つ笠、二つ笠、笠踊り、手拭い踊りの四つがあったが、現在は二つ笠のみが伝わり、踊られているということが、聞き取りですが言われています。

このことについて、文化芸術活動において地域で守っていかなければならないと思います。それで、昔のそういう流れと最初を知っている方から聞き取りをして、映像、録音などを残すということは、教育委員会としてですけれども考えておられますか。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） ただいまのご質問にお答えします。

床潭八木節につきましては、現時点では、指定文化財にもなっていないことから、調査等は進んでいない現状でございます。ただ、学芸員の活動であったり、博物館活動の中に床潭八木節の踊り手の方もいらっしゃいますので、そちらの考え方もお聞きしなければ軽々しくここで発言できないのですが、今後、そういう基礎資料というのですか、床潭八木節の歴史の聞き取りができる部分については、そういう博物館活動の中でも関わっていけるのかなというふうには考えております。

●議長（大野議員） 12番、金橋議員。

●金橋議員 そのことについて、よろしくお願いします。

それでは、次に、（２）の厚岸かぐらについて。

今後どのような場で披露、支援していきますかと問いかけたのですが、場面場面が、披露する場面が、私が知っている限りでは、大体二十歳のつどいで、私も裏方でやっているのですが、そこで目の前で見ているのですが、そのほかにもいろいろと披露する場があるのであれば、まず、今、きちんと３名の若い人たちがつないでおりますので、その人たちに預けっ放しではなくて、サポートするということであれば、あと、小学校でも活動としては確かにやっていますから、その後、大人になってそういうのをつないでいくというのは、今やっておかなければ、恐らくつながらないと思いますから、その辺のところを教育委員会のほうでよろしくお願いしたいなと思っています。そのことで細かい部分は何かありますか。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

厚岸かぐらの保存は、今、同好会という組織が行っております。今、金橋議員おっしゃられたとおり、今後の後継者・育成が急務だとは思っています。

実際、同好会で踊っている大人の方々も、実は、小学生のときから習い覚えて、中学、高校と切れ目なく活動を通して長い期間やってくださって、今、20代、30代前半になって、まだ続けていらっしゃる方がいらっしゃいます。

今ちょうど、かぐら少年団ということで、町内の小学生が踊り手として混じってくださっているのですが、そういう児童生徒の存在も大事にしながら、活動を続けていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

●議長（大野議員） 12番、金橋議員。

●金橋議員 そのことについて、今後とも継続的によろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に３番目の床潭沼について。

私が調べたものと大体同じようなことだったので、それでちょっと話させていただきます。床潭沼は、湖面標高６メートル、湖面積0.07平方キロメートル、最大水深3.5メートルの淡水湖。それで、私が調べている分では、床潭沼の固定堆積物調査は2001年というふうになっていたもので、そうだと思います。1843（天保14）年に大津波、床潭沼のコアにおいて、厚岸沖の地震による津波堆積物として特定されたというふうなことで書かれたものを読んでいます。

それから、ここにお答えいただいたとおりの先史時代、巨大津波。あえて床潭沼について、堆積物についてと言ったのは、まず、はっきりと津波が起きたということです。ですから、その場になったら、ただ逃げろという、それしかないです。どうするではなく、ただ逃げる、何も考えないで逃げるしかないのですよ、津波は来るのだから。

それと、室崎議員も言われましたけれども、確かに役場の職員も自分が危ないのに行

くわけですから、それは大変です。ただ、今の若い職員が30歳だったら、15年前は15歳です、25歳だったら10歳です。ですから、繰り返し、繰り返し、職員の方にもこうだったよとつながなければ、私たちのように津波の経験はしていないですから、長い繰り返し、繰り返しで、津波のことですからあれですけども、できるだけ職員の方にも、今ここに座っている方が何歳だったか分かりませんが、実際に経験している職員と経験していない職員では危機感が違いますから、事あるごとに、例えば私があえて床潭沼の堆積物がどうこうと言ったのは、こういうことを言って、記録としてあるよだけです、質問しているのは。

そのことによって考えてください。そして考えて、そのことの古い文献を読むとしたら、若い職員の方でも分かります。そして、あとはある程度高年齢の方に聞いてください。実際に講演会でどうですよというより、そのほうが早道です。ですから、こういう質問をさせていただきました。

あと、若い職員の皆さん、津波は怖いです。

質問、以上で終わります。

●議長（大野議員） 以上で、金橋議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告がありました4名の一般質問を終わります。

●議長（大野議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時31分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 8 年 3 月 11 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

議案第 1 1 号

令和 8 年度 厚岸町一般会計予算

提案理由説明書

ただいま、上程いただきました、

議案第11号 令和8年度 厚岸町 一般会計予算 から

議案第15号 令和8年度 厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計予算
まで、その内容をご説明させていただきます。

お手元に配布しております「令和8年度 厚岸町 各会計予算書」及び、
同時に配布しております 「令和8年度 一般会計 予算資料」の概要に
よって、ご説明申し上げます。

はじめに、予算書の1ページをお開き願います。

議案第11号 令和8年度 厚岸町一般会計予算であります。

令和8年度 厚岸町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項 歳入歳出予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、

110億5,706万8千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、

「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページから6ページにわたり、第1表 歳入歳出予算であります。

歳入では、23款40項、歳出では、12款30項にわたり

それぞれ、110億5,706万8千円で、

令和7年度当初予算に比較し、

0.05%、510万円の増となっております。

はじめに、歳入歳出予算の前年度当初予算対比等の

計数的な説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、別冊の「令和8年度一般会計予算資料」の

1ページをご覧ください。

なお、前年度比較増減の主な要因につきましては、

「令和8年度予算に関する説明書」の

各会計事項別明細書において、説明させていただきますので、

本予算資料での説明は省略させていただきます。ご了承願います。

1 款	町税	本年度予算額	1 2 億 4, 1 3 7 万 4 千円
		前年度比較	5, 5 0 6 万円
		増減率	4. 6 %の増
2 款	地方譲与税		1 億 1, 2 4 3 万 9 千円
			3 9 6 万 9 千円
			3. 4 %の減
3 款	利子割交付金		2 3 1 万 9 千円
			1 7 1 万円
			2 8 0. 8 %の増
4 款	配当割交付金		3 9 8 万 4 千円
			1 0 8 万円
			3 7. 2 %の増
5 款	株式等譲渡所得割交付金		6 1 4 万 2 千円
			2 8 0 万 7 千円
			8 4. 2 %の増
6 款	法人事業税交付金		1, 6 7 4 万 3 千円
			1 4 5 万 6 千円
			9. 5 %の増
7 款	地方消費税交付金		2 億 4, 8 2 7 万 9 千円
			5, 8 3 8 万 2 千円
			3 0. 7 %の増
8 款	ゴルフ場利用税交付金		1 8 0 万 3 千円
			4 8 万 4 千円
			3 6. 7 %の増
9 款	環境性能割交付金		1 千円
			9 4 1 万 4 千円
			1 0 0 %の減
1 0 款	国有提供施設等所在市町村交付金		1, 8 6 1 万 8 千円
			1 8 1 万 4 千円
			1 0. 8 %の増
1 1 款	地方特例交付金		1, 9 6 3 万 6 千円

	1, 598万9千円 438.4%の増
12款 地方交付税	39億4, 115万6千円 9, 469万1千円 2.5%の増
13款 交通安全対策特別交付金	70万9千円 14万6千円 25.9%の増
14款 分担金及び負担金	4, 555万9千円 297万6千円 6.1%の減
15款 使用料及び手数料	4億878万5千円 1, 030万9千円 2.5%の減
16款 国庫支出金	11億5, 976万7千円 1億8, 293万9千円 13.6%の減
17款 道支出金	3億9, 983万6千円 2, 569万9千円 6.9%の増
18款 財産収入	8, 059万7千円 929万8千円 10.3%の減
19款 寄附金	12億円 増減なし
20款 繰入金	14億3, 217万2千円 1億7, 258万5千円 13.7%の増
21款 繰越金	500万円

増減なし

2 2 款 諸収入	1 億 3, 1 8 4 万 9 千円 1 億 1, 1 2 9 万 8 千円 4 5. 8 %の減
-----------	--

2 3 款 町債	5 億 8, 0 3 0 万円 9, 6 6 0 万円 1 4. 3 %の減
----------	--

表の右欄に構成比を記載しておりますので、ご参照願います。

続いて、2 ページ
歳出、款別の一覧であります。

1 款 議会費	本年度予算額	6, 1 3 2 万 2 千円
	前年度比較	1 7 0 万 1 千円の増
	増減率	2. 9 %の増

2 款 総務費	5 億 3 6 9 万 4 千円 1 億 1, 0 5 6 万 9 千円 1 8. 0 %の減
---------	---

3 款 民生費	1 2 億 6, 1 5 0 万 9 千円 6, 5 3 1 万 3 千円 5. 5 %の増
---------	--

4 款 衛生費	9 億 6, 0 4 0 万 5 千円 9 0 2 万 6 千円 0. 9 %の減
---------	---

5 款 農林水産業費	1 0 億 7, 0 4 6 万 9 千円 8 0 2 万 1 千円 0. 8 %の減
------------	---

6 款 商工費	1 4 億 1, 0 3 3 万 1 千円 6, 8 5 0 万 5 千円 4. 6 %の減
---------	--

7 款 土木費	1 4 億 4 2 4 万 1 千円 9, 6 6 5 万 9 千円 7. 4 %の増
8 款 消防費	5 億 2, 7 8 2 万 1 千円 2 億 3, 5 7 0 万 7 千円 3 0. 9 %の減
9 款 教育費	6 億 5, 9 2 1 万 9 千円 1 億 8, 4 3 4 万 7 千円 3 8. 8 %の増
1 1 款 公債費	1 1 億 1, 7 4 6 万 9 千円 6, 3 8 8 万 1 千円 6. 1 %の増
1 2 款 給与費	2 0 億 7, 3 5 8 万 8 千円 2, 5 2 0 万 7 千円 1. 2 %の増
1 3 款 予備費	7 0 0 万円 増減なし

表の右欄に構成比を記載しておりますので、ご参照願います。

以上、「各款」の概括的な増減を中心に説明をさせていただきました。

続きまして、3 ページをご覧ください。

歳出、性質別の内容であります。

1 人件費	本年度予算額	2 1 億 3, 3 0 8 万 8 千円
	前年度比較	1, 2 0 7 万 6 千円
	増減率	0. 6 %の増

詳細は、本資料 6 ページをご参照願います。

2 物件費	1 9 億 5, 3 3 4 万 2 千円 3, 7 7 4 万 5 千円 2. 0 %の増
-------	--

詳細は、本資料 7 ページ、8 ページをご参照願います。

3	維持補修費	7, 882万4千円 1, 181万9千円 17.6%の増
4	扶助費	6億5, 248万8千円 5, 667万6千円 9.5%の増
5	補助費等	21億1, 750万5千円 3, 195万4千円 1.5%の減

維持補修費、扶助費、補助費等につきましては、本資料、9ページから11ページにその内訳を記載しております。ご参照願います。

6	普通建設事業費	20億8, 754万8千円 1億2, 730万4千円 5.7%の減
---	---------	---

本資料20ページから42ページまで、事業内容及び財源内訳を記載しておりますのでご参照願います。

7	公債費	11億1, 746万9千円 6, 388万1千円 6.1%の増
8	繰出金	2億9, 754万7千円 288万円 1.0%の減
9	積立金	6億1, 225万7千円 1, 495万9千円 2.4%の減

11	予備費	700万円 増減なし
----	-----	---------------

表の右欄に構成比を記載しておりますので、ご参照願います。

本資料の４ページから５ページは、歳出を性質別と目的別にまとめて一覧表にしたものであります。ご参照願います。

以上で、令和８年度予算、一般会計の概要説明を終わり、歳入歳出、それぞれ、項目別に説明をさせていただきます。

厚岸町各会計予算書、厚い冊子にお戻りいただき、一般会計予算に関する説明書２８ページをお開き願います。

事項別に説明させていただきます。

なお、歳入歳出ともに、それぞれ２ページの見開きとなっており、左側のページで申し上げます。

1 款 町税 1 項 町民税 1 目 個人
本年度予算額 4 億 9, 3 6 4 万 7 千円
前年度比較 3, 7 8 7 万 6 千円の増

総体的に、令和 7 年度の状況を勘案して、
現年課税分は、前年度比較で、8. 5 %、3, 8 2 6 万 2 千円の増と見込み、
滞納繰越分は、前年度比較で、9. 5 %、3 8 万 6 千円の減と見込み、
徴収率は、現状の収納状況を勘案し、
現年課税分は、9 8. 0 %、
滞納繰越分は、2 5. 0 %と見込んでの計上であります。

2 目 法人 7, 6 7 4 万 5 千円 6 0 4 万 9 千円の増
令和 7 年度の申告状況を勘案しての計上であります。

2 項 1 目 固定資産税
4 億 8, 8 3 3 万 2 千円 2 4 4 万 5 千円の増
現年課税分は、前年度の比較で、
土地 3 3 万 1 千円の増
家屋 3 6 9 万 2 千円の増
償却資産 1 2 7 万円の減は、
主に、家屋の新築などによる増であります。

滞納繰越分は、前年度の比較で、3 0 万 8 千円の減であります。

また、徴収率は、現状の収納状況を勘案し、
現年課税分は、9 8. 0 %、
滞納繰越分は、1 4. 0 %と見込んでの計上であります。

2 目 国有資産等所在市町村交付金
4 6 0 万 1 千円 1 万 5 千円の増
主に、北海道所有の土地及び家屋の単価の見直し等による交付見込額の増であります。

3 項 軽自動車税 1 目 環境性能割 4 2 万 1 千円 1 7 0 万 3 千円の減
環境性能割が廃止となることから、2 ヶ月分の収入を見込んでの計上であります。

2 目 種別割 3, 0 5 3 万 7 千円 1 0 1 万 9 千円の増
現年度分は、課税台数を 4, 2 8 1 台、前年度と比較して 3 8 台の増を見込んでの計上であります。

徴収率は、現状の収納状況を勘案し、98.0%と見込んでの計上であります。
滞納繰越分は、1千円の計上であります。

4項 1目 たばこ税 1億592万6千円 906万8千円の増
令和7年度の販売本数を勘案しての見込み計上であります。

次ページ

6項 1目 都市計画税 4,116万5千円 29万1千円の増
固定資産税の課税見込みに連動した計上で、

現年課税分は、前年度との比較で、
土地 2万4千円の増
家屋 28万6千円の増
主に、家屋の新築などによる増であります。

滞納繰越分は、1万9千円の減であります。

また、徴収率は、現状の収納状況を勘案し、
現年課税分は、98.0%、
滞納繰越分は、12.0%と見込んでの計上であります。

2款 地方譲与税 1項 1目 地方揮発油譲与税
1,837万円 367万5千円の減
ガソリン暫定税率の廃止による減で、国の地方財政計画の減額率を勘案した計上としております。
以下、11款まで同様の推計による計上であります。

2項 1目 自動車重量譲与税
6,924万9千円 56万4千円の増

3項 1目 森林環境譲与税
2,482万円 85万8千円の減

3款 1項 1目 利子割交付金
231万9千円 171万円の増

4款 1項 1目 配当割交付金
398万4千円 108万円の増

5 款 1 項 1 目 株式等譲渡所得割交付金
6 1 4 万 2 千円 2 8 0 万 7 千円の増

6 款 1 項 1 目 法人事業税交付金
1, 6 7 4 万 3 千円 1 4 5 万 6 千円の増

7 款 1 項 1 目 地方消費税交付金
2 億 4, 8 2 7 万 9 千円 5, 8 3 8 万 2 千円の増

次ページ

8 款 1 項 1 目 ゴルフ場利用税交付金
1 8 0 万 3 千円 4 8 万 4 千円の増

9 款 1 項 1 目 環境性能割交付金 1 千円 9 4 1 万 4 千円の減
令和 8 年 3 月末をもって環境性能割が廃止されることから減額となりますが、
令和 8 年 3 月交付分は見込額により交付されることから
令和 8 年度において実績額に応じた差額分の交付等が見込まれるため、1 千円
の計上であります。

1 0 款 1 項 1 目 国有提供施設等所在市町村交付金
1, 8 6 1 万 8 千円 1 8 1 万 4 千円の増

1 1 款 1 項 1 目 地方特例交付金
1, 9 6 3 万 6 千円 1, 5 9 8 万 9 千円の増
ガソリンの暫定税率等の廃止に伴う減収分について、
地方特例交付金において、補てん見込額の増であります。

1 2 款 1 項 1 目 地方交付税
3 9 億 4, 1 1 5 万 6 千円 9, 4 6 9 万 1 千円の増
普通交付税については、国における地方財政計画において、
4. 2 % の増と示され、町の個別の算定基礎数値の増減を勘案して推計した
最低額を約 3 9 億 3, 4 0 0 万円とし
3 6 億 4, 1 1 5 万 6 千円の計上としております。
特別交付税については、前年度と同額の 3 億円の計上であります。

1 3 款 1 項 1 目 交通安全対策特別交付金
7 0 万 9 千円 1 4 万 6 千円の増

14款 分担金及び負担金 2項 負担金

1目 民生費負担金 105万9千円 2万4千円の増
各事業負担金の計上で、

主に、前年度の実績を踏まえての負担金の計上であります。

2目 農林水産業費負担金 4,450万円 300万円の減
道営釧路太田地区草地整備に対する負担金の計上であります。

15款 使用料及び手数料 次ページ

1項 使用料 1目 総務使用料 2,079万7千円 6万3千円の増
厚岸情報ネットワーク使用料の増であります。

2目 民生使用料 41万8千円 1千円の減
コミュニティセンター土地占用料について、科目の振り替えによる 1千円の減であります。

3目 衛生使用料 166万3千円 11万2千円の増
主に、火葬場使用料の増であります。

4目 農林水産業使用料 2億5,058万円 808万8千円の減
主に、1節 農業使用料の牧場使用料は、預託頭数の減少に伴う 893万5千円の減と使用量の見込みによる農業水道使用料 84万1千円の増であります。

5目 商工使用料 84万円 2万4千円の減
主に、利用者見込みの減に伴う愛冠野営場使用料 2万5千円の減であります。

6目 土木使用料 6,707万6千円 18万7千円の増
主に、3節 住宅使用料の増であります。

7目 教育使用料 182万4千円 7千円の減
主に、宮園公園パークゴルフ場使用料の減であります。

2項 手数料

1目 総務手数料 400万5千円 次ページにわたり 47万1千円の減
主に、3節 戸籍住民登録手数料 49万4千円の減であります。

3目 衛生手数料 3,113万2千円 51万4千円の減
主に、2節 環境政策手数料 ごみ処理手数料 57万1千円の減であります。

4目 農林水産業手数料 426万6千円 10万2千円の減
主に、1節 農業手数料 預託頭数の減少に伴う預託牛捕獲手数料 8万2千円の減であります。

6目 土木手数料 8万5千円 2千円の減
主に、5節 住宅手数料 車庫証明等その他手数料 2千円の減であります。

7目 教育手数料 1千円 増減なし
説明欄記載のとおりであります。

3項 1目 証紙収入 2,609万8千円 146万2千円の減
ごみ処理及びし尿処理 証紙収入 の減であります。

16款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金
3億2,074万5千円 3,483万9千円の増
主に、

1節 社会福祉費負担金の
主に、障害者自立支援給付費負担金 3,632万8千円の増

2節 児童福祉費負担金
幼稚園等に対する負担金の計上で、児童数減に伴う子どものための教育・保育給付費負担金 153万円の減であります。

2目 衛生費国庫負担金 8万4千円 増減なし

2項 国庫補助金 次ページ

1目 総務費国庫補助金 607万2千円 7,355万8千円の減

1節 総務管理費補助金

昨年、事業を実施した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 4,647万5千円、空き家対策総合支援事業補助金（実態調査）374万円、番号制度システム整備補助金 279万1千円の皆減と個人番号カード交付事務費補助金 186万7千円の減であります。

2目 民生費国庫補助金 3,761万円 265万2千円の減

主に、2節 児童福祉費補助金 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 154万円の皆減

3節 防衛施設周辺整備事業補助金 140万円の減は、特定防衛施設周辺整備調整交付金（老人福祉施設）の減であります。

なお、「特定防衛施設周辺整備調整交付金」充当事業の内容につきましては、歳出予算の各事業において説明いたします。

3目 衛生費国庫補助金 1, 252万3千円 712万9千円の減
主に、3節 防衛施設周辺整備事業補助金 740万円の減であります。

4目 農林水産業費国庫補助金
9, 763万3千円 7, 543万8千円の減
防衛施設周辺整備事業補助金の減であります。

5目 商工費国庫補助金 1, 527万5千円 1, 662万7千円の減
自然環境整備交付金の減であります。
なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「原生花園あやめヶ原整備事業」において説明いたします。

6目 土木費国庫補助金
3億9, 391万5千円 2, 758万6千円の増
主に、
2節 道路橋梁費補助金 8, 358万1千円の減、
7節 防衛施設周辺整備事業補助金 1億2, 095万8千円の増で、
それぞれ、各事業に対する補助金の計上であります。
なお、「社会資本整備総合交付金」の充当事業の内容につきましては、歳出予算の各事業において説明いたします。

7目 消防費国庫補助金 1, 740万円 1億6, 790万円の減
防災・安全交付金 5, 560万円の減及び防衛施設周辺整備事業補助金 1億1, 230万円の皆減であります。
なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「防災交流センター整備事業」において説明いたします。

8目 教育費国庫補助金 3, 803万6千円 2, 436万6千円の増
主に、1節 教育総務費補助金 1, 518万円の増、2節 小学校費補助金
学校施設環境改善交付金 773万6千円の皆減、
次ページにわたり、
3節 中学校費補助金 学校施設環境改善交付金 824万2千円の増、5節
社会教育費補助金 アイヌ政策推進交付金 870万8千円の増

なお、「学校施設環境改善交付金」及び「アイヌ政策推進交付金」の充当事業の内容につきましては、歳出予算の各事業において説明いたします。

3項 委託金 1目 総務費委託金 36万1千円 増減なし

2目 民生費委託金 381万3千円 84万円の減
主に、基礎年金事務委託金の減であります。

4目 土木費委託金 2億1,630万円 7,441万4千円の増
別寒辺牛川水系 治水砂防施設 整備事業委託金の増であります。

17款 道支出金 1項 道負担金

2目 民生費道負担金 1億9,028万9千円 1,865万3千円の増
主に、1節 社会福祉費負担金 障害者自立支援給付費負担金 1,816万4千円の増であります。

3目 衛生費道負担金 4万2千円 増減なし

2項 道補助金 1目 総務費道補助金 362万6千円 45万円の減
主に、地域少子化対策重点推進交付金 45万円の減であります。

2目 民生費道補助金 次ページにわたり 2,634万7千円
418万2千円の減

主に、1節 社会福祉費補助金 地域づくり総合交付金（社会福祉施設）
360万円の皆減、重度心身障害者医療費補助金 197万3千円の減、
2節 児童福祉費補助金 子ども・子育て支援交付金 88万2千円の増であります。

3目 衛生費道補助金 587万9千円 44万9千円の減
主に、1節 保健衛生費補助金 乳幼児等医療費補助金 53万1千円の減であります。

4目 農林水産業費道補助金 1億93万5千円 283万6千円の減
主に、1節 農業費補助金 農業次世代人材投資事業補助金 420万円の減、
地域づくり総合交付金（農業水道） 400万円の皆減、
2節 農業費交付金 中山間地域等直接支払交付金 129万4千円の減、
3節 林業費補助金 667万8千円の増は、
主に、歳出予算の「奔渡地区小規模治山事業」に充当する北海道小規模治山等
補助事業補助金 523万1千円の皆増であります。

5目 商工費道補助金 2,850万円 1,523万1千円の増
地域づくり総合交付金（食文化振興）の990万円の増、
地域づくり総合交付金（観光施設）の520万円の皆増であります。

6目 土木費道補助金 62万5千円 5万円の増
住まいのゼロカーボン化推進事業補助金（建築総務）の増であります。

7目 消防費道補助金 910万8千円 46万4千円の増
1節 消防費補助金 地域づくり総合交付金（災害対策） 10万円の増、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「津波避難場所備蓄品整備事業」
において説明いたします。

津波避難施設等整備特別対策事業費補助金 184万円の減、
津波避難施設等整備特別対策起債償還費補助金 220万4千円の増、
防災交流センター建設に係る町債借入利息に対する補助金の計上であります。

8目 教育費道補助金 1,355万6千円
2節 小学校費補助金 給食費負担軽減交付金の新規計上です。

3項 委託金 1目 総務費委託金 次ページにわたり
1,898万8千円 1,114万7千円の減は、
主に、4節 選挙費委託金 道知事・道議会議員選挙費委託金 437万9千
円の新規計上と参議院議員選挙費委託金 1,031万4千円の皆減、
5節 統計調査費委託金 554万4千円の減で、主に、国勢調査に係る委託
金の減によるものであります。

3目 衛生費委託金 9万1千円 2万8千円の増
浄化槽届出事務委託金の増であります。

4目 農林水産業費委託金 131万4千円 2万1千円の増
主に、2節 林業費委託金 有害鳥獣捕獲許可等事務委託金 2万7千円の増
であります。

5目 商工費委託金 2千円 2千円の減
事業協同組合事務費委託金の減であります。

6目 土木費委託金 53万4千円 3万8千円の増
主に、3節 住宅費委託金 5万円の増であります。

7目 教育費委託金 廃目であります。

18款 財産収入 1項 財産運用収入
1目 財産貸付収入 1,793万6千円 26万1千円の減
主に、1節 土地建物貸付収入 貸家料（きのこ生産者住宅） 37万9千円の
増、貸家料（教職員住宅） 52万9千円の減であります。

2 目 利子及び配当金 3 万 5 千円 増減なし

2 項 財産売払収入

1 目 不動産売払収入 6 2 6 万 6 千円 6 3 7 万 9 千円の減

主に、2 節 その他不動産等売払収入 立木売払代 6 5 3 万 7 千円の減であります。

2 目 生産物売払収入 5, 6 3 6 万円

次ページにわたり 2 6 5 万 8 千円の減

主に、しいたけ菌床売払代 3 5 7 万 6 千円の減、カキ種苗売払代 9 0 万 6 千円の減と餌料藻類売払代 1 8 2 万 4 千円の増であります。

1 9 款 1 項 寄附金 1 目 一般寄附金 1 2 億円 増減なし
ふるさと納税分として、1 2 億円の見込み計上であります。

2 0 款 繰入金 1 項 基金繰入金

1 目 財政調整基金繰入金 3 億円 1, 0 0 0 万円の減

2 目 減債基金繰入金 3 億 5, 0 0 0 万円 増減なし

3 目 地域づくり推進基金繰入金 1 億 8 3 6 万 6 千円

8, 1 0 2 万 2 千円の減

4 目 まちおこし基金繰入金 1 9 9 万 9 千円 増減なし

5 目 老人福祉基金繰入金 2 0 0 万円 1 0 万円の減

6 目 環境保全基金繰入金 2, 1 7 0 万円 1 6 0 万円の増

8 目 ふるさと納税基金繰入金 6 億 3, 1 4 3 万円 2 億 8, 1 4 3 万円の増

9 目 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金 1, 0 3 6 万円

1, 7 6 4 万円の減

1 0 目 再編関連訓練移転等交付金事業基金繰入金 6 3 1 万 7 千円

1 6 8 万 3 千円の減

合わせて、基金繰入金は、1 4 億 3, 2 1 7 万 2 千円の計上で、
前年度比、1 億 7, 2 5 8 万 5 千円の増であります。

なお、積立基金の状況については、予算資料の 1 3 ページを、
ふるさと納税基金の充当事業については、

1 4 ページから 1 9 ページを参照ください。

2 1 款 1 項 1 目 繰越金 5 0 0 万円 増減なし

2 2 款 諸収入 1 項 延滞金加算金及び過料

1 目 延滞金 1 千円 増減なし

2 目 加算金 1 千円 増減なし

3 目 過料 1 千円 増減なし

2 項 預金利子 1 目 町預金利子 9 2 万 4 千円 4 1 万 1 千円の増
次ページ

3 項 貸付金元利収入

2 目 ウタリ住宅改良貸付金 元利収入 1 6 2 万円 2 万円の減

6 目 十勝沖地震 災害援護資金 貸付金収入 1 万 2 千円 3 千円の減

4 項 受託事業収入

3 目 衛生費受託事業収入 1, 1 0 1 万 1 千円 1 0 5 万 7 千円の減

1 節 保健衛生費受託事業収入 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施
事業受託事業収入 1 3 4 万 4 千円の減、後期高齢者医療広域連合受託事業収
入(健康推進) 2 8 万 7 千円の増であります。

6 項 雑入

1 目 滞納処分費 1 千円 増減なし

2 目 過年度収入 1 千円 増減なし

3 目 雑入 1 億 1, 8 2 7 万 7 千円 1 億 1, 0 6 2 万 9 千円の減
次ページにわたり、

主に、

デジタル基盤改革支援補助金 1 億 1, 5 0 2 万 5 千円の減であります。

2 3 款 1 項 町債

1 目 総務債 4 7 0 万円 皆増

4 目 農林水産業債 3 億 2, 0 0 0 万円 6, 6 6 0 万円の増

5 目 商工債 1, 8 6 0 万円 4, 0 1 0 万円の減

6 目 土木債

1 億 4, 7 1 0 万円 次ページにわたり 5, 5 0 0 万円の減

7 目 消防債

2, 0 4 0 万円 1 億 1, 3 8 0 万円の減

8 目 教育債 6, 9 5 0 万円 4, 1 0 0 万円の増

5 4 ページをお開き願います

それでは、歳出について、ご説明いたします。

各目ごとに、事務事業別に、
その主な計上内容と大きな増減についてはその額を申し上げ、
詳細については、説明欄記載のとおりであり、省略させていただきます。

なお、事務事業の表記順番は、所属順となります。

皆増、皆減となる事務事業につきましては、
予算資料４９ページから５２ページをご参照ください。

これからの説明において、前年度計上で、皆減となる事業費は、
省略させていただきますので、ご了承願います。

1 款 1 項 1 目 議会費

6, 1 3 2 万 2 千円 1 7 0 万 1 千円の増

次ページにわたり 4 事務事業の計上であります。

議員報酬等 5, 3 9 0 万 7 千円 1 0 4 万 9 千円の増

主に、人事院勧告に伴う議員報酬等の増であります。

議会運営 4 7 5 万 4 千円 6 7 万 2 千円の増

主に、使用料及び賃借料 研修会時のバス運転委託に係る車借上料

4 1 万 7 千円の新規計上であります。

町議会だより発行 8 5 万 4 千円 5 万 1 千円の減

主に、単色印刷に係る単価減による減であります。

議会事務局 1 8 0 万 7 千円 次ページにわたり 3 万 1 千円の増

主に、旅費 2 万 4 千円の増であります。

次ページ

2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費

6, 8 8 0 万 2 千円 1, 3 5 7 万 2 千円の増

1 1 事務事業の計上であります。

表彰者審査委員会 3 万 2 千円 増減なし

行政不服審査会 2 万 8 千円 増減なし

総務一般 1, 0 7 7 万 9 千円 次ページにわたり 8 4 万 2 千円の増、

主に、顧問弁護士報酬、町長・副町長などの旅費、交際費、各団体負担金の計上であります。

備品購入費 9 万円は、町長室に掲示している歴代町長の肖像画について、前町長の肖像画を掲示するため購入するものであります。

町表彰・名誉町民 1 3 7 万 6 千円 1 0 3 万 1 千円の増

主に、名誉町民に係る功労一時金、表彰記念品、肖像画購入等の増であります。

文書・法制 9 1 4 万円 4 2 万 6 千円の増

主に、各種文書などの通信運搬費 3 6 万円の増であります。

庁舎・町民広場 3, 506万2千円 次ページにわたり

329万6千円の増

庁舎管理経費の計上で、

主に、新規事業として、

町民ホールに公衆無線LAN環境整備する委託料 154万9千円、LAN配線敷設手数料 32万5千円の計上のほか、町民が来庁しやすい環境及び職場環境を整えることを目的に役場庁舎BGMを導入する役場庁舎BGM放送設置手数料 5万9千円及び役場庁舎BGM放送サービス使用料 7万7千円の計上、

施設用備品購入は、シュレッダーの購入費 41万2千円の計上で、そのほか公衆無線LAN環境整備委託料を除く委託料は、101万1千円の増で、主に労務単価等の上昇による増であります。

役場庁舎設備整備事業 530万2千円 144万5千円の増

役場庁舎電気照明等改修工事の計上であります。

役場庁舎空調設備整備事業 654万4千円 新規計上

役場庁舎内の3つの会議室に設置する空調設備に係るリース料の計上であります。

特別職報酬等審議会 3万8千円 増減なし

管理人等災害補償 20万4千円 1万円の減

各町有施設の管理人などに対する業務時の災害補償保険料の計上であります。

危機対策一般 29万7千円 次ページにわたり 2千円の減

危機対策事務経費の計上で、主に、負担金 2千円の減であります。

2目 簡易郵便局費 簡易郵便局 38万円 3万3千円の減

簡易郵便局の運営経費の減であります。

3目 職員厚生費 1,891万4千円 761万4千円の減

3事務事業の計上であります。

人事給与管理 396万9千円 686万9千円の減

主に、農業協同組合への職員派遣に伴う負担金 99万1千円及び北海道職員派遣負担金 534万7千円の皆減であります。

職員福利厚生・健康管理 1, 105万円 次ページにわたり
50万6千円の減

主に、委託料 78万8千円の減は、主に健康診断及び予防接種委託料の減で、職員数の減少に伴うものであります。

職員研修 389万5千円 23万9千円の減

職員研修にかかる旅費及び負担金ほかの計上で、主に、旅費は29万2千円の増、職員研修実施委託料 53万円の減であります。

4目 情報化推進費 2億5, 827万9千円 7, 141万6千円の減
13事務事業の計上であります。

情報公開審査会 3万5千円 増減なし

個人情報保護審議会 3万9千円 増減なし

次ページ

個人情報保護審査会 3万5千円 増減なし

それぞれ、審査会など開催経費であります。

情報公開・個人情報保護 1万6千円 増減なし

情報公開制度に係る経費の計上であります。

総合行政情報システム運営 1億728万8千円 892万5千円の増

総合行政情報システム運営費の計上で、主に、

庁内のプリンタに係るトナー代及びインク代など事務消耗品 66万1千円の増、

通信回線の追加及び価格改定に伴う通信運搬費 48万5千円の増、

町民向け行政情報発信アプリ及び公共施設利用予約システムなどを整備する行政業務委託料 627万7千円の新規計上及び

昨年度に機器更新を行ったOCRシステム及び労務単価の上昇による保守点検委託料 598万6千円の増であります。

住民基本台帳ネットワーク 85万2千円 増減なし

住民基本台帳ネットワーク経費の計上であります。

次ページ

総合行政ネットワーク 151万9千円 12万7千円の増

同ネットワークの運営経費の計上で、主に、関連機器借上料の増であります。

厚岸情報ネットワーク 4, 911万8千円 606万8千円の増
同ネットワークの運営経費の計上で、
主に、設備修繕料 109万円の増、
住宅等の解体により住宅等に引き込まれている町の光ケーブルを撤去するための
手数料144万4千円の増、
セキュリティー機器更新委託料及び労務単価の上昇に伴う厚岸情報ネットワー
ク保守点検委託料 330万7千円の増であります。

厚岸情報ネットワーク整備事業 3, 023万8千円
次ページにわたり 1, 580万2千円の減
厚岸情報ネットワーク整備に要する経費の計上で、主に、
奔渡サブセンターに整備している無停電電源装置の更新委託料 966万9千
円の新規計上及び昨年実施したIP-BOX3箇所の空調を更新する費用とし
て 2, 970万円の皆減、IP告知端末等新規設置工事費 348万4千円
の増であります。

総合行政情報システム整備事業 6, 447万7千円 3, 390万6千円の
増
総合行政情報システムに関する各システムの整備に要する経費の計上で、
各システム整備委託料 1, 595万8千円の減と
複合機及びプリンターなどの新規リースに伴うシステム使用料 3, 750万
9千円の増とデータセンター借上料 1, 235万5千円の増であります。

総合行政システム整備事業（介護保険） 160万6千円 新規計上
総合行政システム整備事業（国民年金） 122万7千円 新規計上
総合行政システム整備事業（健康管理） 182万9千円 新規計上
それぞれ、制度改正等による必要なシステム整備委託料の計上であります。

5目 交通安全防犯費 595万9千円 次ページにわたり
12万2千円の減 5事務事業の計上であります。

交通安全指導員 161万6千円 7万7千円の増
指導員の増による謝礼金及び特別旅費の増であります。

次ページ
交通安全 177万2千円 7万1千円の減
主に、昨年度、交通安全指導員の被服購入に伴う交通安全運動推進委員会補助
金が増だったことにより、本年度は、減額であります。

自転車交通安全推進 9万円 6万円の減

自転車事故による被害軽減対策として、ヘルメット購入費に上限2千円と保険加入費用に上限1千円の助成について、実績を基に50人から30人にそれぞれ減となるための計上であります。

防犯 48万1千円 6万8千円の減

主に、厚岸地区防犯協会への補助金 7万円の減であります。

交通安全施設整備事業 200万円 増減なし

町道の区画線等の整備費の計上であります。

6目 行政管理費 27万1千円 次ページにわたり 8千円の減
2事務事業の計上であります。

町史編さん審議会 4万2千円 増減なし

町史編さんに係る審議会の経費であります。

町史編さん 次ページにわたり 22万9千円 8千円の減

主に、昨年、パソコンソフト使用料として、ウィルス対策ソフトの期限が切れたことから購入しましたが、3年間利用ができることから本年度の計上がないことによる減であります。

7目 文書広報費 474万1千円 41万9千円の減

2事務事業の計上であります。

広報 464万3千円 44万4千円の減

広報誌作成に係る関連経費の計上で、

主に、ページ単価減による印刷製本費 48万9千円の減と広報関係消耗品 6万1千円の増であります。

広聴 9万8千円 2万5千円の増

主に、町長がいく、みんなでスマイルトーク参加者へのお茶購入の食糧費 3万6千円の増であります。

8目 財政管理費 1,494万9千円 1千円の増

6事務事業の計上であります。

財政管理 544万6千円 1千円の増

主に、財政事務経費と北海道市町村備荒資金組合負担金の計上であります。

財政調整基金 10万円 次ページにわたり 増減なし

減債基金 930万1千円 増減なし

地域づくり推進基金 10万円 増減なし

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金 1千円 増減なし

再編関連訓練移転等交付金事業基金 1千円 増減なし
それぞれ、基金への積立金の計上であります。

9目 会計管理費 579万8千円 76万6千円の増
1事務事業の計上であります。

会計管理 579万8千円 76万6千円の増
出納業務に係る経費の計上で、主に、支払通知書用圧着紙の印刷製本費 28万7千円の増と口座振込などの収納に伴う手数料 44万8千円の増であります。

10目 企画費 4,793万5千円 405万円の増
86ページにわたり
20事務事業の計上であります。

未来創生会議 4万5千円 3千円の減
未来創生会議特別旅費の計上であります。

空家等対策協議会 9万2千円 次ページにわたり 2千円の増
空家等対策協議会の委員報酬及び費用弁償の計上であります。

企画一般 143万5千円 15万1千円の減
企画調整にかかる事務経費、及び各種団体負担金11件の計上で、
主に、旅費 14万5千円の減、昨年作成した別保尾幌道路の新規事業化決定
看板の印刷製本費 22万9千円の皆減、釧路地方総合開発促進期成会の負担
金15万6千円の増は、事務局を担う釧路市で期成会事務を業務内容として任
用している会計年度任用職員について、期成会業務の繁忙期に当たる6ヶ月間
の人件費分について、8市町村にて応分負担をすることに伴う増額計上であり
ます。

国土法事務 2万6千円 増減なし
国土法事務に係る消耗品費の計上であります。

北海道くしろ地域・東京特別区交流推進 55万3千円 5万4千円の増
関係人口創出拡大に向け、釧路地域と東京都荒川区との連携による交流事業負担金等の計上であります。

空家等対策 74万円 次ページにわたり 728万5千円の減
空家等対策に要する事務経費の計上で、
主に、空家等対策に係る消耗品の単価増と軽微な措置を行う際の修繕料の増に伴う需用費 19万5千円の増、前年度実施した、町内全域を対象とした空家等の実態調査委託料748万円の皆減であります。

空家等除却促進補助 1,000万円 増減なし
空家等対策計画に基づく、空家等の除却費用に対し、上限額50万円、20件分の補助金の計上であります。

空家等活用促進補助 150万円 増減なし
空家等対策計画に基づく、空家等の改修費用に対し、上限額50万円、3件分の補助金の計上であります。

国際・地域交流 183万9千円 22万7千円の増
友好都市山形県村山市及び姉妹都市オーストラリアクラレンス市との交流関係経費の計上で、主に、村山市で開催される「ふるさと産業フェア」に参加する職員の航空賃及び宿泊費の旅費 18万3千円の増、ふるさと産業フェアでの販売物等の運送料の役務費 4万4千円の増であります。

まちおこし補助金 200万円 増減なし
まちおこし補助金交付見込1件分の計上であります。

移住・定住 224万4千円 次ページにわたり 123万1千円の増
移住・定住を促進するための経費の計上で、
主に、イベント参加経費のほか、ライフデザインセミナーの開催経費や、移住定住情報発信委託料の計上であります。

移住体験住宅 80万8千円 9万8千円の増
厚岸町への移住を検討している方に対し、一定期間町内で生活を体験できる住宅の貸付経費の計上で、主に、施設管理に伴う清掃手数料及び草刈清掃委託料の増であります。

移住支援金 320万円 増減なし
移住促進及び中小企業における人手不足解消を目的に、東京圏から厚岸町に移住して就業または、起業する方に対する、支援金の計上であります。

移住・定住促進 414万円 70万円の増

厚岸町に移住・定住しようとする方に対し、経済的負担を軽減するため、引越費用や家賃費用に対する補助金の計上で、引越支援の見込による増であります。

結婚支援 345万円 90万円の減

新婚世帯に対し、住居費、引越費用及びリフォーム費用に対する補助金の計上で、対象見込数の減であります。

体験型婚活イベント 10万2千円 次ページにわたり 新規計上

町民同士の出会いの場を創出するため、スパイスカレー作り婚活イベントを開催する経費の計上であります。

地域おこし協力隊 868万1千円 389万5千円の増

現在、活動している2名の隊員のほか、アウトドアガイドに従事する隊員1名、水産業関係3名、農業関係2名、スポーツ係を拠点とした部活動地域移行を推進する隊員や移住定住事業など役場内での4名を合わせ、新たに10名の隊員に係る募集経費の計上であります。

地域おこし協力隊起業等支援 100万円 増減なし

地域おこし協力隊が町内で起業する場合に要する経費に対して、1人あたり100万円を上限とする助成金の計上であります。

奨学金返還支援 108万円 新規計上

若者の町内定住促進及び地域の担い手となる人材確保を図るため、就学金の貸与を受けて就学した者が厚岸町に居住し、かつ就業した者に対し補助金を交付するもので、月額の限度額を3万円とし、最大5年間補助する新規事業で、年間36万円の3人分を見込んでの計上であります。

創業支援 500万円 新規計上

町内での創業、地域経済の活性化及び雇用の促進を図ることを目的に、新規創業や新しい分野への進出、経営拡大する事業者に対し補助金を交付するもので、限度額500万円の1件を見込んでの計上であります。

11目 財産管理費 681万6千円 151万6千円の減
2事務事業の計上であります。

財産管理一般 35万5千円 次ページにわたり 4千円の減
財産管理事務経費の計上であります。

共通物品調達 646万1千円 151万2千円の減
共通物品の調達経費の計上で、主に共通物品購入費の減であります。

12目 車両管理費 983万6千円
125万9千円の増
公用車の運行管理経費の計上で、主に、タイヤ購入費用に係る車両消耗品
100万1千円の増で、交換が必要な公用車台数の増であります。

2項 徴税費 1目 賦課納税費 2,911万4千円
192万5千円の増
4事務事業の計上であります。

町民税課税 1,183万8千円 次ページにわたり 185万9千円の増
町民税の課税関連経費の計上で
主に、賦課計算事務電算処理委託料 158万1千円の増のほか、地方税共同
機構に対する負担金 24万6千円の増であります。

固定資産評価審査委員会 4万7千円 増減なし
同委員会の審査会に要する計上であります。

資産税課税 630万8千円 88万7千円の増
資産税の課税関連経費の計上で、
主に、固定資産の評価替え前年度に実施する作業の増及び人件費単価の増によ
る固定資産評価基本図更新委託料 105万6千円の増であります。

次ページ

町税等収納 1,092万1千円 82万1千円の減
釧路・根室広域地方税 滞納整理機構負担金、
町税収入払戻金など、町税収納に係る経費の計上で、
主に、町税収入払戻金 100万円の減、納期の回数減による口座振替等の手
数料 31万2千円の減のほか、金融機関等への照会について、紙媒体から電
子化へ変更することによる預貯金等照会サービス使用料 49万7千円の新規
計上による増であります。

2目 諸費 廃目であります。

3項 1目 戸籍住民登録費 2,235万円 564万1千円の減
5事務事業の計上であります。

戸籍住民基本台帳 1,050万7千円 次ページにわたり 109万8千円の増

戸籍と住民基本台帳に関する事務経費の計上で、主に、システム標準化に伴い令和8年3月から利用開始となった戸籍システム使用料 434万1千円の増及び管内6町村で共同利用していた戸籍システムの運用が終了したことによる戸籍情報システム保守点検委託料 131万5千円とデータセンター借上料 121万円のそれぞれ皆減のほか、戸籍事務に係る通信運搬費 62万9千円の減であります。

旅券事務 5万8千円 6千円の減
旅券事務に係る通信運搬費 6千円の減であります。

個人番号カード普及促進 108万7千円 170万5千円の減
個人番号カード普及促進のための経費の計上で、主に、外国人について、令和8年6月14日から在留カードの様式変更及びマイナンバーカードと在留カードが一体化された特定在留カードの発行が開始されるため、券面印刷機が対応できるよう設定する券面印刷機更新委託料 13万7千円の増、本年度は、マイナンバーカード交付に係る備品購入予定がないため、備品購入費 189万5千円の皆減であります。

戸籍情報システム整備事業 874万7千円 531万5千円の減
戸籍情報システム整備委託料及び戸籍附票システム整備委託料の減であります。

湖南地区出張所 195万1千円 次ページにわたり 28万7千円の増
同出張所の運営経費の計上で、主に、事務室借上料 14万4千円の増、公用車車検に係る修繕料 6万8千円及び公課費 3万5千円の増であります。

4項 選挙費 1目 選挙管理委員会費 37万4千円 10万6千円の減
2事務事業の計上であります。

選挙管理委員会 26万5千円 増減なし
選挙管理委員会経費の計上であります。

選挙一般 10万9千円 10万6千円の減
選管連合会定期総会等に係る経費の計上で、主に、選管連合会定期総会が令和8年度は書面での開催となることに伴う報酬及び旅費の減であります。

町長選挙費 及び 町議会議員再選挙費 は廃目であります。

5 目 道知事・道議会議員選挙費

4 3 8 万 4 千円 次ページにわたり 新規計上
道知事・道議会議員選挙費の計上であります。

6 目 町議会議員選挙費 7 7 万 5 千円 新規計上

町議会議員選挙費の計上であります。

参議院議員選挙費 は廃目であります。

5 項 統計調査費

1 目 統計調査総務費 9 4 万 5 千円 7 1 1 万円の減
3 事務事業の計上であります。

統計一般 1 0 万 6 千円 9 千円の増

学校基本調査 1 万 4 千円 5 千円の増

経済センサス 8 2 万 5 千円 次ページにわたり 7 6 万 6 千円の増

各種統計調査費の計上のほか、昨年度計上の国勢調査 7 8 8 万円のそれぞれ
皆減であります。

6 項 1 目 監査委員費 3 0 7 万 2 千円 3 9 万 1 千円の増

2 事務事業の計上であります。

監査委員 2 6 4 万 7 千円 1 8 万円の増

監査委員報酬、費用弁償の計上で、主に道外視察研修に係る旅費の増であります。

監査委員事務局 4 2 万 5 千円 2 1 万 1 千円の増

事務局経費の計上で、主に道外視察研修に係る旅費の増であります。

次ページ

3 款 民生費 1 項 社会福祉費

1 目 社会福祉総務費 1 億 4, 1 9 6 万 1 千円 1, 0 8 3 万 5 千円の減
9 事務事業の計上であります。

国民健康保険特別会計 7, 8 9 5 万 2 千円 6 2 7 万 7 千円の減
特別会計への繰出金であります。

保健福祉総合センター・健康広場 1, 3 0 7 万 4 千円 1 1 万 5 千円の増
センター管理経費の計上であります。

民生委員推薦会 4 万 4 千円 次ページにわたり 4 万 3 千円の減
民生委員推薦会委員の報酬、費用弁償の計上であります。

社会福祉一般 4, 0 7 0 万 9 千円 2 8 1 万 4 千円の減
民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会への補助金などの計上で、
主に、昨年度計上した地域福祉計画策定業務委託料 2 9 7 万円の皆減であります。

戦没者追悼式 6 6 万 1 千円 5 万 8 千円の増
追悼式に要する経費の計上で、
主に、花代単価増に伴う消耗品費の増であります。

福祉灯油 4 6 5 万 5 千円 増減なし
福祉灯油購入助成の計上であります。

災害見舞金 5 万円 増減なし

多機能共生型地域交流センター 2 8 8 万 7 千円
次ページにわたり 5 4 万 1 千円の減
施設の管理運営費の計上で、
主に、昨年度計上した、いこいのサロン室のガラスブロックと玄関周辺のモルタル部分の劣化に伴う修繕料 5 5 万 9 千円の減であります。

重層的支援体制整備 9 2 万 9 千円 1 3 3 万 3 千円の減
重層的支援体制整備に係る経費の計上で、主に重層的支援体制整備委託料
1 2 4 万 3 千円の減であります。

2 目 心身障害者福祉費 4 億 2, 9 7 1 万 2 千円 7, 5 9 0 万 3 千円の増
1 8 事務事業の計上であります。

障害支援区分等審査会 40万5千円 38万2千円の減
審査会に要する経費の計上で、
主に、審査会委員報酬 16万2千円の減及び費用弁償 3万円の減と医師意見書作成手数料 8万3千円の減及び認定基本調査委託料 9万8千円の減であります。

心身障害者福祉一般 178万円 次ページにわたり 144万7千円の増
主に、障がい福祉計画策定支援委託料 122万1千円の増と身体障害者福祉協会厚岸町分会への補助金 16万6千円の増であります。

障害者更生医療給付 1,580万3千円 699万8千円の増
主に、更生医療給付費見込みの増であります。

障害者（児）補装具給付 222万円 12万1千円の増
補装具給付費見込みの増であります。

障害者（児）介護・訓練等給付
3億8,268万8千円 6,566万円の増
主に、各給付費見込による増であります。

育成医療給付 31万2千円 増減なし
主に、給付費の計上であります。

身体障害者等通院交通費助成 23万5千円 1千円の増
交通費支援の計上であります。

次ページ

身体障害者福祉電話貸与 2万4千円 2千円の増
福祉電話貸与に係る経費の計上であります。

障害者（児）ふれあいフェスティバル 34万円 増減なし
ふれあいフェスティバル実行委員会への補助金の計上であります。

子ども発達支援センター 369万5千円 8千円の増
子ども発達支援センターの事業活動及び運営に対する経費の計上で
専門職派遣委託料 8千円の増であります。

地域生活支援 2,074万7千円 次ページにわたり 186万6千円の増、
相談支援、コミュニケーション支援などの各実施委託料、
地域活動支援センター運営費や障害者（児）日常生活用具給付費などの計上で、
主に、登録利用者の増加に伴う日中一時支援事業実施委託料 98万1千円の
増のほか、委託業者の増となり利用者の増に伴う外出支援サービス実施委託料
102万6千円の増、利用実績から利用回数が減と見込まれる訪問入浴サービ
ス実施委託料 17万4千円の減であります。

障害児援護旅費助成 3万円 増減なし
入所する施設からの帰省に要する費用助成の計上であります。

心身障害児等施設通所交通費助成 5万3千円 3千円の減
施設の通所に対する交通費助成の計上であります。
生活福祉資金等利子補給 1千円 増減なし

地域訪問支援 23万9千円 13万2千円の増
主に、地域訪問支援に使用する車両の車検に伴う修繕料及び公課費の増であり
ます。

事業者バリアフリー支援 25万円 増減なし
事業者に対する助成金の計上であります。

自助具給付 52万1千円 増減なし
自助具を必要とする身体に障がいのある人への給付費の計上であります。

障害者診断書料等助成 36万9千円 5万3千円の増
身体障害者手帳等の交付申請及び更新の際に必要な診断書等の取得費用に
対する助成の計上であります。

次ページ

3目 心身障害者特別対策費 865万5千円 469万5千円の減
2事務事業の計上であります。

重度心身障害者医療 845万円 465万円の減
医療費見込みによる計上であります。

重度心身障害者医療事務 20万5千円 4万5千円の減
主に、請求手数料の減であります。

4目 老人福祉費 2億4,787万円 586万8千円の増
23事務事業の計上であります。

介護保険特別会計 1億6,380万3千円 41万9千円の増
特別会計への繰出金の計上であります。

老人福祉一般 125万1千円 101万4千円の減
主に、高齢者保健福祉計画策定支援委託料 101万8千円の減で、昨年度、
計画策定に伴うアンケート調査を計上していたことによる減額であります。

介護予防・生活支援（高齢者福祉） 527万2千円 次ページにわたり
14万1千円の減
緊急通報サービス実施委託など、ひとり暮らし高齢者等への生活支援サービス
費の計上で、主に、利用者及び利用回数の減に伴う生活管理指導員派遣委託料
6万6千円の減と利用人数の減に伴う緊急通報サービス実施委託料 9万2千
円の減であります。

老人クラブ運営支援 98万9千円 2万6千円の減
主に、老人クラブ、老人クラブ連合会に対する運営費補助金の計上で、老人ク
ラブ会員数の減少に伴う老人クラブ運営費補助金の減であります。

老人保護措置費 556万4千円 7万3千円の減
新規保護措置対象見込者の基準単価の減による計上であります。

老人日常生活用具給付 7万7千円 増減なし
日常生活用具給付費の計上であります。

福祉バス運行 506万円 8万3千円の増
主に、運行委託料の増であります。

福祉交通回数券助成 1,203万3千円 5万1千円の減
主に会場借上料の3万7千円の減であります。

次ページ

高齢者等通院交通費助成 168万円 48万円の増
医療機関への通院に対する交通費助成の計上で、昨年、年度途中から事業者の
料金改定に伴う増及び1事業者が事業再開したことに伴う利用者の増による増
額計上であります。

保健・医療・福祉総合サービス調整 12万8千円 4万8千円の増
調整委員会開催経費の計上で、委員会の開催見込数の増であります。

老人福祉電話貸与 6万2千円 2万9千円の減
電話を保有していない世帯への電話貸与に係る経費の計上で、利用見込数の減
であります。

敬老会 672万1千円 5万2千円の増
敬老会に対する各自治会への補助金などの計上で、主に、敬老会記念品 5千
円の増と敬老会補助金 4万2千円の増であります。

長寿祝金 560万円 2万円の減
祝金対象者見込による減であります。

高齢者事業団育成 331万円 26万3千円の減
高齢者事業団が人材の不足と代表者の高齢などにより、令和7年度より町から
委託しているキャンプ場について、管理委託が不可能との申し出あり、今後の
高齢者の生きがいや働く場所としてと事業団活動の維持を図るため、人件費分
の補助金の減であります。

老人福祉施設 283万8千円 次ページにわたり 30万3千円の増
特別養護老人ホームなどに係る施設管理費の計上で、
主に、近年の修繕費用の増加傾向から施設修繕料 50万円の増と特殊建築物
等定期調査委託料 20万円の減であります。

成年後見推進 131万9千円 3万5千円の減
成年後見推進委託料の1万円の増とオンライン研修での対応のため、昨年度計
上した旅費 4万5千円の皆減であります。

元気いきいき高齢者応援 112万円 57万2千円の減
主に、記念品対象者見込による減であります。

老人福祉基金 1千円 新規計上
利子等の運用により得られた収入について、基金に積み立てることとして、条
例を昨年3月に改正したことによる計上であります。

老人福祉施設整備事業 604万4千円 新規計上
特別養護老人ホーム等の整備について、基本構想を踏まえ、基本計画の策定に
向けた具体的検討を進めるための経費の計上であります。

特別養護老人ホーム心和園備品整備事業 2, 052万2千円 633万円の増

施設用備品購入 2, 043万2千円 633万円の増で、その内容については、寝位式特殊浴槽の更新費用の1, 798万5千円の計上で、この事業の財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するもので、そのほか、多床室の遮光カーテンの購入費用の119万3千円及びウインドエアコン11台の購入費 125万4千円の計上であります。

次ページ

在宅老人デイサービスセンター冷暖房設備整備事業 76万円 新規計上
生きがい活動支援通所施設のエアコン29畳用の1台を設置する費用であります。

介護保険利用者負担軽減措置 201万6千円 12万1千円の増
低所得者の利用者負担額の軽減補助金の計上で、対象者の増加に伴う増であります。

介護人材育成等支援 170万円 増減なし
町内居宅介護支援事業所において、不足している介護支援専門員の確保を図るための人材確保奨励金4人分と、
町内介護サービス事業所において不足している介護人材の確保を図るため、就労に必要となる研修の受講費用の補助を行うもので1人最大10万円、5人分の計上であります。

5目 後期高齢者医療費 1億7, 801万2千円 121万3千円の増
2事務事業の計上であります。

後期高齢者医療特別会計 5, 479万2千円 297万8千円の増
特別会計への繰出金であります。

後期高齢者医療一般 1億2, 322万円 176万5千円の減
北海道後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金の計上であります。

6目 国民年金費 国民年金一般 8万5千円 次ページにわたり
1万2千円の減
国民年金制度に係る事務経費の計上であります。

7目 自治振興費 5, 007万円 495万6千円の増
4事務事業の計上であります。

自治振興一般 160万5千円 13万2千円の減
自治会への補助金などの経費の計上で、主に、食糧費 11万6千円の減であります。

自治会活動活性化支援 290万円 増減なし
自治会活動に対する助成金の計上であります。

地域公共交通対策 2,601万8千円 231万2千円の増
デマンドバス運行にかかる委託料ほかの計上で、
主に、労務単価等の増加に伴う市町村運営有償運送業務委託料 222万7千円の増であります。

地方バス路線維持対策 1,954万7千円 277万6千円の増
生活交通路線等への運行助成の計上であります。

次ページ

8目 社会福祉施設費 1,858万3千円 118万2千円の増
4事務事業の計上であります。

コミュニティセンター 95万7千円 1万4千円の増
コミュニティセンター2カ所の維持管理経費の計上であります。

集会所 628万円 48万4千円の増
集会所13カ所の維持管理経費の計上で、
主に、光熱水費及び燃料費等の需用費 44万3千円の増であります。

生活館 29万9千円 次ページにわたり 8千円の増
主に、施設の光熱水費の増であります。

防災交流センター 1,104万7千円 新規計上
施設の維持管理経費の計上であります。

2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費
2,748万2千円 654万1千円の減
4事務事業の計上であります。

子ども・子育て会議 15万9千円 増減なし
委員報酬及び費用弁償の計上であります。

児童福祉一般 2, 261万円 次ページにわたり 618万7千円の減
主に、昨年度計上のヤングケアラー実態調査に要する委託料 229万9千円
の減のほか、利用児童減少に伴う施設型給付費負担金 382万2千円の減で
あります。

児童手当支給事務 1万1千円 1万1千円の減
認定結果等に係る郵送料の計上であります。

子育て支援対策 470万2千円 34万3千円の減
次世代出産祝金支給、幼稚園等給食費助成、妊婦健康診査通院費助成ほかの計
上で、主に、出産見込数の減による次世代育成出産祝金 20万円の減のほか、
児童数減少に伴う幼稚園等給食費助成 12万8千円の減であります。

2目 児童措置費 児童手当 1億1,481万5千円 85万円の減
対象児童数の減に伴う児童手当の減であります

3目 ひとり親福祉費 342万8千円 162万8千円の減
2事務事業の計上であります。

ひとり親家庭等医療 332万円 158万円の減
医療費見込みによる減であります。

ひとり親家庭等医療事務 10万8千円 4万8千円の減
主に、審査支払手数料の減であります。

4目 児童福祉施設費
3,706万9千円 97万1千円の増
6事務事業の計上であります。

次ページ

保育所一般 126万4千円 7万1千円の減
主に、研修受講に係る旅費の減であります。

あつけし保育所 1,277万4千円 次ページあたり 22万9千円の減
入所児童見込み数44人分の保育経費の計上で、
主に、児童数減少に伴う賄材料費の減であります。

あつけし保育所（世代間交流） 5万4千円 7千円の減

しんりゅう保育所 2, 175万4千円 次ページにわたり
59万3千円の増
入所児童見込み数109人分の保育経費の計上で、
主に、施設用消耗品、燃料費及び賄材料費の需用費 67万4千円の増であります。

しんりゅう保育所（世代間交流） 12万2千円 1千円の増

子育て支援センター 110万1千円 68万4千円の増
主に、施設用消耗品の増で交流ルーム内のクッションマットが老朽化したこと
による更新費用59万4千円の増であります。

5目 児童館運営費 376万7千円 21万9千円の減
4事務事業の計上であります。

児童館運営委員会 5万円 増減なし
委員報酬及び費用弁償の計上であります。

児童館一般 9万1千円 次ページにわたり 2千円の増
燃料費及び食糧費の需用費 2千円の増であります。

友遊児童館 178万9千円 26万円の減
施設運営経費の計上で、
主に、昨年計上した老朽化による施設内引き戸の修繕費 31万7千円と図書
室壁紙の修繕費 7万5千円の減のほか、施設用と教材費消耗品 4万9千円
と燃料費 3万5千円の増であります。

子夢希児童館 183万7千円 次ページにわたり 3万9千円の増
施設運営経費の計上で、
主に、職員旅費 2万5千円の増のほか、燃料費 2万1千円の増であります。

次ページ

4 款 衛生費 1 項 保健衛生費

1 目 衛生予防費 3 5 3 万 8 千円 3 4 万 5 千円の減

4 事務事業の計上であります。

公衆浴場 1 3 2 万円 5 7 万円の減

公衆浴場経営に対する補助金の計上で、主に、A 重油の単価上昇による燃料費補助の増に係る公衆浴場経営助成 6 万円の増と無圧式ヒーター部品取替点検清掃整備助成 2 2 万円の計上のほか、昨年計上した照明器具 L E D 化の修繕に伴う公衆浴場設備修繕助成 8 5 万円の減であります。

有害動物対策 1 5 万円 増減なし

有害動物対策に必要な経費の計上であります。

病症媒介動物対策 1 3 万円 増減なし

エキノコックス症媒介動物捕獲対策に必要な経費の計上であります。

畜犬登録・狂犬病予防 1 9 3 万 8 千円 2 2 万 5 千円の増

畜犬登録・狂犬病予防に必要な経費の計上で、

主に、町内での野犬捕獲及び保護体制強化を図るため、野犬捕獲用の檻や囲い罠等の購入費 2 8 万 9 千円の増であります。

2 目 健康推進費 8, 1 7 0 万 2 千円 6 6 2 万 1 千円の減

1 6 事務事業の計上であります。

健康推進一般 2, 3 3 5 万 9 千円 次ページにわたり 6 万円の減

主に、研修会出席等に係る旅費 9 万円の増のほか、昨年計上の健康講演会の開催に伴う講師謝礼金及び旅費 1 4 万 5 千円の減であります。

母子保健 5 6 8 万 6 千円 5 千円の増

妊婦健康診査、乳幼児健康診査や不妊治療費助成など、母子保健推進に必要な経費の計上であります。

次ページ

妊娠・出産包括支援 5 6 2 万 2 千円 3 6 万 3 千円の増

妊産婦に対する支援等の計上で、

主に、子育て世帯訪問支援委託料 8 2 万 9 千円の増と利用者見込み減に伴う産後ケア事業利用料助成 4 4 万 3 千円の減であります。

妊婦のための支援給付 411万3千円 新規計上

昨年計上の出産・子育て応援について、国の法律改正により事業名の変更であります。

妊娠期から出産・子育てまで一貫して寄り添う支援に係る経費の計上で、主に、妊婦のための支援給付金に係る補助金の計上であります。

予防接種 2,296万3千円 次ページにわたり 690万2千円の減

主に、各定期予防接種委託料の接種見込みによる計上で、主に、新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料 接種見込者減による 681万7千円の減であります。

子どもインフルエンザワクチン予防接種 142万円 2万4千円の増

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 37万6千円 33万1千円の減

高齢者带状疱疹ワクチン予防接種 167万6千円 17万9千円の増

それぞれ、接種見込みによる計上であります。

エキノкокクス症対策 53万円 11万円の減

主に、検査対象者減によるエキノкокクス症検査委託料 10万6千円の減であります。

がん予防保健 1,028万円 次ページにわたり 42万7千円の増

各種がん検診委託料の受診見込み数の増であります。

特定健康診査等 347万8千円 34万8千円の減

主に、受診者見込み数に伴う特定健康診査委託料の減であります。

健康増進 78万5千円 10万4千円の増

主に、健康相談消耗品等購入費の消耗品費 8万7千円の増であります。

未熟児養育医療給付 18万1千円 次ページにわたり 増減なし

未熟児療育医療給付費に係る経費の計上であります。

精神障害者医療 27万円 増減なし

精神障害者医療費助成に係る経費の計上であります。

難病対策 36万7千円 2万7千円の増

精神障害者社会復帰支援 59万6千円 2千円の増

それぞれ、利用者見込数の増による交通費助成の増であります。

3目 墓地火葬場費 1,485万1千円 832万1千円の減

5事務事業の計上であります。

斎場 763万8千円 次ページにわたり 2万4千円の増

施設の管理運営経費の計上で、

主に、火葬場消耗品、燃料費及び光熱水費の増に伴う需用費 19万7千円の増のほか、昨年計上したトイレ改修工事に伴うトイレ借上料 17万4千円の減であります。

霊園 48万2千円 1万3千円の増

施設の管理運営経費の計上で、主に、労務単価の上昇に伴う管理委託料の増であります。

墓地 13万8千円 2千円の増

主に、トイレ借上料の増であります。

町外火葬施設使用料助成 9万円 増減なし

使用見込み件数5件分の計上であります。

斎場設備整備事業 650万3千円 836万円の減

1号炉セラミック張替工事 201万3千円及び1号炉霊台車更新 440万円の計上で、昨年度計上の2号炉霊台車の更新及びトイレ改修工事費の減であります。

この事業の財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するものであります。

4目 水道費 水道事業会計 7,350万6千円

次ページにわたり 1,039万2千円の増

水道事業会計への負担金及び補助金の計上であります。

5目 病院費 病院事業会計 3億6,208万2千円 791万8千円の減

病院事業会計への負担金の計上であります。

6目 子ども医療費 2,718万6千円 584万7千円の減

2事務事業の計上であります。

子ども医療 2, 650万円 560万円の減
子ども医療事務 68万6千円 24万7千円の減
18歳までの医療費の無料化見込みの計上であります。

2項 環境政策費 1目 環境対策費
1, 838万1千円 568万6千円の減
9事務事業の計上であります。

環境審議会 19万4千円 増減なし
審議会開催経費の計上であります。

ゼロカーボン推進協議会 4万9千円 新規計上
温室効果ガス削減目標達成及びカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向け、令和7年11月に設置されたゼロカーボン推進協議会の特別旅費及び消耗品の新規計上であります。

環境対策一般 172万7千円 次ページにわたり 3千円の減
消耗品費の減であります。

環境調査監視 444万4千円 14万3千円の増
労務単価の上昇に伴う水質検査委託料の増であります。

環境マネジメントシステム 7千円 増減なし

省エネルギー普及 163万円 132万4千円の増
主に、重油や灯油などの液体燃料を完全燃焼させる触媒の購入費 77万4千円の増と町民向け環境意識啓発事業の講師派遣委託料 55万円の増であります。

特定外来生物対策 13万円 1千円の増
特定外来生物の防除経費の計上であります。

住宅用太陽光発電システム設置奨励 120万円
次ページにわたり 増減なし
住宅用太陽光発電システムの設置を奨励する補助金の計上であります。

環境保全基金 900万円 720万円の減
基金積立金の計上であります。

2目 水鳥観察館運営費 305万7千円 9万6千円の減
2事務事業の計上であります。

厚岸水鳥観察館 162万4千円 9万6千円の減
施設運営経費ほかの計上で、主に、昨年度計上した公用車のタイヤなど消耗品
費 12万8千円の減であります。

次ページ

厚岸湖・別寒辺牛湿原 学術研究奨励 143万3千円 増減なし
学術奨励補助金ほか審査委員に対する経費の計上であります。

3目 廃棄物対策費 822万8千円 112万7千円の増
3事務事業の計上であります。

廃棄物対策一般 416万4千円 185万9千円の増
主に、低濃度PCB含有分析調査委託料 188万1千円の増であります。

清掃手数料事務 294万4千円 71万1千円の減
主に、ごみ処理手数料徴収員の廃止による徴収・賦課調査委託料 85万5千
円の減とコンビニ・スマホアプリ収納、口座振替及び窓口収納の各手数料の2
3万7千円の増であります。

生ごみ分別・資源化 112万円 次ページにわたり 2万1千円の減
主に、生ごみコンポスト用発酵促進剤など消耗品費の減であります。

4目 ごみ処理費 2億4,897万9千円 805万4千円の増
6事務事業の計上であります。

ごみ収集・ごみ処理場運転 1億8,425万円 686万4千円の増
ごみ収集・運搬に係る委託料の計上で、労務単価などの上昇に伴う委託料の増
であります。

海岸漂着物対策 90万8千円 5万5千円の減
海岸漂着ごみや漁業者が操業中に陸揚げした漂流・海底ごみの処理費の計上
で、廃棄物処理委託料の減であります。

釧路広域連合 4,687万7千円 427万円の増
釧路広域連合のごみ処理に係る負担金の増であります。

釧路市ごみ最終処分場 226万8千円 33万5千円の減

釧路市のごみ最終処分場へ搬入を開始するため、その使用に要するごみ処理手数料及び維持管理費用等の負担金の計上で、令和6年度決算調整に伴うごみ処理手数料の減であります。

ごみ処理場一般 22万6千円 次ページにわたり 増減なし
ごみ処理場の運営に係る事務経費の計上であります。

ごみ処理場管理 1, 445万円 269万円の減
主に、昨年度計上した車両の修繕料 253万2千円の減であります。

5目 し尿処理費 1億789万5千円 623万5千円の増
2事務事業の計上であります。

し尿収集 6, 039万円 173万8千円の増
し尿の収集に係る委託料の計上で、労務単価などの上昇に伴う委託料の増であります。

汚水処理施設管理 4, 750万5千円 次ページにわたり
449万7千円の増
し尿処理に係る施設管理経費の計上で、
主に、労務単価等の上昇に伴う施設管理委託料 323万4千円の増と破砕ポンプ修繕、給排気ファン分解整備及び無停電電源装置交換整備等の修繕料 86万1千円の増の計上であります。

6目 下水処理費 生活排水処理施設整備事業
1, 100万円 増減なし
合併処理浄化槽設置に伴う補助金の計上であります。

次ページ

5 款 農林水産業費 1 項 農業費

1 目 農業委員会費 1, 080 万 5 千円 103 万 7 千円の減

6 事務事業の計上であります。

農業委員会 877 万 1 千円 96 万 9 千円の減

農業委員会に係る経費の計上で、主に、昨年計上した農業委員の道内視察研修旅費の減であります。

農業委員会事務局 85 万 5 千円 12 万 4 千円の減

主に、昨年計上した農業委員の道内視察研修随行旅費の減であります。

農業後継者対策 50 万円 増減なし

支援協議会への補助金の計上であります。

農業者年金事務 26 万 4 千円 次ページにわたり 4 万円の増

農業者年金協議会への補助金の増であります。

事務適正・農地有効活用支援 40 万 1 千円 増減なし

農地法の適正事務及び農地の有効活用支援に係る経費の計上であります。

農地保有合理化事業等業務委託 1 万 4 千円 6 千円の増

農地保有合理化事業等に係る経費の計上であります。

2 目 農業振興費 9, 787 万 9 千円 1, 437 万 1 千円の減

8 事務事業の計上であります。

農業振興一般 36 万 7 千円 2 万 5 千円の増

主に、牛乳の消費拡大を図ることを目的として、会議などで提供する牛乳の購入費で、単価増による食糧費の増額計上であります。

農業経営 基盤強化資金 利子補給 33 万 8 千円 増減なし

利子補給金の計上であります。

農業次世代人材投資事業給付金給付 75 万円 420 万円の減

新規就農者 1 件分に対しての補助金の計上であります。

中山間地域等直接支払事業 6, 725 万円 172 万 4 千円の減

次ページ

中山間地域等直接支払推進事業 23万8千円 増減なし

それぞれ、当該事業の交付対象面積の減に伴う交付金及び事務費の計上であります。

多面的機能支払交付金事業 1, 317万9千円 増減なし

多面的機能支払推進事業 17万2千円 増減なし

それぞれ、当該事業の交付金及び事務費の計上であります。

新規就農者誘致奨励事業 1, 558万5千円 842万7千円の減

新規就農者2件に対する奨励金の計上であります。

3目 畜産業費 7, 647万4千円 1億893万円の減

7事務事業の計上であります。

畜産業一般 28万3千円 9千円の増

自動車損害保険料の増であります

矢臼別演習場 周辺農業用 施設等 整備事業（釧路太田農業協同組合）

752万3千円 次ページにわたり 5, 107万6千円の減

主に、ロールベアラー1台の整備に対する補助金の計上であります。

矢臼別演習場 周辺農業用 施設等 整備事業（浜中町農業協同組合）

1, 329万円 153万8千円の増

主に、トラクター1台、フロントローダー1台、ベールグラブ1台の整備に対する補助金の計上であります。

町営牧場整備事業 3, 009万円 7, 350万円の減

昨年度からの継続事業であるふん尿処理施設の排水工事費の計上であります。

町営牧場 管理用機械 整備事業 2, 272万3千円 1, 153万4千円の増

スラリーストア用トラクター1台、オートバイ2台の管理用機械の購入費の計上であります。

なお、町営牧場整備事業及び町営牧場管理用機械整備事業の財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するものであります。

町営牧場事務所空調設備整備事業 155万3千円 新規計上
町営牧場事務所内に空調設備を整備する経費の計上であります。

町営牧場給水施設整備事業 101万2千円 新規計上
別寒辺牛団地に水槽を新設する工事に係る経費の計上であります。

5目 農地費 3億1,662万2千円 5,845万円の増
3事務事業の計上であります。

農地一般 66万1千円 次ページにわたり 1万1千円の減
道営事業費の減による北海道土地改良事業団体連合会負担金の減であります。

道営釧路太田地区草地整備事業 4,450万4千円 299万6千円の減
草地改良、草地造成改良及び測量設計費にかかる負担金の計上であります。

道営太田・片無去地区水利施設等保全高度化事業 2億7,145万7千円
6,145万7千円の増
太田・片無去地区の水源の見直しを含めた再編更新と水源を河川より地下水へ
変更することに伴い、老朽化した配水管の更新整備費負担金等の計上でありま
す。

6目 牧野管理費 1億9,512万8千円 85万円の増
2事務事業の計上であります。

町営牧場運営委員会 10万9千円 増減なし
運営委員会経費の計上であります。

町営牧場 1億9,501万9千円 次ページにわたり 85万円の増
町営牧場の管理運営にかかる経費の計上であります。
主に、スラリーストア稼働に伴う電気使用量の増に伴う電気料 115万2千
円の増であります。

7目 農業施設費 610万6千円 112万7千円の増
3事務事業の計上であります。

尾幌酪農ふれあい広場 326万6千円 次ページにわたり
73万7千円の増
主に、施設管理経費の計上で、主に屋外トイレ修繕工事 63万8千円の増と
灯油等の燃料費 6万5千円の増であります。

上尾幌ふれあい体験農園 51万円 12万5千円の減
施設管理経費の計上で、
使用期間の見直しにより、浄化槽保守点検委託料 12万5千円の減であります。

太田活性化施設 233万円 51万5千円の増
施設管理経費の計上で、主に、特殊建築物等定期調査委託料 19万8千円の増と指定管理委託料30万6千円の増であります。

8目 農業水道費 1,825万6千円 716万6千円の減
5事務事業の計上であります。

農業水道一般 5万1千円 1千円の増
主に、農業水道工事の設計審査手数料及び工事検査手数料の徴収誤りによる払戻金の計上であります。

次ページ

水道料金計算収納 60万2千円 1万1千円の減
検針員委託料など農業水道の収納経費の計上であります。

水質検査 228万8千円 69万3千円の増
労務単価の上昇に伴う委託料の増であります。

農業水道施設 1,430万9千円 次ページにわたり 117万7千円の増
水道施設の管理経費の計上で、
主に、別寒辺牛浄水場次亜注入設備修繕及び給水ポンプ等施設修繕で60万6千円の増のほか、労務単価の上昇に伴う水道施設管理委託料47万3千円の増であります。

検満及び新設メーター整備事業 100万6千円 22万6千円の減
検針メーター更新3台、新設メーター設置3台の計上であります。

9目 堆肥センター費

堆肥センター 1,296万円 90万円の減
施設の管理運営経費の計上で、主に水分調整材のチップ購入の原材料費 74万2千円の増のほか、昨年度計上のオイルロード用タイヤ購入 145万2千円の減とタイヤ組替えなどの手数料 10万6千円の減であります。

2項 林業費 1目 林業総務費 3,048万4千円 77万1千円の増、
6事務事業の計上であります。

林業一般 85万1千円 6万円の減

主に、北海道治山林道協会釧路支部に対する負担金の減であります。

町有林管理 120万2千円 次ページにわたり 29万2千円の減

主に、事業面積の見込み減による森林保険料 33万8千円の減であります。

公的分収林管理 6千円 増減なし

有害鳥獣駆除奨励 765万円 115万8千円の増

主に、ヒグマ駆除員養成と新たな人材育成の助成金で66万8千円の増と既存事業の対策奨励金の増額による39万4千円の増であります。

森林資源利活用 1,480万8千円 119万5千の増

林地残材等収集・おが粉製造委託料の計上であります。

森林環境譲与税基金 596千7千円 470万円の増

基金積立金の計上であります。

次ページ

2目 林業振興費 5,061万円 1,181万2千円の増

6事務事業の計上であります。

森林整備 担い手対策推進 20万9千円 5万3千円の減

林業労働力を確保するための負担金の減であります。

民有林振興対策事業 1,193万9千円 338万円の増

造林植栽57.96ヘクタールの民有林工事費に対する補助金の計上であります。

町民の森造成事業 300万円 増減なし

町民の森造成実行委員会への補助金の計上であります。

道営林道別寒辺牛2号線開設事業 1,500万円 増減なし

道営事業の林道整備に係る町負担分の計上であります。

私有林整備事業 1,000万円 3万8千円の増

造林植栽37.90ヘクタールの私有林工事費に対する補助金の計上であります。

奔渡地区小規模治山事業 1, 046万2千円 新規計上

令和6年8月31日の大雨により被災した奔渡7丁目地区の山腹の復旧について、北海道に小規模治山等補助事業を要望し補助対象となった復旧工事について、昨年度に続き、事業の残り工区の施行に係る経費の計上であります。

3目 造林事業費

造林事業 5, 151万5千円 次ページにわたり 15万2千円の増
町有林の造林植栽、下刈りなどの工事費の計上であります。

4目 林業施設費 156万4千円 13万5千円の増
2事務事業の計上であります。

緑のふるさと公園 38万7千円 7万6千円の増
施設の管理運営経費の計上で、主に刈払機購入に係る備品購入費 5万5千円の増であります

木工センター 117万7千円 5万9千円の増
施設の管理運営経費の計上で、主に、施設電気料 1万8千円の増とイベント用資材購入の原材料費 3万5千円の増であります。

次ページ

5目 特用林産振興費

きのこ菌床センター 4, 797万2千円
141万3千円の減

施設管理運営経費の計上で、主に、施設修繕料 151万8千円の減のほか、菌床製造材料購入費 10万9千円の増であります。

3項 水産業費 1目 水産業総務費 867万8千円 51万5千円の増
4事務事業の計上であります。

水産業一般 847万5千円 次ページにわたり 51万5千円の増
水産関連団体への負担金、補助金の計上で、
主に、厚岸港まつり協賛会（町民花火大会運営分） 350万円は、昨年度と比較して50万円の増となりますが、厚岸港まつりが第70回の記念の年となるため、記念プログラムを追加しての実施を予定するものであります。

船員法事務 3千円 増減なし

海岸管理 10万円 増減なし

廃棄漁網利活用 10万円 増減なし

町内で発生した廃棄漁網を再資源化し、その素材を利用して生産されたランドセルの購入費に対して、2万円の助成をするもので、令和9年4月に入学する児童見込み数5名分の計上であります。

2目 水産振興費 2,050万円 1,531万6千円の減
8事務事業の計上であります。

水産振興一般 64万9千円 1千円の増
主に、水産関連団体への負担金の計上であります。

漁業近代化資金 利子補給 901万5千円 163万4千円の増
主に、貸付金の増加に伴う利子補給の増であります。

ヒトデ駆除事業 46万7千円 14万1千円の増
昆布漁場改良事業 646万円 次ページにわたり 増減なし
アサリはさみ漁場回復事業 18万5千円 増減なし
それぞれ、事業主体である厚岸漁業協同組合への補助金の計上であります。

ツブ貝卵塊放流試験事業 5万1千円 増減なし
資源の管理及び増養殖試験を目的とした事業で、事業主体である厚岸漁業協同組合への補助金の計上であります。

環境・生態系保全活動支援事業 14万7千円 増減なし
活動支援事業の事務経費の計上であります。

水産多面的機能発揮対策支援事業 352万6千円 1千円の増
昆布漁場の岩盤清掃及び肉食性巻貝やヒトデ駆除に対する負担金の計上であります。

3目 漁港管理費 5,603万3千円 3,032万8千円の増
5事務事業の計上であります。

漁港管理一般 9万3千円 5千円の減

漁港施設 1,240万円 次ページにわたり 7千円の減
漁港施設に係る管理経費の計上であります。

道営床潭漁港機能増進事業 400万円 760万円の減
床潭漁港における水産物供給基盤機能保全事業に対する負担金の計上でありま
す。

道営厚岸漁港湖北地区道有地嵩上事業 3,120万円 2,960万円の増
厚岸漁港高潮対策整備事業から事業名を変更しておりますが、事業内容につい
ては、道有地嵩上げに伴う継続事業で、厚岸漁業協同組合の加工処理施設解体
補償金に係る負担金の計上であります。

道営漁港道路照明整備事業 834万円 新規計上
厚岸漁港及び床潭漁港の照明をLED化する事業の計上であります。

5目 養殖事業費 6,448万4千円 3,422万9千円の増
5事務事業の計上であります。

漁場造成環境調査事業 77万3千円 17万9千円の減
沿岸漁業の資源環境調査、湾内・湖内水質検査に係る事業の計上であります。

次ページ

カキ種苗センター 2,106万7千円 108万7千円の増
カキ種苗センター管理運営にかかる経費の計上で、
主に、重油などの燃料費 39万7千円の増、施設電気料などの光熱水費 4
7万6千円、施設修繕料などの修繕料 25万9千円の増であります。

カキ種苗生産 275万2千円 56万1千円の減
カキ種苗生産に係る経費の計上であります。
主に、種苗生産に係る消耗品費 36万6千円の減、餌料宅配料の通信運搬費
15万2千円の減 であります。

水産増養殖調査研究 315万円 次ページにわたり 増減なし
カキ種苗生産・調査研究に係る経費の計上であります。

カキ種苗センター整備事業 3,674万2千円 3,388万2千円の増
主に、工事請負費 3,300万円の新規計上は、稼働から27年経過した重油
ボイラー2台の更新経費であります。
なお、重油ボイラー更新経費の財源については、特定防衛施設周辺整備調整交
付金を充当するものであります。

6目 水産施設費 439万9千円 256万3千円の増
4事務事業の計上であります。

漁村環境改善総合センター 89万3千円 8万1千円の増
施設の管理運営費の計上で、主に、特殊建築物等定期調査委託料の増であります。

床潭地区漁村センター 32万6千円 次ページにわたり 4万1千円の減
施設の管理運営費の計上であります。主に、施設用消耗品 2万8千円の減と
施設電気料 1万2千円の減であります。

水産種苗生産センター 66万円 3千円の増
ウニ種苗生産施設の管理経費の計上であります。

水産種苗生産センター整備事業 252万円 新規計上
釧路管内水産種苗生産センターの取水管交換工事に係る厚岸漁業協同組合負担
分に対する補助金の計上であります。

次ページ

6 款 1 項 商工費 1 目 商工総務費
2 8 9 万円 3 7 万 2 千円の増
5 事務事業の計上であります。

商工施設 9 万 9 千円 増減なし
松葉憩いの広場及び職業訓練センターの管理経費の計上であります。

消費生活 5 2 万 7 千円 6 万 5 千円の増
主に、労務単価の上昇に伴う消費生活相談業務委託料の増であります。

消費者行政推進 2 0 6 万 4 千円 2 9 万 5 千円の増
啓発用パンフレットの作成や消費生活講演会など消費者行政活動関連経費の計
上で、主に講演会講師派遣委託料 3 5 万 5 千円の増であります。

労働 1 9 万 5 千円 次ページにわたり 1 万 2 千円の増
労働者の生活の安定と向上を図るための経費の計上であります。

季節労働者対策 5 千円 増減なし

2 目 商工振興費 3, 1 4 8 万円 9 万 6 千円の増
6 事務事業の計上であります。

小規模商工業者 設備近代化資金 貸付推薦審査委員会
1 1 万 4 千円 1 万 3 千円の増
委員会委員報酬及び費用弁償の計上であります。

中小企業振興会議 5 万 7 千円 増減なし
中小企業振興会議に係る委員報酬及び費用弁償等の経費の計上であります。

商工振興一般 1, 5 1 0 万 2 千円 5 0 万 1 千円の減
職員の退職に伴う商工会に対する補助金の減であります。

小規模商工業者 設備近代化 資金貸付
1 4 2 万 9 千円 次ページにわたり 8 万 5 千円の増
貸付状況見込みによる利子補給の増であります。

中小企業融資 9 7 7 万 8 千円 4 9 万 9 千円の増
貸付状況見込みによる利子補給の増であります。

特産品等開発支援 500万円 増減なし

地域資源を活用した特産品の開発にかかる補助金5件分の計上であります。

3目 食文化振興費 8,667万円 2,236万7千円の増

4事務事業の計上であります。

味覚ターミナル・道の駅 4,196万6千円 255万6千円の増

味覚ターミナル・コンキリエの管理経費ほかの計上で、

主に、指定管理委託料 258万6千円の増であります。

厚岸味覚ターミナル設備整備事業 4,365万6千円

次ページにわたり 1,980万8千円の増

2階冷蔵庫冷却機器更新工事 433万1千円、2階レストランエアコン更新工事 743万6千円、展示販売冷蔵ショーケース更新工事 2,135万1千円、屋外トイレ入口ドア等更新工事 1,053万8千円の4工事の計上であります。

食文化振興 7万4千円 増減なし

食文化振興施策に係る経費の計上であります。

物産交流・宣伝 97万4千円 3千円の増

道央圏における物産展開催及び村山秋の味覚市の開催に伴う経費の計上であります。

4目 観光振興費 12億2,615万3千円 40万1千円の増

7事務事業の計上であります。

観光振興一般 1,481万1千円 次ページにわたり 161万5千円の増

観光関連団体等への負担金・補助金の計上で、

主に、人件費の増加及び各種イベント経費の増に伴う厚岸観光協会に対する補助金 75万7千円の増と今年度、厚岸町で開催される全国市町村あやめサミット連絡協議会の開催地負担分の90万円の新規計上であります。

観光宣伝 908万6千円 101万4千円の減

観光宣伝に係る経費の計上で、

主に、昨年度計上した厚岸町総合観光パンフレット及びあやめヶ原パンフレット増刷に要する印刷製本費 201万円の減、同じく昨年度計上した着ぐるみのクリーニング手数料24万2千円の減及び今年度計上の厚岸町周遊ルートマップ及びご当地キャラクター手提げ袋の増刷に要する印刷製本費 123万2千円の増であります。

桜保護育成 13万円 20万円の減

桜の保護育成に係る経費の計上で、桜育成管理指導員謝礼金の減であります。

あやめ保護育成 4万2千円 増減なし

あやめの保護育成に係る経費の計上であります。

厚岸霧多布昆布森国定公園誘客促進 208万4千円

次ページにわたり 増減なし

国定公園化を契機に、観光客の誘客促進を図る経費の計上であります。

ふるさと納税 6億1,224万円 824万1千円の増

ふるさと納税による寄附金収入見込みを勘案しての返礼品及び

ふるさと納税支援サービス委託料や宣伝費などのほか、厚岸観光協会へのふるさと納税推進業務委託料の計上で、寄附金収入見込み12億円を勘案しての計上であります。

ふるさと納税基金 5億8,776万円 824万1千円の減

ふるさと納税による寄附金収入見込み12億円を勘案しての基金積立金であります。

5目 観光施設費 5,876万4千円 4,385万9千円の減

6事務事業の計上であります。

子野日公園 420万円 次ページにわたり 52万5千円の増

公園管理経費の計上で、

主に、昨年11月1日に発生した低気圧により園内散策路において、倒木が発生したことから、その撤去費用に係る手数料 53万円の増であります。

愛冠野営場 100万7千円 44万3千円の増

野営場管理経費の計上で、

主に、昨年補正予算で計上した草刈清掃委託料 35万5千円の増であります。

その他観光施設 812万7千円 50万4千円の増

施設の管理運営経費の計上で、

主に、昨年11月1日に発生した低気圧により原生花園あやめヶ原駐車場入口の案内看板が破損したため、看板を製作する印刷製本費 33万円の新規計上と各施設の電気料 11万円の増であります。

次ページ

子野日公園整備事業 95万7千円 1,890万9千円の減

主に昨年度計上の園内の電線地下埋設及び地下埋設電源設置工事費 983万4千円と園内の藤棚拡張に伴う設置工事費 1,003万2千円の減のほか、園内送迎用カートの車両購入 95万7千円の新規計上であります。

あつけし望洋台整備事業 1,052万7千円 新規計上
経年劣化及び塩害の影響により外壁や屋根の損耗が激しい、さわやかトイレの改修工事の計上であります。

原生花園あやめヶ原整備事業 3,394万6千円 3,694万9千円の減
老朽化している原生花園あやめヶ原の主園路牧柵等更新及び舗装並びに歌碑周辺整備工事の計上であります。
なお、財源については、自然環境整備交付金を充当するものであります。

6目 諸費 437万4千円 4,788万2千円の減
緊急経済対策資金融資 437万4千円 140万7千円の減
新型コロナウイルス感染症経済支援対策で実施した融資資金総額6億円の利子補給の計上のほか、昨年計上のがんばろう厚岸応援券発行 4,647万5千円の減であります。

次ページ

7 款 土木費 1 項 土木管理費

1 目 土木総務費

土木一般 37 万 9 千円 5 万 6 千円の増

事務費及び関係団体負担金の計上で、

主に、北海道道路整備促進協会負担金 6 万 3 千円の増であります。

2 目 土木車両管理費

車両管理 1, 658 万 5 千円 245 万 5 千円の増

土木車両の維持運行管理に係る経費の計上で、

主に、土木車両用の夏・冬タイヤ等の購入費 24 万 7 千円の増、

ダンプトラックほか車両修繕料 170 万 7 千円の増、車両関係手数料及び自動車損害保険料ほか役務費 20 万 8 千円の増であります。

3 目 土木用地費 56 万円 5 万 3 千円の減

2 事務事業の計上であります。

土木用地一般 45 万 6 千円 7 千円の減

用地測量に伴う事務経費の計上であります。

次ページ

用地測量 10 万 4 千円 4 万 6 千円の減

用地測量に伴う経費の計上で、主に、職員旅費の減であります。

4 目 地籍調査費 地籍調査一般 243 万 7 千円 1 万 4 千円の減

測量用消耗品等の消耗品費 6 万 9 千円の減と地籍管理システム保守点検委託料 5 万 5 千円の増であります。

2 項 道路橋梁費 1 目 道路橋梁維持費

2 億 3, 540 万 8 千円 8, 894 万 6 千円の増

6 事務事業の計上であります。

道路橋梁一般 101 万 3 千円 増減なし

主に、道路台帳図整備委託料の計上であります。

道路橋梁管理 2, 044 万 8 千円 次ページにわたり 182 万 7 千円の増

町道の維持、管理に係る経費の計上で、

主に、採石購入費用 168 万円の増であります。

道路照明管理 3, 210 万 8 千円 412 万 7 千円の増

道路照明の維持管理経費の計上で、主に道路照明電気料の増であります。

建設機械等整備事業 9, 789万3千円 4, 608万7千円の増
除雪ドーザ1台と10トンダンプトラックの購入費の計上であります。
なお、財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するものであります。

橋梁長寿命化整備事業 7, 379万6千円 3, 679万6千円の増
沖万別橋及び無名橋の実施設計委託料 4, 879万6千円の計上と昨年計上
した第二開豊橋の実施設計委託料 950万円との差額3, 929万6千円の
増及び27箇所の橋の橋梁点検等の行政業務委託料 2, 500万円の新規計
上のほか、昨年計上した帆濶貝橋の改修工事費 2, 750万円減であります。

港町横通りほか整備事業 1, 015万円 新規計上
港町横通り及び湾月町1号線の2路線のオーバーレイ及び側溝補修工事に係る
計上であります。

2目 道路新設改良費

3億8, 578万9千円 8, 567万3千円の減
11事務事業の計上であります。

床潭末広間道路整備事業 3, 187万4千円 次ページにわたり
1億8, 493万3千円の減
擁壁 67メートル、地すべり観測調査などの計上であります。

太田2号道路整備事業（令和7国債）
1億178万円 7, 906万3千円の増
改良舗装 300メートルの工事費などの計上であります。

太田2号道路整備事業（令和8国債） 3, 105万9千円
次ページにわたり、 新規計上
改良舗装 397メートルの工事費などの計上であります。

太田2号道路整備事業（令和8単歳） 851万7千円 新規計上
用地確定測量等委託料などの計上であります。

実験所道路法面整備事業 2, 950万円 1, 050万円の減
実験所道路の法面整備の工事費の計上であります。

太田2号道路 防雪柵 整備事業 3, 474万5千円 234千5千円の減
防雪柵 28メートルの工事費などの計上であります。
なお、この事業の財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するものであります。

桜通り地すべり対策整備事業 930万円 次ページにわたり 新規計上
地すべり観測調査委託料の計上であります。

宮園台1号通りほか整備事業 6, 566万円 6, 186万円の増
宮園第1号通り及び望洋台西通りの改良舗装などの工事費の計上であります。
なお、この事業の財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するものであります。

港町2条通り整備事業 6, 114万5千円 新規計上
損耗が激しい港町2条通りの改良舗装に係る工事費の計上であります。

奔渡5丁目道路整備事業 830万円 新規計上
未舗装である奔渡5丁目の道路について、舗装工事及び排水施設の整備に係る工事費の計上であります。

事業費支弁人件費 390万9千円 27万3千円の増
事業費支弁人件費の計上であります。

3目 除雪対策費 除雪対策 1億1, 235万8千円
次ページにわたり 841万1千円の増
4月以降から初冬の降雪に備えた除雪経費の計上で、
主に、労務単価増に伴う除雪委託料 682万8千円の増及び車借上料
138万2千円の増であります。

3項 河川費 1目 河川総務費
2億3, 607万8千円 8, 980万3千円の増
5事務事業の計上であります。

河川管理 160万7千円 112万円の増
主に、経年劣化した門静雨水路の柵及び鋼板の一部修繕に係る修繕料 110万円の計上であります。

奔渡川整備事業 1, 400万7千円 新規計上
奔渡川の浚渫に係る河川工事費の計上であります。

別寒辺牛川水系 治水砂防施設整備事業（令和7国債）

1億8,395万6千円 次ページにわたり 1億4,293万1千円の増
別寒辺牛川水系 治水砂防施設整備事業（令和8国債）

3,244万4千円 新規計上

以上の2事業合計で、

2億1,640万円 1億7,537万5千円の増で、
主に、別寒辺牛川水系の土砂生産源対策工事費の計上であります。

事業費支弁人件費 406万4千円 次ページにわたり 26万2千円の増
事業費支弁人件費の計上であります。

4項 都市計画費 1目 都市計画総務費
129万7千円 5千円の増
3事務事業の計上であります。

都市計画審議会 11万2千円 増減なし
審議会委員報酬及び費用弁償の計上であります。

都市計画一般 21万円 5千円の増
都市計画に係る事務経費の計上であります。

花のあるまちづくり 97万5千円 増減なし
主に、推進委員会に対する補助金の計上であります。

3目 下水道費 下水道事業会計 3億992万3千円
2,649万5千円の減
下水道事業会計への負担金及び補助金の計上であります。

5項 公園費
1目 公園管理費 4,511万8千円 3,792万4千円の増
2事務事業の計上であります。

次ページ

公園施設 708万8千円 10万6千円の減
各都市計画公園の管理経費の計上で、主に、公園修繕料 58万8千円の減の
ほか労務単価の上昇に伴う施設管理委託料及び保守点検委託料 11万9千円
の増、手押し式芝刈機の備品購入費 25万円の増であります。

梅香町児童公園整備事業 3, 803万円 新規計上

先行的な整備を実施する公園として、誰もが一緒に遊べるよう設計されたインクルーシブ遊具等の整備事業の計上であります。

6 項 住宅費

1 目 建築総務費 2, 217万4千円 31万円の増

4 事務事業の計上であります。

建築一般 127万4千円 次ページにわたり 21万円の増

建築に係る事務経費の計上で、

講習会等の参加する旅費 13万5千円の増と建築積算システム使用料
7万5千円の増であります。

住宅省エネ・バリアフリー改修補助 160万円 10万円の増

環境負荷低減等のための住宅の省エネ・バリアフリー改修を行う町民に対し補助金を交付する事業で、高効率設備導入についても助成対象とする制度拡充に伴う増であります。

住宅新築・リフォーム支援 1, 800万円 増減なし

住宅新築助成については、住宅新築助成として上限200万円の見込件数5件分と住宅リフォーム助成については、1件当たり上限額50万円で、見込件数16件分の計上であります。

住宅耐震改修補助 130万円 増減なし

住宅の耐震改修に対して上限額30万円を見込件数3件分、耐震基準に満たない住宅の解体に対して上限額20万円を見込件数2件分の補助金の計上であります。

2 目 住宅管理費 3, 613万5千円 1, 901万6千円の減

7 事務事業の計上であります。

町営住宅入居者 選考委員会 8万2千円 増減なし

入居者選考委員会の開催経費の計上であります。

町営住宅 2, 308万5千円 次ページにわたり 272万9千円の増

町営住宅の維持管理経費の計上で

主に各町営住宅地内の施設・作業場に係る電気料 54万1千円の増及び特殊建築物等定期調査委託料 205万7千円の増であります。

職員住宅 7万4千円 増減なし

きのこ生産者住宅 12万9千円 4千円の増

地域おこし協力隊員住宅 5万6千円 2千円の減
それぞれ、各住宅管理経費の計上であります。

町営住宅敷金利子基金 2万6千円 1万1千円の増

町営住宅有明団地解体事業 1, 268万3千円 次ページにわたり
103万4千円の増
有明団地A8号棟の解体撤去工事費の計上であります。

次ページ

8 款 1 項 消防費 1 目 常備消防費
4 億 5, 7 4 6 万 8 千円 5, 4 4 3 万 5 千円の増
1 0 事務事業の計上であります。

釧路東部消防組合 4 億 2, 0 7 4 万 2 千円 2, 8 9 3 万円の増
負担金の計上で、
主に、給与費の増であります。

次の 9 事業は、釧路東部消防組合 厚岸消防署分の
投資的経費に対する負担金であります。

厚岸消防団安全装備品 整備事業 1, 2 4 8 万 5 千円
防火衣 5 0 着の購入費の計上であります。

消防庁舎備品整備事業償還金 4 0 8 万 4 千円
各種備品整備費に係る北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業償還金でありま
す。

救助用資機材整備事業 3 7 5 万 5 千円
潜水資機材、空気呼吸器及び自動体外式除細動器の計上であります。

厚岸消防団第 4 分団庁舎備品整備事業償還金 2 9 万 3 千円
消防本部公用車整備事業償還金 2 7 万 6 千円
それぞれ、各種備品整備費に係る
北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業償還金であります。

次ページ

厚岸消防団第 2 分団庁舎整備事業 2 3 0 万 6 千円
第 2 分団門静部庁舎の津波浸水予想区域外への移転に伴う関係経費の計上であ
ります。

消火栓整備事業 2 3 8 万 3 千円
消火栓更新の 2 箇所と消火栓更新前の試掘調査の 2 箇所の経費の計上でありま
す。

旧消防職員待機宿舍等解体事業 5 8 6 万 4 千円
松葉の旧消防職員待機宿舍と第 2 分団門静部庁舎の解体事業の計上でありま
す。

防火水槽解体事業 528万円

宮園の防火水槽の解体事業の計上であります。

2目 災害対策費 7,035千3千円 1億822万円の減
12事務事業の計上であります。

防災会議 7万6千円 増減なし

国民保護 6万3千円 増減なし

それぞれ、委員会委員報酬及び費用弁償の計上であります。

災害対策 414万4千円 次ページにわたり 29万3千円の減

災害対策関連経費の計上で、

主に、昨年計上の河川カメラ設備撤去の手数料 30万8千円の減であります。

防災行政無線 479万6千円 32万5千円の増

防災行政無線の管理経費の計上で、

主に移動系無線機のバッテリー購入費 41万8千円の増であります。

災害避難場所 535万7千円 次ページにわたり 138万円の増

災害避難場所の管理経費の計上で、

主に、AED用のパッド及びバッテリー等購入の災害用消耗品 68万8千円の増、太陽電池灯用バッテリー交換及び発電機修繕などの修繕料 22万円の増、労務単価増に伴う太陽電池灯保守点検委託及び災害避難場所除雪に係る委託料 20万2千円の増、避難所等（43施設）への扇風機（132台）の購入199万9千円の増であります。

津波避難場所整備 1,109万2千円 332万8千円の増

主に、備蓄用食糧及び防災備蓄品等消耗品費の増であります。

自主防災組織活動活発化支援 330万円 増減なし

防災資機材の整備等に対する助成金の計上であります。

防災士育成支援 59万5千円 新規計上

町民との協働による地域防災力の向上を図るため、町民に対し防災士養成研修講座受講料や取得試験受講料などの防災士資格の取得に係る費用の一部を助成するものであります。

防災交流センター整備事業 2,616万9千円 9,490万8千円の減

主に、駐車場整備等の外構工事の計上であります。

全国瞬時警報システム設備整備事業 1, 265万円 新規計上
全国瞬時警報システム（Jアラート）受信機と自動起動機の更新の計上であり
ます。

防災情報システム運営 194万円 次ページにわたり 1千円の増
防災情報など関係システムの維持管理に係る経費の計上であります。

土砂災害相互通報システム 17万1千円 1万2千円の増
地すべり通報装置の通信に係る経費の計上であります。

3目 消防施設費 廃目であります。

次ページ

9 款 教育費 1 項 教育総務費

1 目 教育委員会費

教育委員会 288 万 9 千円 4 千円の減
委員報酬、費用弁償などの計上であります。

2 目 事務局費 306 万 8 千円 88 万 7 千円の増
2 事務事業の計上であります。

教育委員会事務局 303 万 1 千円 88 万 7 千円の増
事務執行に要する経費、関連団体の負担金の計上で、
主に、ホームページ更新委託料 79 万 2 千円の増であります。

教育事務評価会議 3 万 7 千円 次ページにわたり 増減なし

3 目 教育振興費 8,244 万 1 千円 6,389 万 8 千円の増
11 事務事業の計上であります。

高等学校教育支援 496 万 8 千円 57 万 6 千円の増
若潮寮入寮に係る助成について、対象者の増の見込みに伴い若潮寮入寮費助成
96 万 9 千円の増と通学バス定期券購入助成については、対象者の減の見込み
に伴い通学バス定期券購入助成 39 万 3 千円の減であります。

厚岸翔洋高等学校 ICT 学習支援事業 382 万円 新規計上
生徒へ貸与する教育情報端末について、令和 2 年度に整備したパソコン 40 台
の更新費用であります。

教育研究所 運営委員会 8 万 1 千円 増減なし
運営委員会経費の計上であります。

学校運営協議会 57 万 1 千円 3 千円の増
運営協議会経費の計上であります。

教育振興一般 92 万 6 千円 次ページにわたり 7 万 5 千円の減
関連団体の負担金・補助金ほかの計上で、普通旅費 4 万 5 千円の減と学級数
の減による釧路特別支援研究会への負担金 3 万円の減とであります。

町立教育研究所 176 万 5 千円 184 万 3 千円の減
研究調査を行うための補助金などの計上で、
主に、昨年計上し、3 年に 1 回作成する社会科副読本「あっけし」の印刷製本
費 184 万 8 千円の減であります。

就学指導 25万9千円 5千円の減

厚岸町・浜中町合同教育支援委員会に係る負担金の学級割単価見直しに伴う減額であります。

校務支援システム運営 253万5千円 増減なし

校務支援システム借上料の計上であります。

教育情報端末整備事業 5,886万8千円 次ページにわたり 新規計上
令和2年度に町内の各小中学校に整備した教育情報端末等について、タブレット539台の更新費用であります。

備荒資金組合防災資機材譲渡償還金（校務用コンピュータ） 830万7千円
813万1千円の増

校務用コンピュータに係る北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業償還金であります。

外国青年招致 34万1千円 10万円の減

外国語指導助手にかかる経費の計上で、主に、指導能力等向上の研修会がオンライン開催予定のため普通旅費 12万6千円の減であります。

4目 教員住宅費 教員住宅

282万1千円 433万8千円の減

住宅の管理経費の計上で、主に昨年計上の教員住宅解体事業 435万6千円の減であります。

5目 就学奨励費 奨学審議会 3万9千円 増減なし

奨学審議会の開催経費であります。

次ページ

6目 スクールバス管理費 3,846万円 182万3千円の増

主に、労務単価の上昇に伴う運行委託料 314万6千円の増と学校行事輸送委託料 17万9千円の増のほか、部活動の地域移行による事業移管に伴い臨時輸送委託料 132万9千円の減であります。

2項 小学校費 1目 学校運営費

3,663万9千円 217万1千円の増

4事務事業の計上であります。

小学校運営一般 8万9千円 1万6千円の増

小学校の運営全般に係る経費の計上であります。

厚岸小学校 1, 487万4千円 次ページにわたり 185万6千円の増
真龍小学校 1, 634万3千円 8万8千円の減
太田小学校 533万3千円 38万7千円の増

以上、3小学校の学校運営経費の計上で、主に、燃料費及び電気料の増であります。

2目 学校管理費 9, 444万4千円 3, 093万4千円の増
6事務事業の計上であります。

次ページ

学校管理 1, 413万1千円 309万9千円の増
学校管理経費の計上で、主に、各小学校施設修繕料 252万9千円の増、
各小学校小便器尿石除去作業に係る手数料 43万9千円の増のであります。

学校情報通信教育 2, 666万4千円 91万4千円の増
学校コンピュータ関連経費の計上で、
主に、昨年度の校務端末更新により端末台数の増加等に伴い学校情報通信機器
等保守点検委託料 114万1千円の増であります。

次ページ

学校備品・教材等整備 316万8千円 10万円の減
学級数減に伴う図書教材等購入費の減であります。

遠距離児童通学 19万2千円 5万8千円の減
補助対象児童数の減であります。

厚岸小学校自動火災報知設備整備事業 793万1千円 新規計上
火災報知設備の更新に係る整備事業の計上であります。

小学校空調設備整備事業 4, 235万8千円 新規計上
各小学校の空調設備設置に係る整備事業の計上であります。

3目 教育振興費 2, 037万9千円 351万6千円の減
6事務事業の計上であります。

小学校教育振興 60万8千円 65万8千円の減
主に、入学予定者の減による入学記念品の購入の報償費 14万2千円の減と
昨年計上した学校司書が使用する端末機の更新の事務用備品購入 44万3千
円の減であります。

小学校修学旅行費助成 62万9千円 36万3千円の減
修学旅行費の助成金で、対象児童数の減であります。

学校給食費支援 1,247万9千円 次ページにわたり 261万3千円の減

学校給食費の無償化にかかる経費の計上で、物価高騰に伴い給食単価を295円から310円に見直したほか、対象児童数の及び供給日数の減による減額であります。

自然教室推進 10万2千円 8千円の増
主に、会場借上料 9千円の増であります。

要・準要保護 児童就学援助等 554万3千円 37万2千円の増
就学援助に係る各費用の見込単価増であります。

特別支援教育 就学奨励 101万8千円 26万2千円の減
対象児童数の減であります。

3項 中学校費 1目 学校運営費
3,828万円 451万2千円の増
4事務事業の計上であります。

中学校運営一般 11万3千円 2万円の増
主に、労務単価の上昇に伴うピアノ調律料の増及び2年ごとに行う計量器検査手数料の増であります。

厚岸中学校 1,747万円 次ページにわたり 348万5千円の増
真龍中学校 1,136万4千円 116万4千円の増
太田中学校 933万3千円 15万7千円の減
以上、3中学校の学校運営経費の計上で、主に、燃料費及び電気料の増減であります。

次ページ

2目 学校管理費 9,036万6千円 6,515万9千円の増
6事務事業の計上であります。

学校管理 1,419万5千円 387万6千円の増
中学校の学校管理経費の計上で、主に、各中学校施設修繕料 388万9千円の増であります。

学校情報通信教育 200万4千円 17万円の減
学校コンピュータ関連経費の計上であります。

次ページ

学校備品・教材等整備 294万6千円 増減なし
消耗品及び図書教材等購入費であります。

厚岸中学校屋内運動場整備事業 1,364万円 新規計上
体育館の照明をLED化する整備工事費の計上であります。
なお、財源については、学校施設環境改善交付金を充当するものであります。

真龍中学校トイレ整備事業 2,085万6千円 新規計上
トイレ環境の改善のため、洋式トイレ改修工事費の計上であります。
なお、財源については、学校施設環境改善交付金を充当するものであります。

中学校空調設備整備事業 3,672万5千円 新規計上
各中学校の空調設備設置に係る整備事業の計上であります。

3目 教育振興費 2,065万3千円 536万9千円の減
5事務事業の計上であります。

中学校教育振興 36万3千円 647万8千円の減
主に、昨年計上した教科書の採択替えに伴う教師用指導書購入費 616万5千円の減であります。

中学校修学旅行費助成 203万6千円 32万7千円の増
修学旅行費の助成金で、対象生徒数の増であります。

学校給食費支援 1,023万9千円 次ページにわたり 25万円の増
学校給食費の無償化にかかる経費の計上で、物価高騰に伴い給食単価を354円から370円へ見直したことによる増であります。

要・準要保護生徒 就学援助等 689万2千円 29万8千円の増
就学援助に係る各費用の見込単価増であります。

特別支援教育 就学奨励 112万3千円 23万4千円の増
対象生徒数の増であります。

5 項 社会教育費 1 目 社会教育総務費
1, 7 2 7 万 7 千円 1, 0 7 9 万 8 千円の増
7 事務事業の計上であります。

青少年問題協議会 1 1 万 7 千円 増減なし
協議会委員報酬と費用弁償の計上であります。

社会教育委員 4 8 万 8 千円 1 万 2 千円の増
主に、北海道社会教育委員連絡協議会負担金の増であります。

青少年育成センター 1 6 万 4 千円 次ページにわたり 5 千円の増
育成センター運営経費の計上であります。

社会教育活動 1 0 2 万 8 千円 1 7 万 9 千円の減
活動経費の計上で、主に、事業補助者謝礼金 9 万 6 千円の減であります。

芸術文化 4 0 4 万円 増減なし
芸術文化活動に係る経費の計上であります。

友好都市子ども交流 1 4 0 万円 9 2 万円の増
友好都市との相互訪問交流事業で、
本年度は、厚岸町から山形県村山市へ訪問予定のため、交流する事業への補助
金の計上であります。

姉妹都市中学生等国際交流 1, 0 0 4 万円 新規計上
本年度は、クラレンス市へ訪問予定のため、交流する事業への補助金の計上で
あります。

次ページ

2 目 生涯学習推進費 3 3 8 万 1 千円 6 万 7 千円の減
2 事務事業の計上であります。

生涯学習活動 1 0 1 万 3 千円 4 千円の増
生涯学習活動経費の計上であります。

生涯学習施設 2 3 6 万 8 千円 7 万 1 千円の減
施設管理経費の計上で、主に、冬タイヤ購入に伴う消耗品費 9 万 4 千円の減
であります。

3目 公民館運営費 310万4千円 25万7千円の増
3事務事業の計上であります。

公民館運営審議会 6万5千円 増減なし
審議会委員報酬と費用弁償の計上であります。

公民館管理 49万6千円 次ページあたり 増減なし
施設管理費の計上であります。

公民館活動 254万3千円 25万7千円の増
主に、事務室借上料 22万7千円の増であります。

4目 文化財保護費 1,465万8千円 580万5千円の増
5事務事業の計上であります。

文化財専門委員会 10万7千円 増減なし
委員会報酬及び費用弁償の計上であります。

文化財保護 90万9千円 次ページにわたり 14万4千円の減
文化財の保存や活用に係る経費の計上で、主に、昨年計上の映像等保存形式変
換手数料 10万9千円の減であります。

アッケシソウ保護育成 210万9千円 199万1千円の増
アッケシソウ保護・育成に係る経費の計上で、試験栽培地に係る土壌分析等委
託料 199万1千円の増であります。

史跡国泰寺跡整備事業 50万9千円 新規計上
史跡にかかる説明板の製作委託料の計上であります。

アイヌ民具保存処理事業 1,102万4千円 新規計上
アイヌ民族の伝統的衣装であるアットゥシ1点と太田紋助氏が仙台藩から賜つ
たとされる陣羽織1点について、経年劣化や虫食いによる損傷が激しく保存処
理が必要で、その処理には、特殊な技術が必要なことから専門業者に委託する
費用等の経費と展示に係るケースの購入費の計上であります。
なお、財源については、アイヌ政策推進交付金を充当するものであります。

次ページ

5目 博物館運営費 1,601万9千円 341万5千円の増
6事務事業の計上であります。

海事記念館・郷土館・太田屯田開拓記念館 運営審議会
5万4千円 増減なし
審議会委員報酬及び費用弁償の計上であります。

海事記念館 887万6千円 次ページにわたり 95万6千円の増
施設管理経費の計上で、主に、
施設電気料 16万8千円の増、燃料費 11万4千円の増、労務単価の上昇
に伴う各委託料 40万2千円の増、プラネタリウム室音響用アンプ購入のほ
か2点の施設備品購入費 6万7千円の増であります。

郷土館 26万8千円 7万2千円の増
太田屯田開拓記念館 33万3千円 9千円の減
それぞれ、施設管理運営費の計上であります。

海事記念館整備事業 407万円 2万2千円の減
2階トイレの洋式化への改修工事費の計上であります。

海事記念館空調設備整備事業 241万8千円 新規計上
プラネタリウム室空調設備設置に係るリース料の計上であります。

6目 情報館運営費 3,660万2千円 123万5千円の減
7事務事業の計上であります。

次ページ
情報館協議会 15万6千円 増減なし
協議会委員報酬及び費用弁償の計上であります。

厚岸情報館 3,106万6千円 次ページにわたり 140万4千円の増
施設の管理運営経費の計上で、
主に、図書管理用消耗品 16万7千円の増、施設燃料費 16万2千円の増、
保存資料の恒久的な保存のための映像等デジタル化委託料 26万8千円の増
のほか施設管理委託料 10万2千円の増、保守点検委託料 21万4千円の
増、資料データ目録借上料などの賃借料 28万8千円の増であります。

厚岸情報館分館 85万6千円 4万4千円の増
分館の管理運営経費の計上で、
主に、分館借上料の3万4千円の増であります。

図書館バス運行 43万7千円 64万9千円の減

主に、昨年計上の冬タイヤの購入に係る車両消耗品 27万7千円の減、車検整備などによる修繕料 27万1千円の減であります。

情報通信技術講習 41万6千円 20万2千円の減

講習参加者が減っているため、講座回数の減による謝礼金の減であります。

ブックスタート 6万2千円 6千円の減

対象者数見込30セットの計上であります。

情報館図書管理システム整備事業 360万9千円

次ページにわたり 増減なし

図書管理システム整備費の計上であります。

6項 保健体育費 1目 保健体育総務費 484万1千円

19万6千円の減

3事務事業の計上であります。

学校保健一般 55万5千円 9万2千円の減

主に、感染症対策に係る医薬材料費 3万1千円の減、児童生徒数の減による日本スポーツ振興センター災害共済掛金 4万3千円の減であります。

児童生徒健康診断 215万6千円 9万4千円の減

児童生徒の健康診断に係る経費の計上で、対象児童生徒数の減による健康診断委託料の減であります。

教職員健康診断 213万円 1万円の減

教職員の健康診断に係る経費の計上で、健康診断委託料の減であります。

2目 社会体育費 3, 693万4千円 525万7千円の増

7事務事業の計上であります。

スポーツ推進審議会 10万7千円 次ページにわたり 1千円の増

審議会委員報酬及び費用弁償の計上であります。

部活動地域移行検討協議会 569万1千円 241万5千円の増

部活動の地域移行の推進を図るため、

主に、一部平日活動の部活動についても地域移行するための指導者等謝礼金 197万6千円の増と車両運行委託料 25万4千円の増であります。

社会体育一般 196万7千円 26万2千円の増

スポーツ全般に対する事務経費の計上で、主に、昨年11月からリースを開始した公用車の車借上料 37万円の増であります。

スポーツ推進委員 33万6千円 次ページにわたり 4万6千円の減
推進委員会の経費の計上であります。

スポーツ施設 2,584万1千円 286万円の増

各スポーツ施設の管理運営経費の計上で、

主に、灯油等の施設燃料費 25万5千円の増、宮園公園遊具広場ベンチ修繕 42万7千円、宮園公園パークゴルフ場ベンチ修繕 21万4千円、B&G海洋センター車両保管倉庫シャッター修繕 27万5千円、B&G海洋センター事務所前敷地修繕 36万3千円などの修繕料 127万9千円の増、労務単価の上昇に伴う施設管理委託料及び保守点検委託料 127万4千円の増であります。

スポーツ振興 294万8千円 次ページにわたり 23万5千円の減
スポーツ関係団体の支援やスポーツ大会に係る経費の計上であります。

学校開放 4万4千円 増減なし

3目 温水プール運営費

温水プール 2,150万9千円 次ページにわたり 251万2千円の増
施設の管理運営経費の計上で、主に、

施設電気料 175万6千円の増、ボイラー燃料用のチップ製造及び運搬に係る委託料 81万4千円の増であります。

4目 学校給食費 7,441万5千円 164万4千円の増

5事務事業の計上であります。

学校給食センター運営委員会 6万5千円 増減なし
運営委員会委員報酬及び費用弁償の計上であります。

学校給食センター 3,413万9千円 次ページにわたり
160万4千円の増

施設の管理運営経費の計上で、

主に施設用消耗品等の消耗品費 24万1千円の増、

施設電気料 89万円の増及び紫外線殺菌庫の購入に係る備品購入費 46万円の増であります。

学校給食 3, 694万9千円 186万9千円の減
給食材料費の計上であります。

学校給食センター調理機器整備事業 276万7千円 新規計上
大量の数種類の野菜を短時間で均一に細断するフードスライサーが、経年劣化
で損耗し更新が必要となったことから備品購入費の計上であります。

学校給食センター冷暖房設備整備事業 49万5千円 新規計上
センター内は塵や埃、害虫などが入らない込まないよう窓を閉め切りにしてお
り、夏季は事務室内が高温多湿となることから職場環境の改善のため、未設置
であった事務室への冷暖房設備の1台の整備事業の計上であります。

次ページ

1 1 款 1 項 公債費 1 目 元金 長期債元金
9 億 9, 7 9 5 万円 2, 8 5 7 万 7 千円の増

2 目 利子

長期債利子及び一時借入金利子 1 億 1, 9 5 1 万 9 千円
3, 5 3 0 万 4 千円の増

それぞれ、長期債償還に伴う元金及び利子の計上であります。

次ページ

1 2 款 1 項 1 目 給与費
2 0 億 7, 3 5 8 万 8 千円 2, 5 2 0 万 7 千円の増
2 事務事業の計上であります。

特別職・一般職員等人件費

1 4 億 9, 1 6 6 万 3 千円 2, 4 0 0 万 3 円の減
特別職、一般職員、再任用職員の人件費の計上であります。

会計年度任用職員人件費 5 億 8, 1 9 2 万 5 千円
4, 9 2 1 万円の増 次ページにわたり
会計年度任用職員の人件費の計上であります。

なお、3 2 2 ページから 3 2 5 ページまで、「給与費明細書」を添付しておりますので、ご参照願ひ、
内容説明は省略させていただきます。

3 2 0 ページをお開き願ひます。

1 3 款 1 項 1 目 予備費 7 0 0 万円 増減なし

3 2 6 ページには、「継続費に関する調書」を添付しておりますので、
ご参照願ひ、内容説明は省略させていただきます。
1 ページへお戻り願ひます。

第 2 条 債務負担行為

地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、
期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

7 ページをお開きください。

第２表 債務負担行為

事項欄記載の１１件について、記載の期間に、各限度額をもって債務を負担するものでございます。

３２７ページから３２９ページまで

「債務負担行為に関する調書」を掲載しておりますので併せてご参照願います。

ふたたび、１ページへお戻り願います。

第３条 地方債

地方自治法第２３０条第１項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表 地方債」による。

９ページをお開きください。

第３表 地方債

起債の目的欄記載の９事業について、記載のとおり、各発行限度額、起債の方法、利率、償還の方法によって地方債を起こすことができる、ものとしております。

なお、３３０ページに「地方債に関する調書」を掲載しておりますので併せてご参照願います。

ふたたび、１ページへお戻り願います。

第４条 一時借入金

地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、３０億円と定める。

以上で、議案第１１号の説明を終わります。

続きまして、１０ページをお開き願います。

（国民健康保険特別会計へ）

議案第 12 号

令和 8 年度 厚岸町国民健康保険特別会計予算

提案理由説明書

(続きまして、予算書の１０ページをお開き願います。)

議案第１２号 令和８年度 厚岸町国民健康保険 特別会計予算であります。

令和８年度 厚岸町の国民健康保険 特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条 第１項 歳入歳出予算
歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、
１２億２，７７６万３千円と定める。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、
「第１表 歳入歳出予算」による。

１１ページ

第１表 歳入歳出予算であります。

歳入では、５款、６項、

次ページ

歳出では、７款、１５項にわたり

それぞれ、１２億２，７７６万３千円で、

令和７年度当初予算と比較し、

１．９パーセント、２，３１７万６千円の減となっております。

事項別により、説明させていただきます。

３３３ページをお開き願います。

歳入であります。

１款 １項 １目 国民健康保険税

３億２，６２６万３千円 １８７万円の減

国民健康保険税率の改正を受け、説明欄記載のとおり、
収納見込みを勘案しての計上であります。

４款 道支出金 １項 道補助金 １目 保険給付費等交付金

８億２，１５４万４千円 １，１９６万６千円の減

保険給付等に対する交付金の計上であります。

次ページ

5 款 財産収入

1 項 財産運用収入 1 目 利子及び配当金

1 千円 増減なし

基金利子の計上であります。

6 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金

7, 895 万 2 千円 627 万 7 千円の減

財源調整に伴う繰入金の計上であります。

8 款 諸収入 1 項 延滞金 加算金及び過料

1 目 延滞金 1 千円 増減なし

3 目 加算金 1 千円 増減なし

5 目 過料 1 千円 増減なし

3 項 雑入

1 目 第三者納付金 50 万円 増減なし

3 目 返納金 50 万円 増減なし

5 目 雑入 廃目であります。

以上で歳入の説明を終わります。

337 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費

709 万 2 千円 234 万 2 千円の減

2 事務事業の計上であります。

国民健康保険一般 576 万 3 千円 127 万 4 千円の増

一般事務経費の計上で、

主に、国民健康保険等管理システム使用料の増で、国が示す標準仕様に基づいたシステムへの移行に伴うクラウドシステム使用料の計上であります。

国民健康保険事務電算処理 132 万 9 千円 7 万円の減

事務電算処理委託料の減であります。

2 項 徴税費 1 目 賦課徴収費 130 万 3 千円 56 万 4 千円の減

保険税の賦課・徴収経費の計上で、主に、保険税納入通知書の印刷製本業務を封入処理も含め、別の業者へ依頼することによる、納付書等印刷製本費の皆減及び賦課計算事務電算処理委託料の増であります。

次ページ

3項 1目 運営協議会費 26万7千円 増減なし
国民健康保険運営協議会開催経費の計上であります。

5項 1目 特別対策事業費 445万7千円 3万3千円の減
2事務事業の計上であります。

会計年度任用職員人件費 379万3千円 5万7千円の減
保険税徴収員1人分の計上で、前年度と同人数の計上であります。
なお、355ページから356ページまで、
「給与費明細書」を添付しておりますのでご参照願います。

特別収納 66万4千円 2万4千円の増
主に、口座振替手数料及びコンビニ収納・スマホアプリ決済手数料の増であります。

341ページ

2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 療養給付費
6億8,188万4千円 2,524万円の減

3目 療養費 769万円 366万1千円の増

5目 審査支払手数料 211万6千円 5万5千円の減
それぞれ、給付費等見込額の計上であります。

2項 1目 高額療養費
1億643万7千円 1,015万円の増
給付見込額の計上であります。

3目 高額介護合算療養費
10万円 増減なし

3項 1目 移送費 次ページにわたり 5千円 増減なし

4項 出産育児諸費 1目 出産育児一時金
600万3千円 増減なし

5項 葬祭諸費 1目 葬祭費 39万円 3万円の減
それぞれ、支給見込みによる計上であります。

345 ページ

3 款 1 項 1 目 国民健康保険事業費納付金

3 億 9, 239 万 8 千円 899 万円の減

納付費見込みによる計上であります。

347 ページ

6 款 保健事業費 1 項 1 目 特定健康診査等事業費

1, 435 万 1 千円 28 万 8 千円の増

特定健康診査に伴う関係経費等の計上で、

主に、特定健康診査受診券について、より一層の受診数増加を図るため、近隣自治体と同様のブック型に刷新することに伴う特定健康診査受診券制作委託料 57 万 7 千円の増であります。

2 項 保健事業費 1 目 保健衛生普及費

126 万 9 千円 2 万 1 千円の減

各予防接種委託料の計上で、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の対象者見込数の減による委託料の減であります。

349 ページ

7 款 1 項 基金積立金 1 目 国民健康保険 財政調整基金積立金

1 千円 増減なし

351 ページ

9 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付金

1 目 保険税還付金 100 万円 増減なし

353 ページ

10 款 1 項 1 目 予備費 100 万円 増減なし

以上で、歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

10 ページへお戻り願います。

第2条 歳出予算の流用

地方自治法 第220条第2項 ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費内の各項に係る予算額に過不足を生じたときにおけるこれらの経費の各項間とする。

以上で、議案第 12 号の説明を終わります。

続きまして、13 ページをお開き願います。

（介護保険会計へ）

議案第 13 号

令和 8 年度 厚岸町介護保険特別会計予算

提案理由説明書

(続きまして、予算書の１３ページをお開き願います。)

議案第１３号 令和８年度 厚岸町介護保険特別会計予算であります。

令和８年度 厚岸町の介護保険 特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

第１条 第１項 歳入歳出予算
歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、
１１億６１９万７千円と定める。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、
「第１表 歳入歳出予算」による。

１４ページ

第１表 歳入歳出予算であります。

歳入では、９款、１５項、

次ページ

歳出では、８款、１９項にわたり
それぞれ、１１億６１９万７千円で、

令和７年度当初予算に比較し、
１．３％、１，４４７万９千円の増となっております。

事項別により、説明させていただきます。
３５９ページをお開き願います。

歳入であります。

１款 保険料 １項 介護保険料 １目 第１号被保険者 介護保険料
２億７９５万５千円 ３１２万８千円の増
収納見込みを勘案しての計上であります。

２款 サービス収入 ２項 予防給付費収入 １目 居宅支援サービス費収入
２９２万７千円 １２８万９千円の減
居宅支援サービス計画費収入の計上であります。

3項 介護予防・日常生活 支援総合事業費 収入

1目 介護予防ケアマネジメント事業費 収入

165万5千円 22万1千円の減

介護予防ケアマネジメントに対する事業費収入の計上であります。

3款 分担金及び負担金 1項 負担金 1目 地域支援事業負担金

81万円 3万円の減

配食サービス事業負担金の計上であります。

4款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 介護給付費負担金

1億8,287万4千円 185万1千円の増

介護給付に対する国負担分の計上であります。

2項 国庫補助金 1目 財政調整交付金

6,810万8千円 168万円の減

介護給付に対する交付金の計上であります。

2目 保険者機能強化推進交付金 188万6千円 20万9千円の減

市町村が行う高齢者の自立支援や介護予防の取組みに対する交付金の計上であります。

7目 地域支援事業交付金 2,526万円 186万8千円の増

介護予防・日常生活支援総合事業交付金 565万3千円 8万7千円の増、

その他地域支援事業交付金 737万4千円 9万8千円の減、

社会保障充実事業交付金 1,223万3千円 187万9千円の増

それぞれ、地域支援事業費に対する国負担分の計上であります。

8目 保険者努力支援交付金 337万8千円 37万5千円の減

市町村が行う高齢者の自立支援や介護予防の取組みに対する交付金の計上であります。

5款 1項 支払基金交付金 1目 介護給付費交付金

2億7,328万6千円 364万2千円の増

介護給付に対する交付金の計上であります。

2目 地域支援事業支援交付金 610万5千円 9万4千円の増

介護予防・日常生活支援事業に対する交付金の計上であります。

次ページ

6 款 道支出金 1 項 道負担金 1 目 介護給付費負担金
1 億 4, 6 0 8 万 1 千円 2 5 3 万 3 千円の増
介護給付に対する道負担分の計上であります。

2 項 道補助金 3 目 地域支援事業交付金
1, 2 6 2 万 9 千円 9 3 万 3 千円の増
介護予防・日常生活支援 総合事業交付金 2 8 2 万 6 千円 4 万 3 千円の増、
その他地域支援事業交付金 3 6 8 万 7 千円 4 万 9 千円の減、
社会保障充実事業交付金 6 1 1 万 6 千円 9 3 万 9 千円の増
それぞれ地域支援事業費に対する交付金の計上であります。

3 項 委託金 1 目 総務費委託金
1 万 7 千円 増減なし

7 款 財産収入 1 項 財産運用収入 1 目 利子及び配当金
1 千円 増減なし

8 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金
1 億 6, 3 8 0 万 3 千円 4 1 万 9 千円の増
財源調整に伴う繰入金の計上であります。

2 項 基金繰入金 1 目 介護給付費準備基金繰入金
8 6 2 万 7 千円 3 8 3 万 3 千円の増
財源調整に伴う基金からの繰入金であります。

1 0 款 諸収入 1 項 延滞金及び過料
1 目 第 1 号 被保険者延滞金 1 千円 増減なし
2 目 過料 1 千円 増減なし

2 項 雑入
1 目 第 1 号 被保険者 第三者納付金 1 千円 増減なし
2 目 第 1 号 被保険者 返納金 1 千円 増減なし

3 目 雑入 7 9 万 1 千円 1 万 8 千円の減
認定審査会 共同設置負担金の計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。
3 6 3 ページを、お開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費

1 目 一般管理費 86万5千円 13万2千円の減

介護保険一般は事務経費に係る計上で、主に、システムの標準化対応に伴い、介護保険負担限度額認定証や介護保険負担割合証が共通用紙となったことによる印刷製本費 14万2千円の減であります。

2 項 徴収費 1 目 賦課徴収費 114万4千円 13万2千円の減

介護保険料の賦課・収納経費の計上で、主に、納付書用紙代の単価減に伴う賦課計算事務電算処理委託料 14万3千円の減であります。

3 項 1 目 介護認定審査会費

243万3千円 3万7千円の減 次ページにわたり、

厚岸・浜中 介護認定審査会の開催経費の計上で、主に、委員報酬 4万円の減であります。

2 目 認定調査等費 253万9千円 22万8千円の減

介護認定調査に係る経費の計上で、主に、要介護認定に伴う、主治医意見書作成手数料 19万2千円の減であります。

5 項 1 目 計画策定委員会費 69万3千円 112万円の減

次期介護保険事業計画策定に伴う計画策定支援委託料の計上であります。

6 項 1 目 地域密着型サービス運営委員会費

2万9千円 3千円の増

運営委員会の開催経費であります。

367 ページ

2 款 保険給付費 1 項 介護サービス等諸費

1 目 居宅介護サービス給付費

5億4,961万5千円 283万3千円の減

2 目 施設介護サービス給付費

3億2,309万3千円 1,541万8千円の増

3 目 居宅介護福祉用具購入費

242万1千円 22万6千円の減

4目 居宅介護住宅改修費
405万6千円 67万2千円の増

5目 居宅介護サービス計画費
6,286万5千円 79万4千円の増

次ページ

6目 審査支払手数料
96万円 4千円の増

2項 1目 高額介護サービス費
2,428万8千円 25万7千円の減

3項 1目 高額医療合算介護サービス費
334万5千円 65万4千円の減

4項 特定入所者介護サービス等費 1目 特定入所者介護サービス費
4,153万7千円 57万5千円の増
それぞれ、説明欄記載のとおり、各給付費等見込みによる計上であります。

371ページ

4款 地域支援事業費
2項 包括的支援事業・任意事業費
1目 包括的支援事業等事業費
1,400万4千円 391万8千円の減
2事務事業の計上であります。

職員人件費 1,338万7千円 387万9千円の減
地域包括支援センター職員人件費2人分の計上であります。
なお、391ページから393ページまで、「給与費明細書」を添付しておりますので、ご参照願います。

包括的支援施策 61万7千円 3万9千円の減
地域包括支援センターの事務経費の計上で、
主に、職員研修に係る旅費 3万6千円の減のほか、会議等負担金 3千円の減であります。

2目 任意事業費 470万1千円 次ページにわたり、5万3千円の増
主に、職員研修や会議等参加に係る旅費 9万3千円の増であります。

3目 在宅医療・介護連携推進事業費 130万9千円 93万4千円の増
在宅医療と介護を連携させるための経費の計上で、
主に、厚岸町在宅医療・介護あんしんガイド印刷に係る印刷製本費 16万5千円、地域包括支援システムの更新に係る委託料 76万9千円の新規計上であります。

4目 生活支援体制 整備事業費 726万円 25万3千円の増
生活支援体制整備に伴う経費の計上で、
主に、労務単価の上昇に伴う生活支援体制整備事業委託料の増であります。

5目 認知症 総合支援事業費 2,300万5千円 367万1千円の増
次ページにわたり、2事務事業の計上であります。

職員人件費 2,067万4千円 262万8千円の増
地域包括支援センター職員人件費2人分の計上であります。

認知症 総合支援事業 233万1千円 104万3千円の増
認知症の人やその家族への支援に伴う経費の計上で、
主に、認知症ケアパス印刷に係る印刷製本費 22万円、地域包括支援システム更新に係る委託料 76万9千円の新規計上であります。

6目 地域ケア会議推進事業費 20万1千円 2万2千円の増
次ページにわたり、
地域ケア会議の開催経費であります。

3項 介護予防・生活支援サービス事業費

1目 総合事業サービス費 2,003万4千円 47万9千円の減
説明欄記載の総合事業サービスに係る経費の計上であります。

4項 1目 一般介護予防事業費 250万1千円 2万円の減
介護予防事業に伴う経費の計上であります。

5項 高額介護サービス等費

1目 高額介護予防サービス費事業費 3万円 次ページにわたり
6千円の増

2目 高額医療合算介護予防サービス費事業費 3万円 1万円の増

6項 その他諸費

1目 審査支払手数料 7万2千円 8千円の減

各目それぞれ、給付費等見込額の計上であります。

381 ページ

5 款 1 項 1 目 介護給付費準備基金費 1 千円 増減なし

383 ページ

7 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付金

1 目 第 1 号被保険者 介護保険料還付金 20 万円 増減なし

2 目 償還金 1 千円 増減なし

385 ページ

8 款 サービス事業費 1 項 居宅サービス事業費

1 目 包括的支援事業費 1, 123 万円 277 万9千円の増
2 事務事業の計上であります。

職員人件費 945 万2千円 345 万7千円の増

職員人件費 1 人分の計上であります。

介護予防支援 177 万8千円 67 万8千円の減

要支援認定者の介護予防支援業務経費の計上で、

介護予防支援業務委託料 67 万8千円の減であります。

387 ページ

9 款 1 項 保健福祉事業費

1 目 保健福祉事業 143 万5千円 67 万1千円の減

保健福祉事業で実施する介護予防事業及び家族介護用品支給事業の計上で、

貯筋検診事業の参加見込による介護予防事業委託料 25 万1千円の減及び家族介護用品給付費 42 万円の減であります。

389 ページ

10 款 1 項 1 目 予備費 30 万円 増減なし

13 ページへお戻り願います。

第2条 歳出予算の流用

地方自治法 第220条第2項 ただし書きの規定により、
歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、
保険給付費内の各項に係る予算額に過不足を生じたときにおける
これらの経費の各項間とする。

以上で、議案第 13 号の説明を終わります。

続きまして、17 ページをお開き願います。

（後期高齢者医療会計へ）

議案第 14 号

令和 8 年度 厚岸町後期高齢者医療特別会計予算

提案理由説明書

(続きまして、予算書の１７ページをお開き願います。)

議案第１４号 令和８年度 厚岸町後期高齢者医療 特別会計予算であります。

令和８年度 厚岸町の後期高齢者医療 特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

第１条 第１項 歳入歳出予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、２億 ３２９万９千円と定める。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、
「第１表 歳入歳出予算」による。

１８ページ

第１表 歳入歳出予算であります。

歳入では、３款、４項、

次ページ

歳出では、４款、５項にわたり

それぞれ、２億 ３２９万９千円で、

令和７年度当初予算に比較し、

１６．６％、２，９０１万７千円の増であります。

事項別により、説明させていただきます。

３９６ページを、お開き願います。

歳入であります。

１款 １項 後期高齢者医療保険料 １目 特別徴収保険料

６，８７３万円 ８４０万２千円の増

２目 普通徴収保険料 ７，９４７万５千円 １，７６３万７千円の増

それぞれ、収納見込みを勘案しての計上であります。

３款 繰入金 １項 １目 一般会計繰入金

５，４７９万２千円 ２９７万８千円の増

繰入基準による繰入金の計上であります。

5 款 諸収入 1 項 延滞金及び過料
1 目 延滞金 1 千円 増減なし
2 目 過料 1 千円 増減なし

4 項 償還金及び還付加算金
1 目 保険料還付金 29 万円 増減なし
保険料還付金の計上であります。

2 目 還付加算金 1 万円 増減なし

以上で歳入の説明を終わります。
398 ページを、お開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費
42 万 7 千円 247 万 6 千円の減
後期高齢者医療一般は、事務経費に係る計上で、
主に、後期高齢者医療管理システム使用料について、標準化に伴い令和8年度より危機対策室防災情報係にて予算を一括計上することによる 252 万 2 千円の減であります。

2 項 1 目 徴収費 151 万 2 千円 60 万 2 千円の増
賦課収納に係る経費の計上で、主に、保険税納入通知書の印刷製本業務を封入処理も含め、別の業者へ依頼することによる、納付書等印刷製本費 42 万円の減及び賦課計算事務電算処理委託料 100 万 1 千円の増であります。

400 ページ

2 款 1 項 1 目 後期高齢者医療 広域連合納付金
2 億 96 万円 3,089 万 1 千円の増
北海道 後期高齢者医療 広域連合納付金の計上で、保険料納付に伴う増であります。

402 ページ

3 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金
1 目 保険料還付金 30 万円 増減なし
保険料還付金の計上であります。

404ページ

4款 1項 1目 予備費 10万円 増減なし

以上で、議案第14号の説明を終わります。

続きまして、20ページをお開き願います。

(介護老人保健施設事業会計へ)

議案第 15 号

令和 8 年度 厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算

提案理由説明書

(続きまして、予算書の２０ページをお開き願います。)

議案第１５号 令和８年度 厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計予算であります。

令和８年度 厚岸町の介護老人保健施設事業 特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条 第１項 歳入歳出予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、８，４０４万８千円と定める。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

２１ページ

第１表 歳入歳出予算であります。

歳入では、３款、４項、

次ページ

歳出では、４款、４項にわたり

それぞれ、８，４０４万８千円の計上で、

令和７年度当初予算に比較し、

５．７％、４５３万３千円の増であります。

事項別により、説明させていただきます。

４０８ページをお開き願います。

歳入であります。

１款 サービス収入 １項 介護給付費収入 １目 施設介護サービス費収入
６，８２６万２千円 ２５３万円の増

２項 １目 自己負担金収入

１，５７６万８千円 ２００万３千円の増

それぞれ、一日平均１８人の入所者を見込んでの計上であります。

５款 財産収入 １項 財産運用収入 １目 利子及び配当金

１千円 増減なし

基金利子の計上であります。

8 款 諸収入 1 項 1 目 雑入 1 万 7 千円 増減なし
5 件分の介護保険主治医意見書作成料と 1 件分の介護保険認定調査委託料の計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。
4 1 0 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 サービス事業費 1 項 施設サービス事業費
1 目 施設介護サービス事業費
8, 3 9 3 万 9 千円 4 5 3 万 3 千円の増
3 事務事業の計上であります。

職員人件費 2, 6 2 4 万 6 千円 1 3 8 万円の増
一般職員の看護師 1 人、介護員 2 人、計 3 人分の職員人件費の計上であります。
なお、4 2 0 ページから 4 2 2 ページまで
「給与費明細書」を添付しておりますので、ご参照願います。

会計年度任用職員人件費 3, 5 3 9 万 2 千円 2 3 7 万 5 千円の増
次ページにわたり、
会計年度任用職員人件費 7 人分の職員人件費の計上であります。

介護老人保健施設サービス
2, 2 3 0 万 1 千円 7 7 万 8 千円の増
施設運営のための関係経費の計上で、
主に、食材の単価上昇に伴う給食業務委託料 3 2 万 1 千円の増及び病院事業
運営管理共通経費負担金 4 4 万 2 千円の増であります。

4 1 4 ページ
3 款 1 項 基金積立金 1 目 介護老人保健施設基金積立金
1 千円 増減なし
基金への積立金の計上であります。

4 1 6 ページ
4 款 1 項 公債費 2 目 利子 8 千円 増減なし
長期債償還利子の計上であります。

なお、4 2 3 ページに「地方債に関する調書」を
掲載しておりますのご参照願います。

418 ページ

5 款 1 項 1 目 予備費 10 万円 増減なし

以上をもちまして、

議案第 11 号 令和 8 年度 厚岸町 一般会計予算から

議案第 15 号 令和 8 年度 厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計予算の
提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第 16 号 令和 8 年度厚岸町水道事業会計予算

提案理由説明書

議案第 16 号 令和 8 年度厚岸町水道事業会計予算の内容について

1 ページ

はじめに、総体の収益及び費用並びに資本的収入及び支出を水道事業と簡易水道事業の割合を提案理由説明書にのみお示しいたします。

第 1 条 総則、令和 8 年度厚岸町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第 2 条 業務の予定量であります。

給水戸数は、5, 648 戸で、前年度に比べ 2 戸減。

内訳が、水道事業 5, 158 戸 4 戸減、簡易水道事業 490 戸 2 戸増

年間総配水量は、160 万 5, 783 立方メートルで、
前年度に比べ 1 万 6, 701 立方メートルの増。

内訳が、水道事業 113 万 9, 471 立方メートル
簡易水道事業 46 万 6, 312 立方メートル

一日平均給水量は、4, 399 立方メートルで、
前年度に比べ 45 立方メートルの増を予定しております。

内訳が、水道事業 3, 122 立方メートル
簡易水道事業 1, 277 立方メートル

主な建設改良事業について

配水管布設替等事業が 9 件で、2 億 7, 120 万 5 千円。

前年度に比べ 8, 344 万 5 千円の増(水道事業 8 件、簡易水道事業 1 件)

尾幌ポンプ場更新事業が 3 件で、1 億 1, 600 万円の皆増。(水道事業)

設備整備事業が 6 件で、9, 700 万 8 千円の皆増。

(水道事業 3 件、簡易水道事業 3 件)

メーター設備事業が、新設・取替・撤去を合わせて 635 台で、
5, 008 万 1 千円。(水道事業 546 台、簡易水道事業 89 台)
前年度に比べ 855 万 9 千円の減であります。

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額であります。

収入

1 款 水道事業収益を 4 億 7, 376 万円

収益総体割合：水道事業 78%、簡易水道事業 22%

- 1 項 営業収益を 3 億 5 1 2 万 2 千円
- 2 項 営業外収益を 1 億 6 , 8 6 3 万 8 千円

支出

- 1 款 水道事業費用を 4 億 3 , 4 0 4 万 2 千円
- 費用総体割合：水道事業 7 2 %、簡易水道事業 2 8 %
- 1 項 営業費用を 4 億 9 5 9 万 7 千円
 - 2 項 営業外費用を 2 , 3 8 4 万 4 千円
 - 3 項 特別損失を 3 5 万 1 千円
 - 4 項 予備費を 2 5 万円と定めるものであります。

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額であります。

収入

- 1 款 資本的収入を 4 億 6 , 5 4 7 万円
- 資本的収入総体割合：水道事業 9 3 %、簡易水道事業 7 %
- 1 項 企業債を 1 億 6 , 5 7 0 万円
 - 2 項 補助金を 1 , 4 9 0 万 1 千円
 - 5 項 他会計負担金を 8 4 1 万 3 千円
 - 7 項 補償金を 2 億 7 , 6 4 5 万 6 千円

支出

- 1 款 資本的支出を 6 億 3 , 4 3 2 万 8 千円
- 資本的支出総体割合：水道事業 9 3 %、簡易水道事業 7 %
- 1 項 建設改良費を 5 億 3 , 4 6 3 万 1 千円
 - 2 項 企業債償還金を 9 , 9 6 9 万 7 千円と定めるものであります。

第 4 条の括弧書きです。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1 億 6 , 8 8 5 万 8 千円は、
不足額割合：水道事業 9 1 %、簡易水道事業 9 %
当年度分損益勘定留保資金 1 億 2 , 3 4 5 万 7 千円、
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 , 8 4 5 万円
減債積立金 1 , 0 9 4 万 5 千円
建設改良積立金 1 , 6 0 0 万 6 千円で、補てんするものであります。

1 2 ページからの予算説明書

収益的収入及び支出の内容並びに資本的収入及び支出の内容について

収益的収入

1 款 水道事業収益全体では、5, 475 万円の増。

1 項 営業収益は、3, 727 万 1 千円の減。

1 目 給水収益は、3 億 466 万 6 千円で、前年度の使用実績動向を勘案したことに加え、物価高騰対応とする水道基本料金 7 ヶ月分の減免対応に伴って例年よりも減額が大きく、3, 727 万 1 千円減の水道料金を計上しております。

給水収益内訳：水道事業 2 億 3, 900 万 2 千円 (78%)

(参考) 基本料金減免対応 3, 517 万 5 千円減

簡易水道事業 6, 566 万 4 千円 (22%)

(参考) 基本料金減免対応 349 万 3 千円減

2 目 受託工事収益は、45 万 6 千円で、前年実績並 57 件と見込み、前年同額の計上であります。割合：水道事業 88%、簡易水道事業 12%

2 項 営業外収益は、9, 318 万 8 千円の増で、

5 目 他会計補助金が、1 億 1, 385 万円で、5, 754 万 9 千円の増。主に水道基本料金減免分の繰入額の増であります。(主に水道事業) 総体割合：水道事業 79%、簡易水道事業 21%

6 目 長期前受金戻入は、4, 446 万 9 千円で、収益化額 2, 928 万 5 千円の増であります。

総体割合：水道事業 26%、簡易水道事業 74%

8 目 消費税及び地方消費税還付金は、1, 031 万円で、消費税算定に伴う 635 万 4 千円の増。総体割合：水道事業 96%、簡易水道事業 4%

90 目 雑収益は、9 千円で、前年と同額であります。(水道事業のみ)

3 項 特別利益は、皆減。

12 ページから 13 ページ

収益的支出

1 款 水道事業費用全体では、6, 166 万 3 千円の増。

1 項 営業費用では、5, 772 万 7 千円の増。

1 目 原水及び浄水費は、1, 206 万 1 千円の増。

総体内訳：水道事業 71%、簡易水道事業 29%

主に、

18 節 委託料が、1, 102 万 8 千円増の 7, 492 万 5 千円。

総体内訳：水道事業 5, 215万3千円（70%）、
簡易水道事業 2, 277万2千円（30%）

施設管理委託料及び水質検査委託料の増。人件費単価及び水道水質検査項目の見直しに伴い検査項目PFAS（ピーファス）を含めたことによる増のほか、その他各節説明欄記載のとおりであります。

2目 配水及び給水費は、15万8千円の減。

総体内訳：水道事業89%、簡易水道事業11%

主に、18節 委託料が、79万1千円の減。

水道管の漏水状況を見込み、漏水調査委託料減のほか、各節説明欄記載のとおりであります。

13ページから15ページ

4目 総係費は、550万9千円の減。

総体内訳：水道事業68%、簡易水道事業32%

主に、18節 委託料が、647万3千円の減。

主に、令和7年度委託料が水道ビジョン策定見直しや水道料金のあり方を検討する支援委託を見込む長期更新計画等策定委託料の減のほか、各節説明欄記載のとおりであります。

5目 減価償却費は、3,947万8千円の増。

総体内訳：水道事業68%、簡易水道事業32%

令和7年度までに取得した資産に対する減価償却費のうち、主に、構築物に係る償却費の増によるものであります。

6目 資産減耗費は、1,185万5千円の増。

総体内訳：水道事業89%、簡易水道事業11%

配水管更新と設備に伴う資産減耗が11件と平成30年度に取得したメーター除却費の計上であります。

2項 営業外費用では、547万円の増。

総体内訳：水道事業90%、簡易水道事業10%

1目 支払利息及び企業債取扱諸費が、660万9千円の増。

これまでに借り入れた企業債の支払利息の増。

2目 消費税及び地方消費税が、皆減。

令和8年度消費税の還付見込みに伴う皆減。

3 項 特別損失では、153万4千円の減。

総体内訳：水道事業85%、簡易水道事業15%

4 目 過年度損益修正損は、44万9千円の減

過年度設計審査手数料及び工事検査手数料の消費税課税誤りによる払戻金について、令和7年度中に返還が終わらなかった約400件（水道事業+簡易水道事業）と平成8年度までの約1,750件を含め継続対応に必要な80万円の令和8年度予算への計上であります。（還付済み1,952件 約83%）

90 目 その他特別損失は、皆減。

4 項

1 目 予備費では、25万円で、前年同額の計上。

総体内訳：水道事業80%、簡易水道事業20%

この結果、収益的収入及び支出の当初予算で、これによる消費税込みでの経常収支見込みでは、3,971万8千円の黒字計上であります。

総体内訳：水道事業：3,852万8千円（97%）

簡易水道事業：119万円（3%）

16 ページ

資本的収入

1 款 資本的収入全体では、2億7,473万6千円の増。

1 項

1 目 企業債が、5,700万円の増。

総体内訳：水道事業90%（8件）、簡易水道事業10%（4件）

起債対象事業費の増であります。

2 項 補助金

1 目 国庫補助金が、1,725万2千円の減。

総体内訳：水道事業100%

湖北地区配水管整備工事（宮園地区）に対する国庫補助金の計上であります。

2 目 道補助金が、700万円の皆増。

総体内訳：簡易水道事業100%

上尾幌地区ほかテレメーター設備並びに糸魚沢薬液注入室流量計更新工事2件に対する道補助金（地域づくり総合交付金）の計上であります。

5 項

1 目 他会計負担金が、5 3 万 2 千円の増。

総体内訳：水道事業 6 %、簡易水道事業 9 4 %

起債元金償還額の増に伴うものであります。

7 項

1 目 補償金が、2 億 2, 7 4 5 万 6 千円の増。

総体内訳：水道事業 1 0 0 %

3 件で、国道尾幌糸魚沢道路建設工事（門静地区）に伴い水道移転が 1 件、同じく国道尾幌糸魚沢道路建設工事（尾幌地区）に伴い水道管移転実施設計が 1 件、町道床潭末広間道路改良工事に伴い水道移転が 1 件と必要な工事並びに委託に関連する補償金の計上であります。

資本的支出

1 款 資本的支出全体で、2 億 9, 3 0 8 万 3 千円の増で、

1 項 建設改良費は、2 億 8, 7 9 1 万 9 千円の増。

1 目 建設改良費が、3 億 4, 9 3 5 万 3 千円の増。

総体内訳：水道事業 9 5 %（1 1 件）、簡易水道事業 5 %（4 件）

配水管布設替等事業 7 件 2 億 5, 5 2 0 万 5 千円、

尾幌ポンプ場更新事業 2 件 1 億 9 0 0 万円 令和 8 年度支出分、参考令和 9 年度支出分 1 億 1, 0 0 0 万円（継続費）、

設備整備事業 6 件 9, 7 0 0 万 8 千円の合計 1 5 件を予定しています。

2 目 総係費が、5, 2 8 7 万 5 千円の減。

総体内訳：水道事業 1 0 0 %

主に 1 8 節 委託料が、5, 2 9 0 万円の減。

3 件の委託料は、尾幌糸魚沢道路の新設に伴い現在利用する尾幌地区送配水管移転の必要が生じ、令和 1 0 年度に現在の施設を撤去するために必要な設計費 6 0 0 万円の計上が 1 件、なお移転に伴う新施設は令和 8 年度継続費にて対応。

次に、令和 8 年度継続費で対応する移転に伴う新施設尾幌・苫多ポンプ場（国道 4 4 号苫多道路交差点付近）の建設に伴う施工監理委託業務に 7 0 0 万円（令和 8 年度分）の計上が 1 件。参考令和 9 年度支出分 7 0 0 万円（継続費）。

次に尾幌糸魚沢道路の新設に伴い現在利用する尾幌地区 6 号線の水道管（旧池谷内現梶野牧場付近）に移転の必要が生じ実施設計委託業務 1 件の計上で委託料全体は対前年委託料の減額でその他各節説明欄記載のとおりであります。

3 目 メーター設備費が、8 5 5 万 9 千円の減。

総体内訳：水道事業 8 4 %、簡易水道事業 1 6 %

新設メーター及び検満メーター取り替え 153 台の減を予定するものであります。

2 項

1 目 企業債償還金は、516 万 4 千円の増。

総体内訳：水道事業 85 %、簡易水道事業 15 %

これまでに借り入れたものの償還の増によるものであります。

2 ページ上段へ戻り

第 5 条 継続費の総額及び年割額であります。

1 款 資本的支出

1 項 建設改良費

事業名 尾幌・苫多地区ポンプ場建設工事（土木・建築）

総額 9,300 万円

令和 8 年度割額 6,900 万円

令和 9 年度割額 2,400 万円

1 款 資本的支出

1 項 建設改良費

事業名 尾幌・苫多地区ポンプ場建設工事（機械・電気）

総額 1 億 2,600 万円

令和 8 年度割額 4,000 万円

令和 9 年度割額 8,600 万円

1 款 資本的支出

1 項 建設改良費

事業名 尾幌・苫多地区ポンプ場建設工事施工監理委託業務

総額 1,400 万円

令和 8 年度割額 700 万円

令和 9 年度割額 700 万円

第 6 条 企業債であります。

起債の目的は、水道事業配水管等整備事業費で、限度額は、1 億 4,910 万円、簡易水道事業配水管等整備事業費で、限度額は、1,660 万円、起債の方法は普通貸借又は証書借入で、利率は 5 % 以内、償還の方法は記載のとおりであります。

第 7 条 一時借入金であります。

一時借入金の限度額を２億７，４００万円と定めるものであります。

３ ページ

第８条 予定支出の各項の経費の金額の流用であります。
予定支出の各項の経費の金額を流用することができるよう定めるものであります。

第９条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。

職員給与費を３，８２６万８千円とするものであります。

第１０条 他会計からの補助金であります。
内容は記載のとおりで、総額１億１，３８５万円と定めるものであります。

第１１条 たな卸資産の購入限度額は、２，６９２万５千円と定めるものであります。

４ ページと５ ページは、予算実施計画。

６ ページは、予定キャッシュ・フロー計算書。

７ ページから１０ ページは、給与費明細書。

１１ ページは、継続費に関する調書。

１７ ページと１８ ページは、令和８年度の予定貸借対照表。

１９ ページと２０ ページは、令和８年度予算の財務諸表の作成に当たり採用した会計処理の基準などを記載した注記であります。

２１ ページは、令和７年度の予定損益計算書。

２２ ページと２３ ページは、令和７年度の予定貸借対照表。

２４ ページと２５ ページは、令和７年度の財務諸表の作成に当たり採用した会計処理の基準などを記載した注記であります。

いずれも、内容は記載のとおりですので説明は省略させていただきます。

以上が令和８年度厚岸町水道事業会計予算の内容でございます。
大変簡単な説明でございますが、ご審議いただき、ご承認下さいますよう、
よろしくお願い申し上げます。

議案第 17 号 令和 8 年度厚岸町下水道事業会計予算

提案理由説明書

議案第17号、令和8年度厚岸町下水道事業会計予算の内容について

1 ページ

第1条 総則、令和8年度厚岸町下水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量であります。

処理戸数は、2,720戸で、前年度に比べ39戸減。

年間総汚水処理水量は、58万6,134立方メートルで、前年度に比べ2万3,467立方メートルの増。

一日平均汚水処理水量は、1,606立方メートルで、前年度に比べ64立方メートルの増を予定しております。

主な建設改良事業について

管きょ整備事業が1件で、300万円。

前年度に比べ7,940万円の減。

ポンプ場整備事業が1件で、8,500万円。

前年度に比べ5,300万円の減。

処理場整備事業が5件で、1億7,720万3千円。

前年度に比べ7,001万1千円の増。

調査・施工監理業務が4件で、3,700万円。

前年度に比べ2,380万円の増であります。

第3条 収益的収入及び支出の予定額であります。

収入

1款 下水道事業収益を5億6,686万3千円

1項 営業収益を9,353万6千円

2項 営業外収益を4億7,332万7千円

支出

1款 下水道事業費用を5億5,361万2千円

1項 営業費用を5億2,541万円

2項 営業外費用を2,720万2千円

4項 予備費を100万円と定めるものであります。

第4条 資本的収入及び支出の予定額であります。

収入

- 1 款 資本的収入を 3 億 4, 7 4 7 万円
- 1 項 企業債を 1 億 4, 1 8 0 万円
- 2 項 補助金を 1 億 5, 7 3 6 万 1 千円

2 ページ

- 4 項 他会計補助金を 4, 6 0 0 万円
- 7 項 負担金等を 2 3 0 万 9 千円

支出

- 1 款 資本的支出を 5 億 1, 6 1 5 万 4 千円
- 1 項 建設改良費を 3 億 1, 8 7 7 万 8 千円
- 2 項 企業債償還金を 1 億 9, 7 3 7 万 6 千円と定めるものであります。

1 ページ下段へ戻り

第 4 条の括弧書きです。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1 億 6, 8 6 8 万 4 千円は、

過年度分損益勘定留保資金 2 0 0 万円、

当年度分損益勘定留保資金 1 億 5, 4 3 1 万 2 千円、

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1, 2 3 7 万 2 千円
で補填するものであります。

1 3 ページ

収益的収入及び支出の内容並びに資本的収入及び支出の内容について

収益的収入

1 款 下水道事業収益全体では、3 6 8 万 9 千円の増。

1 項 営業収益は、4 4 万 9 千円の増。

1 目 下水道使用料は、9, 3 5 3 万 5 千円で、前年度の使用実績動向を
勘案して、4 4 万 9 千円増の下水道使用料の計上であります。

9 0 目 その他営業収益

3 節 雑収益は、手数料が 1 千円で前年と同額の計上であります。

2 項 営業外収益は、3 2 4 万円の増で、

5 目 他会計補助金が、2 億 6, 3 9 2 万 3 千円で、4 5 8 万 6 千円の減。

繰入基準の見直しに加え、繰入基準内外の必要経費の減であります。

6目 長期前受金戻入は、1億9,220万4千円で、915万4千円の増。主に、資産の減価償却費に含まれる補助金等相当額の戻入収益化額の増。

8目 消費税及び地方消費税還付金は、1,719万9千円で、消費税算定に伴う還付金132万8千円の減。

90目 雑収益

90節 その他雑収益は、延滞金が1千円で前年と同額の計上であります。

収益的支出

1款 下水道事業費用全体では、478万7千円の増。

1項 営業費用は、907万円の増。

1目 管きよ費は、88万2千円の増。

主に、22節 修繕費が、72万6千円の増。

管路点検の結果修理が前年より1件増によるもので、その他各節記載のとおりであります。

2目 ポンプ場費は、329万2千円の増。

主に、22節 修繕費が、336万2千円の増。

修理件数1件の増であり、湖南中継ポンプ場ポンプ分解修理等、その他各節記載のとおりであります。

14ページ

3目 処理場費は、1,127万円の増。

主に、18節 委託料が、920万7千円の増。

施設管理委託料が、人件費単価の増を見込んだ計上。

22節 修繕費が、141万5千円の増。

終末処理場返送汚泥ポンプ分解修理など前年より1件増となる重要部分の修理費増によるもので、その他各節記載のとおりであります。

5目 普及指導費は、9万5千円の減。

主に、水洗化等改造工事補助金対象額の減であります。

14ページから15ページ

7目 総係費は、508万4千円の減。

主に、1節 給料が、115万3千円の増。

2節 手当が、93万6千円の増。職員構成及び定期昇給見込みに伴う増。

18節 委託料が、779万6千円の減。

令和7年度下水道事業経営戦略策定委託料710万円の減のほか、各節説明欄記載のとおりであります。

16 ページ

8目 減価償却費は、176万円の増。

主に、機械及び装置などに係る償却費の増によるものであります。

9目 資産減耗費は、295万5千円の減。

令和8年度更新工事による10資産の減耗による除却費の計上であります。(令和7年度14資産)

2項 営業外費用は、428万3千円の減。

1目 支払利息及び企業債取扱諸費が、428万3千円の減。

これまでに借り入れた企業債の支払利息の減。

4 項

1目 予備費は、100万円で、前年度と同額であります。

この結果、収益的収入及び支出の当初予算で、これによる消費税込みでの経常収支見込みでは、1,325万1千円の黒字計上であります。

17 ページ

資本的収入

1款 資本的収入全体では、7,302万2千円の減。

1 項

1目 企業債が、3,480万円の減。

起債対象事業費の減であります。

2 項 補助金

1目 国庫補助金が、1,697万4千円の減。

管路新設工事、ポンプ場更新工事及び実施設計・施工監理業務等に対する社会資本整備総合交付金の減であります。

4 項

1 目 他会計補助金が、2, 190 万 9 千円の減。

繰入基準に加え、繰入基準外は必要経費の減であります。

7 項 負担金等

2 目 受益者負担金が、66 万 1 千円の増。

受益者負担金対象面積の増であります。

資本的支出

1 款 資本的支出全体では、6, 934 万 6 千円の減。

1 項 建設改良費は、3, 710 万 1 千円の減。

1 目 管きょ建設改良費が、5, 100 万円の減。

管路施設工事 1 件(新築住宅からの接続に必要な公共ます設置工事 6 箇所)を予定しております。

2 目 ポンプ場建設改良費が、5, 300 万円の減。

ポンプ場更新工事 1 件を予定しております。

3 目 処理場建設改良費が、6, 801 万 1 千円の増。

更新工事 4 件を予定しております。

17 ページから 18 ページ

4 目 総係費が、111 万 2 千円の減。

主に、1 節 給料が、42 万 2 千円の増。

6 節 法定福利費が、47 万 1 千円の増。定期昇給見込みに伴う増。

18 節 委託料が、260 万円の減。

前年度より 2 件減少し、施設の更新実施設計が 1 件、調査・診断業務が 3 件、施工監理業務が 1 件の計 5 件を予定しているほか、各節説明欄記載のとおりであります。

2 項 企業債償還金は、3, 224 万 5 千円の減。

これまでに借り入れた元金償還の減によるものであります。

予算書 2 ページ上段へ戻り

第 5 条 継続費の総額及び年割額であります。

1 款 資本的支出

1 項 建設改良費

事業名 厚岸終末処理場脱水ケーキホッパ更新工事

総額 6, 6 5 5 万円

令和 7 年度割額 1, 7 3 4 万 7 千円

令和 8 年度割額 4, 9 2 0 万 3 千円

第 6 条 債務負担行為であります。

債務負担行為の事項は、水洗化等改造工事資金利子補給に関する債務負担で、期間は、令和 9 年度から令和 1 4 年度まで、限度額は、1 6 万 5 千円であります。

第 7 条 企業債であります。

起債の目的は、公共下水道事業で、限度額は、1 億 4, 1 8 0 万円、起債の方法は普通貸借又は証書借入で、利率は 5 % 以内、償還の方法は記載のとおりであります。

3 ページ

第 8 条 一時借入金であります。

一時借入金の限度額を、1 億 5, 0 0 0 万円と定めるものであります。

第 9 条 予定支出の各項の経費の金額の流用であります。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができるよう定めるものであります。

第 1 0 条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。

職員給与費を 4, 0 3 1 万 7 千円とするものであります。

第 1 1 条 他会計からの補助金であります。

内容は記載のとおりで、総額 3 億 9 9 2 万 3 千円と定めるものであります。

4 ページと 5 ページは、予算実施計画。

6 ページは、予定キャッシュ・フロー計算書。

7 ページから 1 0 ページは、給与費明細書。

1 1 ページは、継続費に関する調書。

内容の説明につきましては、先程予算書 2 ページで説明させていただきましたので、省略させていただきます。

1 2 ページは、債務負担行為に関する調書。

内容の説明につきましては、先程予算書２ページで説明させていただきましたので、省略させていただきます。

１９ページと２０ページは、令和８年度の予定貸借対照表。

２１ページと２２ページは、令和８年度予算の財務諸表の作成に当たり採用した会計処理の基準などを記載した注記であります。

２３ページは、令和７年度の予定損益計算書。

２４ページと２５ページは、令和７年度の予定貸借対照表。

２６ページと２７ページは、令和７年度の財務諸表の作成に当たり採用した会計処理の基準などを記載した注記であります。

いずれも、内容は記載のとおりですので説明は省略させていただきます。

以上が令和８年度厚岸町下水道事業会計予算の内容でございます。

大変簡単な説明でございますが、ご審議いただき、ご承認下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第 18 号 令和 8 年度厚岸町病院事業会計予算

提案理由説明書

議案第18号 令和8年度厚岸町病院事業会計予算について、その内容をご説明いたします。

議案書、1ページをお開き願います。

第1条 総則、令和8年度厚岸町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量であります。

(1) 病床数は、55床で一般病床であります。

(2) 患者数について、年間延患者数では、5万7,835人、内訳として、入院患者数では1万2,045人、外来患者数では4万5,790人、1日平均患者数では、223人、内訳として、入院患者数では33人、外来患者数では190人と見込むものであります。

(3) 主な建設改良事業では、建設工事事業として、4,422万円、器械備品整備事業として、3,750万3千円の計上であります。

第3条 収益的収入及び支出並びに第4条 資本的収入及び支出の内容は、予算説明書でご説明いたします。

13ページをお開きください。

はじめに、収益的収入であります。

1款 病院事業収益、12億91万2千円、前年度比較、7,693万7千円の増

1項 医業収益、8億8,618万5千円、前年度比較、101万5千円の増

1目 入院収益は、前年度と同額の2億6,884万4千円で、延入院患者数1万2,045人、一人当たりの平均単価2万2,320円を見込んでの計上であります。

2目 外来収益は、3億8,463万6千円、前年度比較、319万2千円の減で、延外来患者数4万5,790人、一人当たりの平均単価8,400円を見込んでの計上であります。

3目 その他医業収益は、7,095万9千円、前年度比較、577万3千円の減で、内訳として、1節 室料差額収益では、159万5千円、前年度比較、8万8千円の増、2節 公衆衛生活動収益では、4,757万4千円、前年度比較、267万3千円の減、3節 その他医業収益では、2,179万円、前年度比較、318

万8千円の減であります。

4目 負担金は、1億6,174万6千円、前年度比較、998万円の増で、内訳として、1節 一般会計負担金では、1億4,181万7千円、前年度比較、998万円の増、2節 負担金では、前年度と同額の1,992万9千円の計上であります。

2項 医業外収益、3億1,472万7千円、前年度比較、7,592万2千円の増

1目 患者外給食収益は、175万3千円、前年度比較、2万5千円の減

2目 長期前受金戻入は、9,432万1千円、前年度比較、53万1千円の減

3目 その他医業外収益は、379万6千円、前年度比較、17万3千円の減

4目 他会計補助金は、1億599万8千円、前年度比較、1,224万円の増

5目 他会計負担金は、1億245万3千円、前年度比較、6,396万9千円の増で、一般会計補助金及び一般会計負担金の内訳は、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

収益的収入における一般会計からの負担金及び補助金として、医業収益と医業外収益を合わせて、3億5,026万8千円となり、前年度比較、8,618万9千円の増であります。

14ページ

6目 負担金交付金は、640万5千円、前年度比較、44万2千円の増

7目 雑収益は、前年度と同額の1千円の計上であります。

次に、収益的支出であります。

1款 病院事業費用、13億6,096万8千円、前年度比較、2,605万7千円の増

1項 医業費用、13億3,129万8千円、前年度比較、3,281万1千円の増

1目 給与費は、8億7,338万7千円、前年度比較、3,923万5千円の

増で、内訳として、1節 給料では、3億6,338万6千円、前年度比較、1,086万円の増、常勤医師4名、看護職員33名、医療技術員20名、事務員17名、技術員1名、労務員12名、合計87名分の計上であります。15ページ、2節 職員手当等では、1億9,936万8千円、前年度比較、489万7千円の増、それぞれ支給要件による計上であります。3節 法定福利費では、1億3,045万4千円、前年度比較、1,295万4千円の増、4節 退職給付費では、1,923万円、前年度比較、696万1千円の増、5節 賞与引当金繰入額では、4,990万3千円、前年度比較、187万1千円の増、6節 報酬では、1億1,104万6千円、前年度比較、169万2千円の増で、主に、令和7年度実施の人事院勧告に伴う給与改定による会計年度任用職員報酬の増であります。

2目 材料費は、前年度と同額の1億727万7千円で、内訳として、1節 薬品費では、5,304万9千円、前年度比較、24万8千円の増、2節 診療材料費では、5,244万円、前年度比較、28万5千円の減、3節 医療消耗備品費では、154万8千円、前年度比較、3万7千円の増、4節 給食消耗品費では、前年度と同額の18万5千円、5節 給食消耗備品費では、前年度と同額の5万5千円の計上であります。

3目 経費は、2億4,991万6千円、前年度比較、789万4千円の減で、内訳として、1節 厚生福利費では、289万1千円、前年度比較、21万7千円の増、2節 報償費では、前年度と同額の2万円、3節 旅費交通費では、970万2千円、前年度比較、23万円の減、4節 消耗品費では、前年度と同額の623万7千円、5節 消耗備品費では、68万3千円、前年度比較、8万3千円の増、6節 光熱水費では、2,950万6千円、前年度比較、103万3千円の減であります。16ページ、7節 燃料費では、2,843万4千円、前年度比較、131万4千円の増、主に、A重油の単価増であります。8節 印刷製本費では、18万7千円、前年度比較、15万1千円の減、9節 手数料では、553万5千円、前年度比較、7万4千円の増、10節 通信運搬費では、235万9千円、前年度比較、8万9千円の減、11節 保険料では、209万3千円、前年度比較、1万円の減、12節 修繕費では、1,408万9千円、前年度比較、153万5千円の増、主に、施設修理費の増であります。13節 職員被服費では、前年度と同額の10万1千円、14節 賃借料では、1,615万6千円、前年度比較、852万5千円の減、主に、病院総合管理システムについて再リースに伴う賃借料の減であります。15節 委託料では、17ページにわたり、1億1,538万1千円、前年度比較、1,078万4千円の減で、主に、医療事務委託業務について、外来受付業務を会計年度任用職員による対応へ変更することによる委託料の減であります。16節 交際費では、前年度と同額の100万円、17節 貸倒引当金繰入額では、前年度と同額の1千円、18節 負担金では、1,509万7千円、前年度比較、970万円の増、看護師派遣負担金について、前年度計上の2項 営業外費用、2目 医療技術員確保対策費から計上科目移行により増となっております。19

節 諸会費では、44万4千円、前年度比較、5千円の増であります。

4目 減価償却費は、9,221万8千円、前年度比較、44万9千円の減で、内訳として、建物減価償却費が51万3千円の減、器械備品減価償却費が57万1千円の増、車両減価償却費が50万7千円の減であります。

5目 資産減耗費は、461万5千円、前年度比較、191万9千円の増で、器械備品のうち、X線テレビ装置更新に伴う固定資産除却費の増であります。

6目 研究研修費は、前年度と同額の388万5千円の計上であります。

18ページ

2項 医業外費用、2,937万円、前年度比較、675万4千円の減

1目 支払利息及び企業債取扱諸費は、163万7千円、前年度比較、190万8千円の減で、内訳として、1節 企業債利息では、112万3千円、前年度比較、218万3千円の減、主に、平成7年度借入分の償還終了による減、2節 一時借入金利息では、51万4千円、前年度比較、27万5千円の増であります。

2目 医療技術員確保対策費は、180万6千円、前年度比較、880万7千円の減で、内訳として、1節 旅費交通費は、前年度と同額の75万円、2節 食料費は、前年度と同額の80万円、3節 手数料は、25万6千円、前年度比較、3万5千円の減で昨年度計上の4節 負担金の派遣看護師負担金は、1項 営業費用、3目 経費、18節 負担金に振替計上のため皆減であります。

3目 雑損費は、2,192万7千円、前年度比較、396万1千円の増

4目 消費税及び地方消費税は、前年度と同額の400万円の計上であります。

3項 1目 予備費は、前年度と同額の30万円の計上であります。

19ページ

続いて、資本的収入及び支出であります。

はじめに、資本的収入であります。

1款 資本的収入、9,733万2千円、前年度比較、3,858万9千円の減

1項 1目 企業債は、2,420万円、皆増

2 項 補助金は、7, 3 1 3 万 2 千円、前年度比較、6, 2 7 8 万 9 千円の減

1 目 他会計補助金 1 節 一般会計補助金では、1, 9 7 3 万 2 千円、前年度比較、8, 6 1 8 万 9 千円の減

2 目 国庫補助金 1 節 特定防衛施設周辺整備補助金、5, 3 4 0 万円、前年度比較、2, 3 4 0 万円の増で、それぞれ説明欄記載の内容については、資本的支出予算に計上の建設改良工事費及び固定資産購入費に係る充当財源の計上であります。

次に、資本的支出であります。

1 款 資本的支出、9, 7 3 3 万 2 千円、前年度比較、3, 8 5 8 万 9 千円の減

1 項 建設改良費、8, 1 7 2 万 3 千円、前年度比較、4, 8 3 1 万 8 千円の増

1 目 建設工事費は、4, 4 2 2 万円、前年度比較、4, 3 3 7 万 3 千円の増、
1 節 建設工事費、3, 4 1 5 万 5 千円は、事業費の内訳として、温水ボイラー煙突補修工事費 7 9 0 万 9 千円、外来トイレ改修工事費 7 5 0 万 2 千円、厨房及び職員食堂空調設備設置工事費 1, 8 7 4 万 4 千円の計上であります。2 節 委託料、1, 0 0 6 万 5 千円は、事業費の内訳として、外来トイレ改修工事实施設設計業務委託料 1 4 8 万 5 千円、スプリンクラー設備流水検知装置等改修工事实施設設計業務委託料 1 1 5 万 5 千円、厨房及び職員食堂空調設備設置工事实施設設計業務委託料 3 5 3 万 1 千円、病棟ホール等空調設備設置工事实施設設計業務委託料 3 8 9 万 4 千円の計上であります。

2 目 固定資産購入費 1 節 器械備品購入費は、3, 7 5 0 万 3 千円、事業費の内訳として、X線テレビ装置一式、2, 4 7 5 万円、薬袋発行機 2 台、2 4 5 万 3 千円、人工呼吸器 1 台、5 8 0 万 5 千円、全自動エチレングス滅菌器 1 台、3 7 4 万円、湿式ホットパック装置 1 台、7 5 万 5 千円の計上で、すべて器械備品の更新であります。

2 0 ページ

2 項 1 目 1 節 企業債償還金では、1, 5 6 0 万 9 千円、前年度比較、8, 6 9 0 万 7 千円の減で、主に、平成 7 年度借入の企業債償還終了による減であります。

以上が収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の内容であります。

2 ページへお戻りください。

第5条 企業債であります。

起債の目的は、建設工事業として、限度額を2,420万円と定めるもので、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

第6条 一時借入金であります。

一時借入金の限度額を6億円と定めるものであります。

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。

職員給与費として、8億7,338万7千円、交際費として、100万円と定めるものであります。

第8条 他会計からの補助金として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を記載の内容のとおり当初予算の計上として、前年度と同額の総額3億7,000万円と定めるものであります。

第9条 たな卸資産の購入限度額として、1億4,496万円と定めるものであります。

3 ページ

第10条 重要な資産の取得であります。

取得する資産の種類のうち、建物は、外来トイレ式、厨房及び職員食堂空調設備一式、構築物は、温水ボイラー煙突一式、器械備品は、X線テレビ装置一式であります。

4 ページから5 ページまでは、予算実施計画

6 ページは、予定キャッシュ・フロー計算書

7 ページから12 ページまでは、給与費明細書

21 ページから23 ページまでは、令和8年度予定貸借対照表及び注記

24 ページは、令和7年度予定損益計算書

25 ページから27 ページまでは、令和7年度予定貸借対照表及び注記であります。内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第18号 令和8年度厚岸町病院事業会計予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第 19 号

令和 7 年度 厚岸町一般会計補正予算

(7 回目) 提案理由説明書

ただいま上程いただきました、
議案第19号 令和7年度 厚岸町一般会計補正予算（7回目）から
議案第23号 令和7年度 厚岸町介護老人保健施設事業 特別会計
補正予算（3回目）の提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第19号 令和7年度 厚岸町一般会計補正予算 7回目の
提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページであります。

令和7年度厚岸町一般会計補正予算 7回目
令和7年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、8億 916万1千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、124億9,283万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

2ページから6ページにわたり、
第1表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、20款34項、歳出では、11款28項にわたって、
それぞれ、8億 916万1千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。

16ページをお開き願います。

歳入であります。

1款 町税 1項 町民税 1目 個人 2,284万7千円の増
2目 法人 1,863万6千円の増

2項 1目 固定資産税 956万9千円の増

3項 軽自動車税

1目 環境性能割 36万9千円の増

2目 種別割 83万2千円の増

4項 1目 たばこ税 818万8千円の増
町税全体では、6,044万1千円の増で、
それぞれ、12月までの調定 及び
徴収実績をもとに推計した見込み額の計上であります。

2款 地方譲与税

2項 1目 自動車重量譲与税 454万7千円の増

3款 1項 1目 利子割交付金 150万4千円の増

4款 1項 1目 配当割交付金 51万2千円の増

6款 1項 1目 法人事業税交付金 342万1千円の増

次ページ 7款 1項 1目 地方消費税交付金 5,466万5千円の増

8款 1項 1目 ゴルフ場利用税交付金 41万5千円の増

9款 1項 1目 環境性能割交付金 174万8千円の増

それぞれ、12月交付分までの実績によるほか、
交付見込みによる増であります。

11款 1項 1目 地方特例交付金 69万2千円の増

個人町民税における定額減税額を国が全額交付金により補填するもので、交付見込みによる増であります。

12款

1項 1目 地方交付税 4億3,880万2千円の増

普通交付税 本年度確定額 41億6,820万円、
全額の計上であります。

13款

1項 1目 交通安全対策特別交付金 14万3千円の増

交付見込みによる増であります。

14款 分担金及び負担金 2項 負担金

1目 民生費負担金 4万円の増

2目 農林水産業費負担金 335万5千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込み及び事業費確定による増減であります。

15款 使用料及び手数料 1項 使用料

次ページにわたり

- 1目 総務使用料 9万5千円の増
- 2目 民生使用料 7万7千円の減
- 3目 衛生使用料 10万1千円の減
- 4目 農林水産業使用料 624万1千円の増
- 5目 商工使用料 9千円の増
- 6目 土木使用料 15万4千円の減
- 7目 教育使用料 11万1千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

2項 手数料

- 1目 総務手数料 75万5千円の減
- 3目 衛生手数料 65万7千円の減

次ページ 4目 農林水産業手数料 18万7千円の減

- 6目 土木手数料 2万3千円の減
- 7目 教育手数料 1千円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

3項 1目 証紙収入 181万円の減

説明欄記載のとおり、収入見込みによる減であります。

16款 国庫支出金

1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金 2,271万3千円の増

主に、1節 社会福祉費負担金

障害者自立支援給付費負担金 2,509万7千円の増は、
各給付費見込みによる増で、その他、説明欄記載のとおり、
収入見込みによる減であります。

2目 衛生費国庫負担金 8万2千円の増

説明欄記載のとおり、収入見込みによる増であります。

4目 災害復旧費国庫負担金 36万3千円の新規計上は

令和7年7月30日に発生したカムチャツカ半島付近の地震による津波警報が災害
救助法に適用され、救助費の該当があったことによる増であります。

2 項 国庫補助金 1 目 総務費国庫補助金 7, 8 4 7 万 8 千円の増

主に、1 節 総務管理費補助金

番号制度システム整備補助金 7 0 2 万 4 千円の増は、

主に氏名の振り仮名の法制化に係る税番号制度システム整備に要する補助金の増で、

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1 5 5 万 8 千円の増、

当該交付金の充当事業の事業費確定に伴い、最終的な配分調整をし、

当該交付金の未計上分の計上であります。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（令和 7 国補正）

4, 2 0 4 万 2 千円の増

1 月の臨時会で予算を計上しご承認頂いた当該交付金の未計上分の計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「水道事業会計」、「病院事業会計」、「農業用水道料金減免補助」、「がんばろう厚岸応援券発行（令和 7 国補正）」において説明いたします。

その他、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

2 節 防衛施設周辺整備事業補助金 3, 3 1 8 万 8 千円 新規計上は、

本年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金について、

当該交付金の充当事業の事業費確定に伴い、最終的な配分調整をし、

交付決定後の未計上分の計上であります。

3 節 徴税費補助金 5 7 9 万 1 千円の減

説明欄記載のとおり、交付見込額による減であります。

2 目 民生費国庫補助金 1 4 9 万 4 千円の減

1 節 社会福祉費補助金 2 3 万 1 千円の減

2 節 児童福祉費補助金 9 6 万 3 千円の減

次ページ

3 節 防衛施設周辺整備事業補助金 3 0 万円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、交付見込みによる増減であります。

3 目 衛生費国庫補助金 1 1 5 万 9 千円の減

1 節 保健衛生費補助金は、6 6 万 9 千円の減のうち

地域自殺対策強化交付金 9 千円の減は、

国庫補助金から道補助金への振り替えによる減額で、

出産・子育て応援交付金 6 万 6 千円の新規計上

支給決定者 2 名に対して、補助率 3 分の 2 に交付決定による計上。

妊婦のための支援給付交付金 7 0 万円の減

妊婦のための支援給付費補助金 2 万 6 千円の減

2節 環境政策費補助金は、49万円の減
それぞれ、事業費確定及び実績見込みによる減であります。

4目 農林水産業費国庫補助金 1,018万3千円の減
5目 商工費国庫補助金 111万3千円の減
それぞれ説明欄記載のとおり、交付額確定による減であります。

6目 土木費国庫補助金 7,566万2千円の増
2節 道路橋梁費補助金 7,793万5千円の増
国の補正予算による交付金の確定による増で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「床潭末広間道路整備事業（令和7国補正）」と「港町2条通り整備事業（令和7国補正）」において説明いたします。

6節 住宅費補助金 184万9千円の減、
7節 防衛施設周辺整備事業補助金 42万4千円の減、
それぞれ説明欄記載のとおり、交付見込み及び交付額確定による増減であります。

7目 消防費国庫補助金 120万円の減
説明欄記載のとおり、交付額確定による減であります。

8目 教育費国庫補助金 1,157万6千円の減
2節 小学校費補助金 792万7千円の減、
3節 中学校費補助金 338万9千円の減は、
主に、学校施設環境改善交付金の減で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「厚岸小学校トイレ整備事業」、「真龍中学校屋内運動場整備事業」において説明いたします。
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、交付見込み及び交付額確定による減であります。

3項 委託金

1目 総務費委託金 3万5千円の増
2目 民生費委託金 37万9千円の減
4目 土木費委託金 238万8千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、交付見込み及び交付額確定による増減であります。

17款 道支出金

1項 道負担金 次ページ 2目 民生費道負担金 725万7千円の増
主に、1節 社会福祉費負担金 847万5千円の増は、
障害者自立支援給付費負担金 1,254万8千円の増で、各給付費見込みによる増であります。

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込みによる減であります。

3目 衛生費道負担金 9万6千円の増

養育医療負担金 9万6千円の増は、未熟児養育医療費に係る負担金で、収入見込みによる増であります。

2項 道補助金

1目 総務費道補助金 345万円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、交付見込みによる減であります。

2目 民生費道補助金 98万5千円の減

1節 社会福祉費補助金 175万2千円の減は、
主に、重度心身障害者医療費補助金 177万3千円の減で、
医療費及び高度医療費の減額に伴う計上であります。

2節 児童福祉費補助金 76万7千円の増は、
多子世帯等の保育料軽減支援事業費補助金 121万3千円の増で、
補助対象児童の増加に伴う計上であります。
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

3目 衛生費道補助金 86万2千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

次ページにわたり

4目 農林水産業費道補助金 306万8千円の増

主に、3節 林業費補助金 344万5千円の増で、
収入見込みによる森林環境保全直接支援事業補助金（造林）の増であります。
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

5目 商工費道補助金 138万7千円の増

6目 土木費道補助金 57万5千円の減

7目 消防費道補助金 77万4千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、交付見込みによる増減であります。

8目 教育費道補助金 130万円 新規計上

太田屯田兵屋調査事業に係る地域づくり総合交付金（文化財保護） 130万円の増で、北海道からの内示決定による計上であります。

3項 委託金

1目 総務費委託金 255万4千円の増

3目 衛生費委託金 2万4千円の増

4目 農林水産業費委託金 2万4千円の減

5目 商工費委託金 1万4千円の増

6目 土木費委託金 3万1千円の減

7目 教育費委託金 69万5千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、交付見込みによる増減であります。

18款 財産収入

次ページにわたり

1項 財産運用収入

1目 財産貸付収入 5万8千円の増

2目 利子及び配当金 340万6千円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

2項 財産売払収入

1目 不動産売払収入 498万5千円の増

説明欄記載のとおり、収入見込に伴う石材売払代と立木売払代の増であります。

2目 生産物売払収入 190万1千円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

19款 1項 寄附金

1目 一般寄附金

一般寄附金（ふるさと納税）1億円の減は、現在までの収入状況を勘案しての減額で、寄附金総額11億円を見込む計上であります。

5目 農林水産業費寄附金

農業振興寄附金 企業版ふるさと納税 100万円 は、

札幌市中央区 ホクレン農業協同組合連合会 様からの寄附金の計上であります。

この企業版ふるさと納税は、認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対して、企業が寄附を行った場合に法人関係税の税額控除が行える仕組みであります。

なお、寄附金活用事業については、「新規就農対策」についての希望であるため、「新規就農者誘致奨励事業」に充当いたします。

８目 消防費寄附金 企業版ふるさと納税 １０万円は、株式会社昌立冷機サービス様からの寄附金の計上で、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「防災交流センター整備事業」に充当いたします。

９目 教育費寄附金 企業版ふるさと納税 １０万円は、匿名希望法人からの寄附金の計上で、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「部活動地域移行検討協議会」に充当いたします。

２０款 繰入金 １項 基金繰入金

４目 まちおこし基金繰入金 １１万３千円の減
事業費確定に伴う減額補正であります。

６目 環境保全基金繰入金 ２８０万円の増
民有林振興対策事業及び造林事業への充当による計上であります。

９目 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金
２，４００万９千円の増 充当事業の確定に伴う増及び運用益確定に伴う利子の増
であります。

１０目 再編関連訓練移転等交付金事業基金繰入金 ４００万円の減
事業費の執行見込みに伴う減であります。

２２款 諸収入

１項 延滞金加算金及び過料 次ページ １目 延滞金 ９万円の増

２項 預金利子 １目 町預金利子 １２７万１千円の増

３項 貸付金元利収入 ２目 ウタリ住宅改良貸付金元利収入
１８万８千円の増

４項 受託事業収入

３目 衛生費受託事業収入 ７７万６千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

６項 雑入 次ページにわたり ３目 雑入 ９０４万９千円の減

その他、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

23款 1項 町債 次ページにわたり 1億6,100万円の増
本補正のうち、説明欄カッコ内の「過疎特別分」と表記があるのは、
過疎対策事業債のソフト分として発行が認められたもので、
総額、1億 400万円の計上であります。

1目 総務債	1,500万円の増
2目 民生債	4,400万円の増
3目 衛生債	150万円の増
4目 農林水産業債	5,740万円の増
5目 商工債	1,470万円の増
6目 土木債	次ページにわたり 3,540万円の増
7目 消防債	110万円の減、
8目 教育債	590万円の減

それぞれ、起債対象事業費の確定及び執行見込みによる増減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

38ページ、歳出であります。

1款 1項 1目 議会費 97万6千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2款 総務費 1項 総務管理費

1目 一般管理費 次ページにわたり 119万5千円の増
主に総務一般 46万8千円の減は、町長に係る旅費の減額40万3千円の減、
庁舎・町民広場 180万4千円の増は、
主に燃料費の重油代で132万2千円の増と修繕料 139万9千円の増で、内訳
は、昨年、11月17日に発生した強風により破損した町民広場前宣言塔撤去及び基礎
部修繕の28万6千円、昨年11月1日に発生した低気圧の影響により、役場庁舎の
外壁タイルが一部剥離したことによる修繕63万8千円、1階男子トイレ小便器系
統給水管改修 46万2千円、熱・煙感知器の取り替え修繕1万3千円の計上、委
託料の95万6千円の減は、各委託料の執行見込みによる減であります。
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定、執行見込みによる増減であ
ります。

次ページ

2目 簡易郵便局費 12万2千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3目 職員厚生費 次ページにわたり 381万5千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4目 情報化推進費 次ページにわたり 79万4千円の減

主に、総合行政情報システム運営 989万9千円の減は、使用料及び賃借料の総合行政システム使用料 802万9千円の減で、

システム標準化対応時期が、1月からとなったことにより、1カ月分のガバメントクラウド利用料が9カ月分当初見込みよりも減額となったことによる減額、

厚岸情報ネットワーク1, 037万2千円の増は、主に、12月14日から15日にかけての暴風雪により断線した町内の光ケーブル復旧に係る修繕料等1, 039万3千円の増額、

厚岸情報ネットワーク整備事業 459万7千円の減は、説明欄記載のとおり各委託料の執行見込みによる減額であります。

総合行政情報システム整備事業 135万円の増は、システムの標準化に伴い、領収書等をバーコード等を使用して読み込むシステム機器の追加設定作業が必要になったことによる増額、

総合行政情報システム整備事業（番号制度） 198万円の新規計上は、戸籍附票への旧氏・旧氏の振り仮名記載及び住民票への振り仮名記載に係る住民記録システム改修の委託料の計上であります。

なお、年度内に事業完了が見込めないため、令和8年度へ予算を繰り越すものであります。

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

5目 交通安全防犯費 76万8千円の減

6目 行政管理費 次ページにわたり 15万5千円の減

7目 文書広報費 135万1千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

8目 財政管理費 6億1, 208万7千円の増 次ページにわたり、主に、基金への積立金として、

財政調整基金に、1億 990万円

減債基金に、3億4, 069万9千円

地域づくり推進基金に、1億2, 831万9千円

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金に、3, 325万6千円の増は、子ども医療費無償化、学校給食費無償化及び町立厚岸病院の医師確保補助金に対する積立金の計上であります。

再編関連訓練移転等交付金事業基金 2万3千円の増は、利子分の積立による計上であります。

なお、本年度末における基金残高につきましては、年度当初での取り崩しと歳計剰余金処分による積立て、年度内での補正積立てにより、前年度末との比較において、約6,573万8千円増の約26億2,920万9千円となる見込みであります。その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

9目 会計管理費 23万9千円の増

主に、手数料 32万2千円の増で、キャッシュレス決済の利用が増加しているため、執行見込みによる増額で、その他は、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

10目 企画費 57ページにわたり 1,025万5千円の減は、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

11目 財産管理費 次ページにわたり 154万7千円の減

主に、共通物品調達 150万3千の減で、消耗品費 73万8千円の減は、コピー用紙の使用量が減少したことによる購入費の減、印刷製本費 76万5千円の減は、窓付封筒の使用枚数について、各課からの要望枚数が減少していることによる購入費の減であります。

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる減であります。

12目 車両管理費 43万4千円の増

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2項 徴税費

1目 賦課納税費 次ページにわたり 92万7千円の減

2目 諸費 次ページにわたり 579万1千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

3項 1目 戸籍住民登録費 92万3千円の減

戸籍住民基本台帳 30万1千円の減

個人番号カード普及促進 45万5千円の減

戸籍情報システム整備事業 201万5千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

戸籍附表システム整備事業 184万8千円の新規計上は、

戸籍の附票に旧氏・旧氏の振り仮名を追加するために必要な改修の委託料の計上であります。

なお、年度内に事業完了が見込めないため、令和8年度へ予算を繰り越すものであります。

4 項 選挙費

1 目 選挙管理委員会費 18万7千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

5 項 統計調査費

1 目 統計調査総務費 次ページにわたり 12万2千円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3 款 民生費 1 項 社会福祉費

1 目 社会福祉総務費 次ページにわたり 401万4千円の減

主に

国民健康保険特別会計 313万2千円の減は、特別会計収支への補正財源調整による繰出金の減、

社会福祉一般 51万2千円の減は、主に行政業務委託料の地域福祉計画策定業務委託料が入札結果による減、

重層的支援体制整備 86万2千円の減は、多世代交流事業（あそぼーの）子ども遊び場事業の回数減による減、ボランティアポイント等の支援予定の減、による減額補正であります。

その他は、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 目 心身障害者福祉費 71ページにわたり 4,914万6千円の増

主に、障害者（児）介護・訓練等給付

介護給付費 1,514万4千円の増は、主に、生活介護、施設入所及び短期入所利用見込みによる増で、

訓練等給付費 2,964万1千円の増は、主に、共同生活援助GH、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の見込みによる増で、

その他は、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3 目 心身障害者特別対策費 408万5千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

4 目 老人福祉費 77ページにわたり 983万9千円の減

主に、

介護保険特別会計 356万6千円の減は、特別会計収支への補正財源調整による繰出金の減、

老人保護措置費 90万2千円の減は、養護老人ホームに入所について、利用月数の減による減額補正、

高齢者事業団育成 327万3千円の減は、事務を担う人員の高齢化により、事業継続が困難であることから、新たな人員の確保に係る人件費について、追加補助する予定でしたが、人員が見つからなかったため減額補正、

特別養護老人ホーム心和園備品整備事業 88万2千の減は、
施設用備品購入について、入札結果による減、
介護人材育成等支援 130万円の減は、介護人材育成等の支援に係る報償費及び
資格取得費用助成について、5名分を見込んでおりましたが、現状、申し込みがな
いため、1名分を残し減額補正をするものであり、その他説明欄記載のとおり、執
行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

5目 後期高齢者医療費 422万4千円の減
特別会計収支への補正財源調整による繰出金の減であります。

6目 国民年金費 2万3千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

7目 自治振興費 221万6千円の増
主に、地方バス路線維持対策 309万4千の増で、
国庫補助額確定による増額補正計上で
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正でありま
す。

8目 社会福祉施設費 81ページにわたり、4万8千円の増
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

10目 諸費 30万円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2項 児童福祉費

1目 児童福祉総務費 次ページにわたり 580万3千円の減
主に、児童福祉一般 行政業務委託料 141万9千円の減は、ヤングケアラー実
態調査委託料の実績見込みによる減と、施設型給付費負担金 402万2千円の減
は、幼稚園対象児童見込数の減で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2目 児童措置費 44万5千円の減

3目 ひとり親福祉費 162万8千円の減

4目 児童福祉施設費 87ページにわたり 13万8千円の増

5目 児童館運営費 9万3千円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4款 衛生費 1項 保健衛生費

1目 衛生予防費 次ページにわたり 11万6千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2目 健康推進費 95ページにわたり 881万9千円の減
母子保健 103万9千円の減は、主に行政業務委託料 102万1千円の減で各
委託料の執行見込みによる増減で、
予防接種 379万9千円の減は、主に行政業務委託料 472万2千円の減で、
各予防接種委託料の執行見込みによる増減で、
がん予防保健 184万1千円の減は、主に行政業務委託料 183万円の減で、
各がん健診委託料の執行見込みによる増減で、
特定健康診査等 94万6千円の減は、主に行政業務委託料 85万1千円の減で、
特定健康診査委託料の執行見込みによる減で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正
であります。

3目 墓地火葬場費 次ページにわたり 51万4千円の減
主に、斎場設備整備事業 91万5千円の減で、
斎場霊台車更新及びトイレ改修工事について、事業費確定による 82万5千の減
で、その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳
補正であります。

4目 水道費 5, 546万3千円の増
水道事業会計負担金 1千円の増、水道事業会計負担金（簡易水道分） 6千円の
増、水道事業会計補助金（簡易水道分） 776万7千円の増については、
令和7年度における水道事業会計への繰出金の増で、
水道事業会計補助金（令和7国補正） 4, 768万9千円の増については、令和
8年度へ繰り越し、水道料の基本料金を7ヶ月分の減免を想定した財源となるもの
です。歳入でご説明した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（令和7国補正）
を充当するものであります。

5目 病院費 1億7, 291万8千円の増
病院事業会計への収支補てんとしての増であり、病院事業会計負担金 927万6
千円の減と病院事業補助金 1億7, 427万6千円の増は、令和7年度における
病院事業会計への繰出金の増減で、
病院会計補助金（令和7国補正）791万8千円は、エネルギー・食料品価格等の
物価高騰による影響を受けている町立厚岸病院に対して、一般会計から繰り出す補
助金の一部に、歳入でご説明した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（令和
7国補正）を充当するもので、令和8年度に繰り越すものであります。

6目 子ども医療費 次ページにわたり、370万1千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2 項 環境政策費

1 目 環境対策費 292万9千円の増

主に、環境保全基金積立金 380万円の増で

立木売払代及び資源ごみ売払代などを財源とした環境保全基金積立金の計上であります。

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

次ページ

2 目 水鳥観察館運営費 16万5千円の減

3 目 廃棄物対策費 17万円の減

4 目 ごみ処理費 次ページにわたり 70万円の減

5 目 し尿処理費 9万2千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

次ページ

6 目 下水道処理費 350万円の減

生活排水処理施設整備事業 350万円の減で、住宅の合併処理浄化槽設置費補助金について、執行見込みによる減額であります。

5 款 農林水産業費 1 項 農業費

1 目 農業委員会費 77万8千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 目 農業振興費 次ページにわたり 822万5千円の減

中山間地域等直接支払事業 172万4千円の減は、交付金の対象となる面積が当初よりも減となったことによる減額、

新規就農者誘致奨励事業 645万3千円の減は、事業費確定による減と令和7年度から新たに1名の就農が予定されていましたが、就農を取りやめたことによる減で、その他説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3 目 畜産業費 1,487万2千円の減

矢臼別演習場周辺農業用施設等整備事業 1,018万3千円の減は、農業用機械3台購入について、事業費確定による減、

町営牧場整備事業 665万6千円の減は、スラリーストアA系列工事について、事業費確定による減、

若齢牛育成センター整備事業 196万7千円の増は、令和7年11月に発生した低気圧による暴風雨により育成牛舎の屋根が損傷したため、その修理に係る費用の増額補正であります。

次ページ

5目 農地費 335万4千円の減

説明欄記載のとおり、道営事業費確定による減であります。

6目 牧野管理費 41万1千円の増

主に、資材購入 86万8千円の増は、冬期間に発生する堆肥を牧草地に運搬する際の出入口に使用する敷鉄板の購入費の計上、

施設用備品購入 70万4千円の増は、スラリーストアからスラリーポンプを使用してふん尿を汲み取る際に、高所での作業となることから、安全作業台を購入する費用の計上で、その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

7目 農業施設費 次ページにわたり 128万2千円の増

主に、尾幌酪農ふれあい広場 修繕料 129万7千円の増は、経年劣化により故障した給湯器ボイラーの修繕料で、その他、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

8目 農業水道費 4,870万2千円の増

主に、別寒辺牛水場井戸整備事業 4,970万円の新規計上で、同事業については、令和8年度で地方債の過疎対策事業での財源により予定していましたが、北海道を通して、令和7年度の過疎対策事業の地方債の残額があることの照会があり、追加申請し承認されたことから、この度の補正予算での計上とし、来年度に繰り越して実施するものであります。

事業内容については、別寒辺牛地区は、地下水を水源とし2つの井戸を活用しているが、鉄・マンガンを多く含む水質であるため、井戸やポンプに有機物が付着しやすく定期的に洗浄を行っており、1号井戸は令和7年度、2号井戸は令和8年度に洗浄予定のため、別寒辺牛取水場井戸整備委託料 270万円、また、定期的に洗浄を行っているが、揚水量が年々低下していることから3号井戸を接続する農業水道工事費 4,700万の計上であります。

その他、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

9目 堆肥センター費 次ページにわたり 24万1千円の増

修繕料 24万1千円の増で、堆肥に風を送るブロアー送風機の交換修理費が資材及び人件費の値上がりにより、増額となったものであります。

10目 諸費 88万2千円 新規計上は、農業用水道の基本料金を7ヶ月間減免する事業で、歳入でご説明した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（令和7国補正）を充当するものです。

なお、年度内に事業完了が見込まれないため、令和8年度へ予算を繰り越すものであります。

2項 林業費 1目 林業総務費 24万6千円の減

2目 林業振興費 44万3千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります

次ページ

3目 造林事業費 230万8千円の増

主に、工事請負費 232万9千円の増で、住の江地区等の倒壊及び倒壊のおそれのある森林について、自然災害防止のため、事業の拡大及び緊急的事業の追加による増額補正であり、その他説明欄記載のとおり、事業費見込みによる減であります。

4目 林業施設費 1万3千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減及び財源内訳補正であります。

5目 特用林産振興費 143万2千円の増

きのこ菌床センター 143万2千円の増は、

主に、電気料の光熱水費 84万3千円の増とビニールハウスの資材購入 61万5千円の増で、その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3項 水産業費

2目 水産振興費 次ページにわたり 740万3千円の減

主に、水産多面的機能発揮対策支援事業 169万5千円の減は、昆布漁場岩盤清掃及び肉食性巻貝・ヒトデ駆除分について、事業費予定額及び事業費確定による減、赤潮対策緊急支援事業 455万7千円の減は、漁場環境の回復を図るため、ウニ殻等の除去・処分・岩盤清掃等の事業費確定による減、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減であります。

3目 漁港管理費 次ページにわたり 1, 174万4千円の減

主に、漁港機能推進事業 1, 160万円の皆減で、今年度実施予定でありました床潭漁港の物揚場の工事の事業年度変更に伴い、令和8年度以降で実施する計画へ変更となったことによる減、その他それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減であります

5目 養殖事業費 次ページにわたり 103万1千円の増

主に、カキ種苗センター 135万6千円の増は、需用費 148万3千円の増で、内訳は、施設の重油代及び電気料等の増で106万6千円、施設修繕料で43万5千円の計上であります。

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6目 水産施設費 28万7千円の増

主に漁村環境改善総合センター 修繕料で、屋根雨漏り修繕 27万5千円、軒天張替修繕 3万5千円、非常用照明予備電池取替修繕2万2千円の合わせて33万2千円で当初予算の3万円を差し引き、30万2千円の計上であります。その他それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6款 1項 商工費

1目 商工総務費 次ページにわたり 30万1千円の減

2目 商工振興費 次ページにわたり 484万3千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3目 食文化振興費 次ページにわたり 209万2千円の減

主に、厚岸味覚ターミナル設備整備事業 130万9千円の減は、改修補修工事費 3件の事業費確定及び執行見込みによる減であります。

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減であります。

4目 観光振興費 次ページにわたり 1億215万4千円の減

主に、ふるさと納税 198万1千円の減は、

寄附金総額11億円を見込んでの返礼品及びふるさと納税支援サービス委託料等の減、

ふるさと納税基金 9,778万1千円の減は、

寄附金総額11億円を見込んでの基金積立金の減で、

その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

5目 観光施設費 次ページにわたり 280万6千円の増

主に、子野日公園桜見本園等整備事業 649万円の新規計上で、

同事業については、令和8年度で地方債の過疎対策事業での財源により予定しておりましたが、北海道を通して、令和7年度の過疎対策事業の地方債の残額があることの照会があり、追加申請し承認されたことから、この度の補正予算での計上とし、来年度に繰り越して実施するものであります。

事業内容は、子野日公園内の桜見本園について、散策路から桜見本園への道が降雨後には、ぬかるみが生じていることから。桜見本園内にパークチップ敷きの遊歩道を整備するものと子野日公園入口から管理棟前までの園路沿いの芝生について、イベント時のテントの設営の容易化や平時の維持管理の簡易化等を目的として、砂利敷きに整備する改修補修工事費 649万円の計上であります。

その他、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6目 諸費 次ページにわたり 250万9千円の減

主に、がんばろう厚岸応援券発行に係る減で、

がんばろう厚岸応援券発行は、令和7年度当初予算に計上した全町民に一人あたり5,000円の応援券を配付する事業の事業費確定による減、

がんばろう厚岸応援券発行（追加分）は、令和7年9月の第3回定例会に提出し、補正予算3回目に計上した町内の18歳以下の対象者一人あたり5,000円の応援券を配付する事業の事業費確定による減、

がんばろう厚岸応援券発行（令和7国補正）は、令和8年1月の第1回臨時会に提出し、補正予算5回目に計上した全町民に一人あたり15,000円の応援券を配付した事業について、応援券及び封筒等の印刷製本費が確定しましたので、その部分の減額補正となります。

その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

7款 土木費 1項 土木管理費

1目 土木総務費 7万5千円の減

2目 土木車両管理費 11万4千円の増

3目 土木用地費 次ページにわたり 9万円の減

4目 地籍調査費 6万7千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2項 道路橋梁費

1目 道路橋梁維持費 次ページにわたり 234万2千円の減

主に、真龍神社通り交通安全施設整備事業 166万1千円の減、お供山周辺地下水対策事業 79万円の減は、事業費確定による減、その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

なお、橋梁長寿命化整備事業については、事業総額での増減はありませんが、事業費確定により、社会資本整備総合交付金に残額が生じたことから、140万4千円を令和8年度へ繰り越すものであります。

2目 道路新設改良費 141ページにわたり 1億2,077万3千円の増

主に、床潭末広間道路整備事業（令和7国補正）1億5,850万円、港町2条通り整備事業（令和7国補正）1,385万5千円は、令和7年度の国の補正予算における社会資本整備総合交付金の追加交付額決定に伴う事業の新規計上であります。いずれの事業も年度内に事業完了が見込めないため、令和8年度へ予算を繰り越すものであります。

また、床潭末広間道路整備事業については、事業費確定による増減と社会資本整備総合交付金に残額が生じたことから、613万6千円を令和8年度へ繰り越すものであります。

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

3目 除雪対策費 547万4千円の増
主に除雪車修繕料の計上であります。

3項 河川費 1目 河川総務費 次ページにわたり 249万8千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みに伴う増減であります。

4項 都市計画費

1目 都市計画総務費 18万円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う減であります。

3目 下水道費 650万円の減
下水道事業会計への負担金の増額計上であります。

5項 公園費 1目 公園管理費 次ページにわたり 23万7千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減であります。

6項 住宅費 1目 建築総務費 1,245万8千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減であります。

2目 住宅管理費 次ページにわたり 225万4千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減であります。

8款 1項 消防費

1目 常備消防費 508万4千円の増
主に、釧路東部消防組合 負担金 513万6千円の増で、給与費増額に伴う増額
で、その他、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込による増減であります。

2目 災害対策費 151ページにわたり 131万6千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みに伴う増減であります。

3目 消防施設費 1千円の減
説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

9款 教育費 1項 教育総務費

1目 教育委員会費 次ページにわたり 11万7千円の減
2目 事務局費 12万5千円の減、
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う減であります。

3目 教育振興費 次ページにわたり、264万6千円の減

主に、高等学校教育支援 135万2千円の減は、通学バス定期券購入助成及び若潮寮入寮費助成について利用者数の減による計上、
教育支援体制 64万7千円の減は、対象生徒の実施回数の減による計上で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込による増減であります。

4目 教員住宅費 1万5千円の減

5目 就学奨励費 6千円の減

次ページ

6目 スクールバス管理費 19万5千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減であります。

2項 小学校費 1目 学校運営費 次ページにわたり 47万6千円の増、
主に、各小学校の燃料費及び電気料の増で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり執行見込みによる増減であります。

2目 学校管理費 次ページにわたり 14万6千円の減、

主に、学校管理 修繕料 174万6千円の増は、厚岸小学校電気錠システム工事
62万6千円、真龍小学校体育館電動暗幕修理 99万円のほか各小学校修繕料
の計上で、

厚岸小学校トイレ整備事業 165万円の減は、事業費確定による減で、
財源補正については、当初、学校施設環境交付金の活用と過疎対策事業債を充当する
予定でありましたが、学校施設環境交付金が交付決定とらなかったため、学校教育
施設等整備事業債と一般財源とするものです。

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3目 教育振興費 次ページにわたり 248万1千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減であります。

3項 中学校費 1目 学校運営費 次ページにわたり 46万円の増、

主に、各中学校の燃料費及び電気料の増で

その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2目 学校管理費 次ページにわたり 789万6千円の減、

主に、真龍中学校屋内運動場整備事業 976万8千円の皆減で、先程、小学校費
の厚岸小学校トイレ改修工事でご説明した学校施設環境交付金を活用して、事業を
進める予定でありましたが、交付決定とならなかったため、協議の結果、今年度は
事業を取りやめたものであります。なお、工事内容につきましては、屋内運動場内

の照明器具をLED化する事業であります。

学校管理 修繕料 217万1千円の増は、

太田中学校電気錠システム工事 64万2千円、真龍中学校体育館暖房機給排気ファンボックス修繕 27万8千円、厚岸中学校体育館アリーナー証明修理 27万5千円、真龍中学校蒸気配管修繕 21万5千円、真龍中学校ボイラ還元水電動バルブ交換20万9千円、真龍中学校ゴミ置場ロスナイ取替修理 16万円、真龍中学校職員玄関入口ドア修理15万8千円、真龍中学校体育館非常口ドア修理 11万円のほか各中学校修繕料の計上で、

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3目 教育振興費 140万5千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

5項 社会教育費

1目 社会教育総務費 次ページにわたり 114万円の減

2目 生涯学習推進費 次ページにわたり 39万円の減

3目 公民館運営費 16万6千円の減

4目 文化財保護費 次ページにわたり 25万8千円の減

5目 博物館運営費 68万5千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

次ページ

6目 情報館運営費 60万6千円の減

主に、厚岸情報館の燃料費 57万2千円及び発電機借上料 25万8千円の減は、経年劣化により断線した高圧ケーブルの修繕が予定より早く完了したことによる減額で、修繕料の57万7千円の増は、1階床暖系統配管修理 56万5千円のほか厚岸情報館修繕料の計上で、

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6項 保健体育費

1目 保健体育総務費 92万6千円の減

主に、児童生徒健康診断及び教職員健康診断の減で、

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2目 社会体育費 181ページにわたり 45万1千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3目 温水プール運営費 37万4千円の増

主に、修繕料 56万3千円の増で、空調機排気ファン修理 55万9千円と女子トイレ照明修理 1万5千円、公用車修繕 1万1千円の減額、

その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4目 学校給食費 次ページにわたり 28万3千円の増
主に、学校給食センター 81万6千円の増は、燃料費 55万8千円は、重油の
使用量及び燃料価格の高騰による増、修繕料 34万7千円の増は、調理器具修繕
4台分の修繕 20万7千円とピット内蒸気管取替修繕 14万円
の計上で、
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

11款 1項 公債費 1目 元金 補正額ゼロ 財源内訳補正であります。

2目 利子 166万円の増は、
長期債償還利子 38万6千円の増は、長期債の利率について、想定よりも利率が
上がったことによる増額計上、
一時借入金利子 127万4千円の増は、長期債と同様に借入れ利率が上昇が見込
まれるため、増額計上であります。

12款 1項 1目 給与費 45万1千円の増
次ページにわたり、
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。
なお、186ページから188ページまで、
給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。
以上で、歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条 継続費の補正であります。

継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

7ページをお開き願います。

第2表 継続費補正 変更であります。

表のとおり、

すでに継続費を設定しております1件の事項について
事業名、総額及び年割額を記載のとおり変更するものであります。
8ページに調書がありますので、ご参照願います。

1ページへお戻り願います。

第3条 繰越明許費の補正であります。

繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

9 ページをお開き願います。

第3表 繰越明許費の補正であります。

2 款 総務費 1 項 総務管理費

事業名 総合行政情報システム整備事業（番号制度）

金額 1 9 8 万円

3 項 戸籍住民登録費

事業名 戸籍附票システム整備事業

金額 1 8 4 万 8 千円

4 款 衛生費 1 項 保健衛生費

事業名 水道事業会計

金額 4, 7 6 8 万 9 千円

事業名 病院事業会計

金額 7 9 1 万 8 千円

5 款 農林水産業費 1 項 農業費

事業名 別寒辺牛取水場井戸整備事業

金額 4, 9 7 0 万円

事業名 農業用水道料金減免補助

金額 8 8 万 2 千円

6 款 1 項 商工費

事業名 子野日公園桜見本園等整備事業

金額 6 4 9 万円

7 款 土木費 2 項 道路橋梁費

事業名 橋梁長寿命化整備事業

金額 1 4 0 万 4 千円

事業名 床潭末広間道路整備事業

金額 6 1 3 万 6 千円

事業名 床潭末広間道路整備事業（令和7国補正）

金額 1 億 5, 8 5 0 万円

事業名 港町2条通り整備事業（令和7国補正）

金額 1,385万5千円

記載の11事業については、年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に繰り越して執行するため繰越明許費の設定を行うものでございます。

1ページへお戻り願います。

第4条 債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の追加、廃止及び変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

10ページをお開き願います。

第4表 債務負担行為補正 であります。

上段の表は追加で

事項欄記載の2件について、記載の期間に、各限度額をもって債務を負担するものでございます。

中段の表は廃止で、

事項欄記載の1件について、実績がありませんので、廃止するものであります。

下段の表は、変更で

すでに債務負担行為を設定しております2件の事項について期間及び限度額を記載のとおり変更するものであります。

追加及び変更について

11ページに調書がありますので、ご参照願います。

1ページへお戻り願います。

第5条 地方債の補正であります。

地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

12ページをお開き願います。

第5表 地方債補正であります。

上段の表が追加事業の2件で

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業の起債の限度額を6,320万円、学校教育施設等整備事業の起債の限度額を1,610万とし、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりとするものです。

下段の表が変更事業の6件で、

緊急防災・減災事業 220万円の減
公共施設等適正管理推進事業 110万円の減
緊急自然災害防止対策事業 40万円の減
辺地対策事業 3,240万円の減
過疎対策事業 1億2,100万円の増
公有林整備事業 320万円の減

それぞれ、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

次ページをご覧ください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄

令和6年度末、現在高、127億2,163万5千円

令和7年度中、起債見込額、18億7,390万円

令和7年度中、元金償還見込額、9億6,899万2千円

補正後の令和7年度末、現在高見込額は、

136億2,654万3千円となるものであります。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

次に議案第20号であります。

議案第 20 号

令和 7 年度 厚岸町国民健康保険特別会計補正予算

(4 回目) 提案理由説明書

議案書の 1 ページであります。

令和 7 年度 厚岸町 国民健康保険 特別会計補正予算（4 回目）

令和 7 年度 厚岸町の国民健康保険 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1, 780 万円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12 億 3, 796 万 4 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

2 ページから 3 ページまで、

第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、5 款 5 項、次ページ

歳出では、5 款 8 項にわたって、

それぞれ、1, 780 万円の減額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。

6 ページを、お開き願います。

歳入であります。

1 款 1 項 1 目 国民健康保険税 7 4 9 万 4 千円の増
それぞれ、1 2 月までの調定及び徴収実績をもとにした収入見込みによる増であります。

4 款 道支出金 1 項 道補助金
1 目 保険給付費等交付金 2, 1 5 5 万 5 千円の減
保険給付費等見込みに伴う減であります。

5 款 財産収入 1 項 財産運用収入
1 目 利子及び配当金 1 3 万 2 千円の増
説明欄記載のとおり、収入見込みによる増であります。

6 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金 3 1 3 万 2 千円の減
補正財源調整に伴う減額補正であります。

8 款 諸収入 3 項 5 目 雑入 7 3 万 9 千円の減
収入見込みによる減額補正であります。

以上で、歳入の説明を終わります。
8 ページを、お開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 1 2 3 万 3 千円の減
2 項 徴税費 1 目 賦課徴収費 2 7 万 6 千円の減
3 項 1 目 運営協議会費 7 万 2 千円の減
次ページにわたり 5 項 1 目 特別対策事業費 7 万 9 千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。
なお、1 4 ページから 1 5 ページまで、
給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

2 款 保険給付費 1 項 療養諸費
1 目 療養給付費 2, 4 7 5 万 6 千円の減
3 目 療養費 3 3 0 万 4 千円の増
5 目 審査支払手数料 1 0 万 3 千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6 款 保健事業費

次ページにわたり

1 項 1 目 特定健康診査等事業費 1 2 7 万 5 千円の減

主に、健診受診者数見込による特定健康診査に係る委託料の減であります。
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

7 款 1 項 基金積立金

1 目 国民健康保険財政調整基金積立金 6 1 2 万 5 千円の増
基金積立金の増であります。

9 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付金

1 目 償還金 5 6 万 5 千円の増
保険給付費等交付金精算返還金の増であります。

以上で、議案第 2 0 号の説明を終わります。
続きまして、議案第 2 1 号であります。

議案第 2 1 号

令和 7 年度 厚岸町介護保険特別会計補正予算

(4 回目) 提案理由説明書

議案書の１ページであります。

令和７年度 厚岸町 介護保険 特別会計補正予算（４回目）

令和７年度 厚岸町の介護保険 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第１条、第１項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、３２４万２千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、１１億１，９４９万１千円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

次ページを、お開きください。

２ページから３ページまで、

第１表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では、９款１４項、次ページ

歳出では、６款１３項にわたり、

それぞれ、３２４万２千円の減額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。

６ページを、お開き願います。

歳入であります。

１款 保険料 １項 介護保険料

１目 第１号被保険者 介護保険料 １４７万６千円の減
収入見込みによる減であります。

２款 サービス収入 ２項 予防給付費収入

１目 居宅支援サービス費収入 １３５万１千円の減

３項 介護予防・日常生活支援 総合事業費収入

１目 介護予防ケアマネジメント事業費収入 ３８万５千円の減
それぞれ、収入見込みによる減であります。

３款 分担金及び負担金 １項 負担金

１目 地域支援事業負担金 ８万９千円の減
収入見込みによる減であります。

4 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金 1 目 介護給付費負担金 3 4 万 8 千円の増

2 項 国庫補助金 1 目 財政調整交付金 3 万 5 千円の増

2 目 保険者機能強化推進交付金 2 0 万 9 千円の減

7 目 地域支援事業交付金 3 6 万 6 千円の増

8 目 保険者努力支援交付金 3 7 万 5 千円の減

それぞれ、交付決定及び交付見込みによる増減であります。

5 款 1 項 支払基金交付金 次ページ

1 目 介護給付費交付金 1 1 7 万 3 千円の増

2 目 地域支援事業 支援交付金 2 2 万 2 千円の減

それぞれ、交付決定及び交付見込みによる増減であります。

6 款 道支出金 1 項 道負担金

1 目 介護給付費負担金 2 5 万 8 千円の増

2 項 道補助金 3 目 地域支援事業交付金 1 8 万 2 千円の増

3 項 委託金 1 目 総務費委託金 1 万 7 千円の減

7 款 財産収入 1 項 財産運用収入

1 目 利子及び配当金 1 8 万 2 千円の増

説明欄記載のとおり、収入見込みによる増であります。

8 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金 3 5 6 万 6 千円の減

2 項 基金繰入金 1 目 介護給付費準備基金繰入金 1 9 6 万 8 千円の増

それぞれ、補正財源調整による増減であります。

1 0 款 諸収入 2 項 3 目 雑入 6 万 4 千円の減

説明欄記載のとおり、収入見込みによる減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

1 0 ページを、お開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 1 0 万 8 千円の減

3 項 1 目 介護認定審査会費 1 4 万 2 千円の減

2 目 認定調査等費 6 万 5 千円の増

5 項 1 目 計画策定委員会費 4 8 万 4 千円の減
それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 款 保険給付費 1 項 介護サービス等諸費 次ページ
1 目 居宅介護サービス給付費 補正額ゼロ
財源内訳補正であります。

2 目 施設介護サービス給付費 3 8 9 万 7 千円の増
3 目 居宅介護福祉用具購入費 6 9 万 1 千円の減
4 目 居宅介護住宅改修費 5 8 万 6 千円の増

3 項 1 目 高額医療合算介護サービス費 5 5 万 2 千円の減

4 項 特定入所者介護サービス等費 次ページにわたり
1 目 特定入所者介護サービス費 5 4 万 2 千円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、給付見込み等による増減であります。

4 款 地域支援事業費 2 項 包括的支援事業・任意事業費
1 目 包括的支援事業等事業費 5 5 万 4 千円の減
主に職員人件費 4 4 万円の減のほか、説明欄記載のとおり
執行見込みによる減であります。

なお、2 2 ページから 2 3 ページまで、
給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

2 目 任意事業費 7 3 万 7 千円の減
3 目 在宅医療・介護連携推進事業費 次ページにわたり 7 万 3 千円の減
4 目 生活支援体制整備事業費 3 5 万 9 千円の減
5 目 認知症総合支援事業費 2 6 万 9 千円の減
6 目 地域ケア会議推進事業費 補正額ゼロ
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び
財源内訳補正であります。

3 項 介護予防・生活支援サービス事業費
1 目 総合事業サービス費 次ページにわたり 2 4 1 万 3 千円の減

4 項 1 目 一般介護予防事業費 1 6 万 8 千円の増

5 項 高額介護サービス費等

1 目 高額介護予防サービス費事業費 補正額ゼロ

2 目 高額医療合算介護予防サービス費事業費 1 万円の増
それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び
財源内訳補正であります。

5 款 1 項 1 目 介護給付費準備基金費 24 万 3 千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

8 款 サービス事業費 1 項 居宅サービス事業費
次ページ 1 目 包括的支援事業費 72 万 8 千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

9 款 1 項 保健福祉事業費 1 目 保健福祉事業 115 万 7 千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

以上で、議案第 21 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 22 号であります。

議案第 22 号

令和 7 年度 厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算

(3 回目) 提案理由説明書

議案書の１ページであります。

令和７年度 厚岸町 後期高齢者医療 特別会計補正予算（３回目）

令和７年度 厚岸町の後期高齢者医療 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第１条、第１項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、１，１２０万５千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、１億８，６９４万５千円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

次ページを、お開きください。

２ページから３ページまで、

第１表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では、３款３項、次ページ

歳出では、２款３項にわたって、

それぞれ、１，１２０万５千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。

６ページを、お開き願います。

歳入であります。

１款 １項 後期高齢者医療保険料

１目 特別徴収保険料 ２７３万７千円の増

２目 普通徴収保険料 １，２６７万４千円の増

それぞれ、収入見込みによる増減であります。

３款 繰入金 １項 １目 一般会計繰入金 ４２２万４千円の減
補正財源調整に伴う減であります。

５款 諸収入 ５項 １目 雑入

後期高齢者医療広域連合特別調整交付金 １万８千円 新規計上

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について、周知に伴う交付金の計上であ
ります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページを、お開き願います。
歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 4 2 万 1 千円の減
2 項 1 目 徴収費 2 万 7 千円の増
それぞれ、執行見込みによる増減であります。

2 款 1 項 1 目 後期高齢者医療 広域連合納付金
1, 1 5 9 万 9 千円の増
広域連合への負担金の増であります。

以上で、議案第 2 2 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 2 3 号であります。

議案第 23 号

令和 7 年度 厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算

(3 回目) 提案理由説明書

議案書の１ページであります。

令和７年度 厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計補正予算（３回目）
令和７年度 厚岸町の介護老人保健施設事業 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第１条、第１項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、９７万２千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、９，６３１万９千円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

次ページを、お開きください。

２ページから３ページまで、
第１表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、４款５項、次ページ
歳出では、２款２項にわたって、
それぞれ、９７万２千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。
６ページを、お開き願います。
歳入であります。

１款 サービス収入 １項 介護給付費収入
１目 施設介護サービス費収入 ２７万２千円の増
２項 １目 自己負担金収入 １８万２千円の増
施設利用見込みによる増であります。

５款 財産収入 １項 財産運用収入
１目 利子及び配当金 １万５円の増

８款 諸収入 １項 １目 雑入 ３千円の増
それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

１０款 繰入金 １項 基金繰入金
１目 介護老人保健施設基金繰入金 ５０万円 新規計上
補正財源調整に伴う介護老人保健施設基金からの繰入金であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

８ページを、お開き願います。

歳出であります。

１款 サービス事業費 １項 施設サービス事業費

１目 施設介護サービス事業費 ９５万６千円の増

会計年度任用職員人件費 ３４３万円の減

説明欄記載のとおり、職員人件費の増減であります。

なお、１０ページから１１ページまで、

給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

介護老人保健施設サービス ４３８万６千円の増

主に、病院事業運営管理共通経費負担金 ４５１万５千円の増は、人件費、薬品費及び診療材料費などの事業費確定による増のほか、その他執行見込みによる増減であります。

３款 １項 基金積立金

１目 介護老人保健施設基金積立金 １万６千円の増

基金利子収入の増見込による積立金の増であります。

以上を持ちまして、

議案第１９号 令和７年度 厚岸町一般会計補正予算（７回目）から

議案第２３号 令和７年度 厚岸町介護老人保健施設事業 特別会計補正予算（３回目）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上 ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第 2 4 号 令和 7 年度厚岸町水道事業会計補正予算
(4 回目)

提案理由説明書

議案第24号、令和7年度厚岸町水道事業会計補正予算（4回目）の内容について

1 ページ

第1条 総則、令和7年度厚岸町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量の補正であります。

給水戸数は、10戸減の、5,648戸

年間総配水量は、4,400立方メートル減の、
160万9,129立方メートル。

一日平均給水量は、12立方メートル減の、
4,409立方メートルとするものであります。

主な建設改良事業について

配水管布設替等事業を、581万7千円減額し、1億9,893万5千円に、

メーター設備事業を、145万円減額し、5,335万円にするものであります。

第3条 収益的収入及び支出の補正であります。

収入

1款 水道事業収益を4,057万3千円増額し、
4億6,173万4千円とするもので、

内訳は、

1項 営業収益が、106万5千円の減。

2項 営業外収益が、4,163万8千円の増であります。

支出

1款 水道事業費用を4,864万7千円増額し、
4億2,270万9千円とするもので、

内訳は、

1項 営業費用が、4,669万9千円の増。

2 項 営業外費用が、194万8千円の増であります。

収益的収入及び支出の内容につきましては、補正予算説明書で説明します。

2 ページ

第4条 資本的収入及び支出の補正であります。

収入

1 款 資本的収入を947万円減額し、

1億9,318万9千円とするもので、

内訳は、

1 項 企業債が、720万円の減。

5 項 他会計負担金が、227万円の減であります。

支出

1 款 資本的支出を685万3千円減額し、

3億5,139万円とするもので、

内訳は、

1 項 建設改良費が、719万9千円の減。

3 項 返還金が、34万6千円の増であります。

9 ページの補正予算説明書をお開き願います。

収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の内容について

収益的収入

1 款 水道事業収益

1 項 営業収益

1 目 給水収益は、100万1千円の減。

家事用使用水量の10月から12月までの使用実績と今後の使用見込みを勘案し、0.5%減としたことによる減。(水道事業のみ)

2 目 受託工事収益は、6万4千円の減。

設計審査及び工事検査手数料について、実績及び見込みを勘案し、8件分の手数料の減。

2 項 営業外収益

1 目 受取利息及び配当金は、9千円の皆増。

他会計への短期貸付けに伴う貸付金利息の増。

5 目 他会計補助金は、1,004万4千円の増。

主に簡易水道事業において、収支不足分の繰入に伴う増。

6 目 長期前受金戻入は、2,710万5千円の増。

主に簡易水道事業において、令和6年度受贈財産など収益額の見直しに伴う増。

8 目 消費税還付金は、422万円の増。

この度の補正における消費税計算に伴う増。(水道事業)

90 目 雑収益は、26万円の増。

消費税還付金(過年度更正請求令和元年から令和5年分)に伴う増であります。

収益的支出

1 款 水道事業費用

1 項 営業費用

1 目 原水及び浄水費は、233万3千円の減。

主に

26 節 動力費が、10月から12月使用実績に伴う90万9千円の減。

27 節 薬品費が、水処理薬品使用実績に伴う136万7千円の減のほか、各節説明欄記載したとおりであります。

2 目 配水及び給水費は、162万2千円の増。

主に

18 節 委託料が、当初漏水調査委託料5件から5件増加に伴う142万9千円の増のほか、各節説明欄記載した増であります。

9 ページから10 ページ

4目 総係費は、38万2千円の増。

主に

2節 超過勤務手当の実績見込みを勘案した増額のほか、各節説明欄記載した増減であります。

5目 減価償却費は、3,731万1千円の増。

主に簡易水道事業において、構築物など減価償却率の見直しに伴う増であります。

6目 資産減耗費は、971万7千円の増。

令和7年度配水管布設替え及びメーター設備除却に伴う資産減耗費の増であります。

2項 営業外費用

1目 支払利息及び企業債取扱諸費は、1千円の増。

簡易水道事業において、各金融機関借入先の科目更正に伴う増。

2目 消費税及び地方消費税は、194万6千円の皆増。

簡易水道事業において、この度の補正における消費税計算に伴い見込まれる納付額の皆増。

3目 雑支出は、1千円の皆増。

水道事業において、その他雑支出が修繕費支出先の誤りに伴う違約金の支出に伴う皆増。

以上が、収益的収入及び支出の補正内容で、これによる消費税込みでの経常収支見込みでは、3,902万5千円の黒字計上となります。

11ページ

資本的収入

1款 資本的収入

1項 1目 企業債は、720万円の減。

配水管等工事等3件の精算に伴う減であります。

5 項 1 目 他会計負担金は、2 2 7 万円の減。

主に簡易水道事業において、資本的収支精算見込みに伴う補てん分の減であります。

資本的支出

1 款 資本的支出

1 項 1 目 建設改良費は、5 8 1 万 7 千円の減。

5 件の工事請負費執行額確定見込みに伴う減であります。

2 目 総係費は、1 8 万円の減。

8 節 旅費が、執行額確定見込みに伴う皆減であります。

3 目 メーター設備費は、1 4 5 万円の減。

2 8 節 材料費が、新設撤去及び検満メーター取替工事の執行額確定に伴う減であります。

4 目 固定資産購入費は、2 4 万 8 千円の増。

8 節 工具、器具及び備品購入費が、水道課で保有する埋設物探査機、主に地中に埋設する水道管や下水道蓋などを特定する器具が経年劣化により修理不能となり、同等品の購入による増。なお、各会計で器具を共有するため 4 9 万 5 千円の 1 / 2（水道事業及び簡易水道事業）を計上するものであります。

3 項 1 目 返還金は、3 4 万 6 千円の皆増。

2 節 補助金返還金が、令和 5 年度北海道生活基盤施設耐震化等補助金において、事業精算時に消費税を含め補助金請求をしたが、令和 5 年度決算確定により、消費税分が補助金の対象とならない事が決定し、環境第 9 0 1 号令和 8 年 1 月 6 日付、令和 5 年度北海道生活基盤施設耐震化等補助金仕入れに係る消費税等相当額の返還を北海道知事から通知を受け支出に伴う皆増。

1 ページ下段へ戻り

第 4 条の本文括弧書き

「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1 億 5, 5 5 8 万 4 千円は

当年度分損益勘定留保資金 1億23万2千円
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,605万円
減債積立金 1,094万5千円
及び 建設改良積立金 2,835万7千円」を
「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額
1億5,820万1千円は
当年度分損益勘定留保資金 1億2,015万5千円
引継金 356万9千円
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,582万2千円
並びに建設改良積立金 1,865万5千円」に改めるものであります。

2 ページ中段

第4条の2 特例的収入及び支出の補正であります。
地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権
及び債務として整理する未収金及び未払金の金額
未収金「536万9千円」を「600万7千円」に
未払金「472万7千円」を「243万8千円」に改めるものであります。

第5条 企業債の補正であります。
水道事業配水管等整備事業費の企業債の予定額を520万円減額し1億
1,000万円、簡易水道事業配水管等整備事業費の企業債の予定額を200
万円皆減とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、変更あり
ません。

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でありま
す。
職員給与費について、20万円増額し、3,839万1千円に改めるものであ
ります。

3 ページ

第7条 他会計からの補助金の補正であります。
第1号 職員給与費補助が、1,005万6千円増額し、

第2号 水道事業企業債利息償還補助が、5万円減額し、
第4号 旧簡易水道事業企業債利息償還補助が、119万1千円減額し、
新たに第7号を追加し、簡易水道事業企業債利息償還補助として、122万9千円の皆増。
他会計補助金総額を6,829万9千円とするものであります。

第8条 たな卸資産購入限度額の補正であります。
たな卸資産である薬品費の購入額の変更に伴い159万1千円減額するため、
たな卸資産の購入限度額「2,670万5千円」を「2,511万4千円」
に改めるものであります。

4ページと5ページは、補正予算実施計画。
6ページは、水道事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書。
7ページから8ページは、給与費明細書。
12ページと13ページは、予定貸借対照表。
14ページと15ページは、会計処理の基準や手順を示した注記であります。

以上が、令和7年度厚岸町水道事業会計補正予算（4回目）の内容であります。
ご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第 25 号 令和 7 年度厚岸町下水道事業会計補正予算
(3 回目)

提案理由説明書

議案第 25 号、令和 7 年度厚岸町下水道事業会計補正予算（3 回目）の内容について

1 ページ

第 1 条 総則、令和 7 年度厚岸町下水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。

第 2 条 業務の予定量の補正であります。

主な建設改良事業について

管きよ整備事業を、4, 530 万 7 千円増額し、1 億 1, 400 万 2 千円とするものであります。

第 3 条 収益的収入及び支出の補正であります。

収入

- 1 款 下水道事業収益を 486 万 6 千円減額し、
5 億 6, 186 万 6 千円とするもので、
内訳は、
- 2 項 営業外収益が、486 万 6 千円の減であります。

支出

- 1 款 下水道事業費用を 464 万 3 千円減額し、
5 億 5, 257 万 4 千円とするもので、
内訳は、
- 1 項 営業費用が、467 万 4 千円の減。
- 2 項 営業外費用が、3 万 1 千円の増であります。

収益的収入及び支出の内容につきましては、補正予算説明書で説明します。

1 ページから 2 ページ

第 4 条 資本的収入及び支出の補正であります。

収入

1 款 資本的収入を 3, 9 4 5 万 9 千円増額し、
3 億 3, 5 4 5 万 2 千円とするもので、

内訳は、

1 項 企業債が、1, 7 2 0 万円の増。
2 項 補助金が、2, 2 2 5 万 9 千円の増であります。

支出

1 款 資本的支出を 4, 5 3 9 万 1 千円増額し、
5 億 1, 3 0 6 万 3 千円とするもので、

内訳は、

1 項 建設改良費が、4, 5 3 9 万 1 千円の増であります。

8 ページの補正予算説明書をお開き願います。

収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の内容について

収益的収入

1 款 下水道事業収益
2 項 営業外収益
5 目 他会計補助金は、6 5 0 万円の減。
繰入基準内外の必要経費精算による減。

6 目 長期前受金戻入は、1 8 2 万 1 千円の増。
資産の減価償却費に含まれる補助金等相当額の戻入収益化額確定に伴う増。

8 目 消費税及び地方消費税還付金は、1 8 万 7 千円の減。
この度の補正における精算整理に伴う消費税還付金の減。

収益的支出

1 款 下水道事業費用
1 項 営業費用
2 目 ポンプ場費は、1 3 9 万 4 千円の減。

主に２２節 修繕費が、執行額確定見込みを勘案した１１１万１千円の減。
その他の節は説明欄記載のと通りの減であります。

３目 処理場費は、７７万７千円の減。

主に１４節 光熱水費のうち、電気料がこれまでの使用実績に伴う５７万８千円の減。その他の節は説明欄記載のと通りの増減であります。

５目 普及指導費は、９７万５千円の減。

３２節 負担金・補助金及び交付金が、水洗化等改造工事補助金及び利子補給について、対象者に接続見込みについて聞き取った結果、対象件数の減であります。

７目 総係費は、４万３千円の増。

各節説明欄記載のとおりであります。

８目 減価償却費は、１３２万５千円の減。

機械及び装置に係る償却費の減によるものであります。

９目 資産減耗費は、２４万６千円の減。

令和７年度建設改良費執行精算による除却費の減。

９ ページ

２項 営業外費用

１目 支払利息及び企業債取扱諸費は、３万１千円の増。

金融機関からの一時借入金利息の増。

以上が、収益的収入及び支出の補正内容で、これによる消費税込みでの経常収支見込みでは、９２９万２千円の黒字計上となります。

資本的収入

１款 資本的収入

１項 １目 企業債は、１，７２０万円の増。

建設改良費精算見込みに伴う企業債の令和７年度精算５７０万円減。

建設改良費令和７年度１次補正（国土強靱化）関係社会資本整備総合交付金交

付決定に伴う企業債 2, 290 万円の増。令和 8 年度対応

※地方公営企業法第 26 条（予算の繰越） 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 項 補助金

1 目 国庫補助金は、2, 225 万 9 千円の増。

社会資本総合交付金交付額精算に伴う令和 7 年度精算 74 万 1 千円減。

令和 7 年度 1 次補正（国土強靱化）関係社会資本整備総合交付金交付決定に伴う 2, 300 万円の増。令和 8 年度対応

4 項 1 目 他会計補助金は、同額。

繰入基準内外の必要経費を組み替えたことによる増減であります。

資本的支出

1 款 資本的支出

1 項 建設改良費

1 目 管きょ建設改良費は、3, 230 万 7 千円の増。

町内の新築工事に伴う 1 件の公共柵設置工事精算に伴う令和 7 年度 69 万 3 千円の減。

令和 7 年度 1 次補正（国土強靱化）関係社会資本整備総合交付金交付決定に伴う工事請負費 2 件（奔渡汚水幹線改築更新、湖南地区マンホール蓋更新）

3, 300 万円の増。令和 8 年度対応

4 目 総係費は、1, 296 万円の増。

主に

18 節 委託料が、令和 7 年度 1 次補正（国土強靱化）関係社会資本整備総合交付金交付決定に伴う委託料 1 件（門静雨水柵渠改築実施設計）1, 300 万円の増。その他の節は執行見込みを勘案した増減で、内容は、説明欄記載のとおりであります。

5 目 固定資産購入費は、12 万 4 千円の増。

1 節 有形固定資産購入費が、水道課で保有する埋設物探査機、主に地中に埋設する水道管や下水道蓋などを特定する器具が経年劣化により修理不能となり、同等品の購入による増。なお、各会計で器具を共有するため 49 万 5 千円

の1／4を計上するものであります。

1 ページ下段へ戻り

第4条の本文括弧書き

「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1億7, 167万9千円は

過年度分損益勘定留保資金 1, 202万8千円

当年度分損益勘定留保資金 1億5, 065万9千円 並びに

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 899万2千円」を

「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1億7, 761万1千円は

過年度分損益勘定留保資金 1, 202万8千円

当年度分損益勘定留保資金 1億5, 448万2千円 並びに

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1, 110万1千円」に
改めるものであります。

2 ページ中段

第5条 企業債の補正であります。

企業債の予定額を1, 720万円増額し1億3, 620万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。

職員給与費について、収益的支出及び資本的支出での増減で、3, 962万6千円の同額とするものであります。

第7条 他会計からの補助金の補正であります。

第1号 職員給与費補助が、236万9千円増額し、

第2号 減価償却費充当が、781万円減額し、

第3号 下水道事業企業債利息償還補助が、82万5千円減額し、
第5号 下水道事業運営費補助が、134万4千円減額し、
新たに第6号を追加し、児童手当給付経費補助として、111万円の皆増。
他会計補助金総額を3億2,991万8千円とするものであります。

3ページと4ページは、補正予算実施計画。

5ページは、補正予定キャッシュ・フロー計算書。

6ページから7ページは、給与費明細書。

10ページと11ページは、予定貸借対照表。

12ページと13ページは、会計処理の基準や手順を示した注記であります。

以上が、令和7年度厚岸町下水道事業会計補正予算（3回目）の内容であります。

ご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第 26 号

令和 7 年度 厚岸町病院事業会計補正予算（3 回目）

提案理由説明書

議案第26号 令和7年度厚岸町病院事業会計補正予算、3回目について、その内容をご説明いたします。

議案書、1ページをお開きください。

第1条 総則、令和7年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量の補正であります。

(2) 患者数について、年間延患者数では、5,935人減の4万2,410人とするもので、内訳として、入院患者数では、1,095人減の1万950人に、外来患者数では、4,840人減の3万1,460人とするものであります。1日平均患者数では、23人減の160人、内訳として、入院患者数では、3人減の30人に、外来患者数では、20人減の130人とするものであります。

第3条 収益的収入及び支出の補正は、補正予算説明書でご説明いたします。

9ページをお開きください。はじめに、収益的収入であります。

1款 病院事業収益、8,001万6千円の増

1項 医業収益、8,748万8千円の減

1目 入院収益、2,268万8千円の減、入院延患者数1,095人、1日当たり3人の減を見込んだ減額であります。

2目 外来収益、6,667万1千円の減、外来延患者数4,840人、1日当たり20人の減を見込んだ減額であります。

3目 その他医業収益、37万5千円の減

内訳として、1節 室料差額収益、12万9千円の増は、利用日数の増、2節 公衆衛生活動収益、30万4千円の減は、主に、新型コロナウイルスワクチン接種料の減、3節 その他医業収益、20万円の減は、主に、テレビ視聴料の減であります。

4目 負担金、224万6千円の増

一般会計負担金の増で、説明欄記載のとおり、それぞれ決算見込みを勘案しての増であります。

2項 医業外収益、1億6,750万4千円の増

4 目 他会計補助金、3 9 7 万 9 千円の減

5 目 他会計負担金、1 億 6, 6 7 3 万 3 千円の増

一般会計からの補助金及び負担金で、説明欄記載の項目については、それぞれ決算見込みを勘案しての増減であります。

6 目 負担金交付金、4 5 1 万 5 千円の増

介護老人保健施設事業運営管理共通経費負担金の増であります。

8 目 道補助金、2 3 万 5 千円の増

訪問リハビリ実施に伴う地域づくり総合交付金の計上であります。

以上で、収益的収入を終わります。

次に、1 0 ページ、収益的支出であります。

1 款 病院事業費用、6 6 6 万 4 千円の減

1 項 医業費用、3 0 万 1 千円の増

1 目 給与費、1 7 万 2 千円の増

内訳として、5 節 賞与引当金繰入額、2 0 0 万円の増は、次年度支給分の賞与引当金の増、6 節 報酬、1 6 6 万 2 千円の減は、会計年度任用職員報酬の減であります。

2 目 材料費、1 4 6 万 4 千円の増

主に、薬品費の増で、病棟における新型コロナウイルス感染症患者に投与する医薬品費の増であります。

3 目 経費、9 6 万 6 千円の減

主に、6 節 光熱水費、1 4 7 万 6 千円の減は、電気料金の減、1 2 節 修繕費、2 2 4 万 5 千円の増は、暖房用ボイラー修理など施設修理費の増のほか、1 1 ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる増減であります。

6 目 研究研修費、3 6 万 9 千円の減は、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる減であります。

2 項 医業外費用、6 9 6 万 5 千円の減

1 目 支払利息及び企業債取扱諸費、1 0 万 1 千円の増は、一時借入金利息の増

であります。

2目 医療技術員確保対策費、732万1千円の減は、主に、看護師派遣負担金の減であります。

3目 雑損費、25万5千円の増は、貯蔵品に係る仮払消費税の増であります。

以上が、収益的収入及び支出の補正内容であります。

1ページにお戻りください。

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。

職員給与費について、17万2千円を増額し、8億2,408万4千円とするものであります。

2ページ

第5条 他会計からの補助金の補正であります。合計で1億6,500万円を増額し、補助金の総額を、6億8,500万円とするもので、前年度実績との比較において、1,400万円の減であります。

3ページは、補正予算実施計画、

4ページは、補正予定キャッシュ・フロー計算書、

5ページから8ページまでは、給与費明細書、

12ページから14ページまでは、予定貸借対照表及び注記であります。内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第26号 令和7年度厚岸町病院事業会計補正予算、3回目の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。